

公益法人・一般法人の運営等に関する
アンケート結果

(2023年9月実施分)

報告書

2024年6月

公益財団法人公益法人協会

公益法人・一般法人の運営等に関する
アンケート結果

(2023年9月実施分)

報告書

2024年6月

公益財団法人公益法人協会

目次

I. アンケートの概要	1
1. 本調査の背景	1
2. 回答法人の概要	2
3. 質問項目	2
4. 公益法人、一般法人の概況	4
II. アンケート結果〔公益法人編〕	6
1. 回答法人の基本的事項	6
2. 法人格について	13
(1)法人選択に関する意識 (13)	
(2)法人種類の再選択 (29)	
3. 寄附と税制について	33
(1)寄附金に関する意識と姿勢 (33)	
(2)税額控除証明の取得状況等 (36)	
(3)税制に関する要望事項 (41)	
(4)会計に関する要望事項 (42)	
4. 行政庁の対応等について	43
(1)立入検査について (43)	
(2)変更認定申請等について (45)	
(3)行政庁の対応 (47)	
(4)行政庁への要望について (49)	
5. その他組織運営について	50
(1)ガバナンス・コードについて (50)	
(2)純資産規制による財団法人の強制解散制度 (55)	
(3)コロナ禍における影響 (55)	
(4)法人組織として取り組みたい事項 (59)	
(5)情報公開 (61)	
6. 公益法人協会に対する要望事項	62
III. アンケート結果〔一般法人編〕	63
1. 回答法人の基本的事項	63
2. 法人選択の動向	67
(1)法人選択に関する意識 (67)	

(2)法人種類の再選択 (72)	
3. 寄附と税制について	76
(1)寄附金に関する意識と姿勢 (76)	
(2)寄附の利用の促進について (78)	
(3)税制に関する要望事項 (78)	
4. その他組織運営について	79
(1)純資産規制による財団法人の強制解散制度 (79)	
(2)コロナ禍における状況 (79)	
(3)法人組織として取り組みたい事項等 (82)	
(4)情報公開 (82)	
5. 公益法人協会に対する要望事項	83
IV. まとめ	84
V. 付属資料	85
1. 記述回答[公益法人編]	85
(1)「表 15 収益事業実施内容」の「その他」の回答 (85)	
(2)「表 16 2022 年度の主な収入」の「その他」の回答 (86)	
(3)「表 18 公益法人を選択して良かった点」の「その他」の回答 (87)	
(4)「表 21 公益法人になって苦労している点」の「その他」の回答 (88)	
(5)「表 25 収支相償原則に関する具体的要望・意見」の「その他」の回答 (89)	
(6)「表 30 遊休財産規制に関する具体的要望・意見」の「その他」の回答 (89)	
(7)「表 35 認定等手続きに関する具体的要望・意見」の「その他」の回答 (90)	
(8)「表 39 別表 H についての定期提出書類の手引きの改訂への対応」の「その他」の回答 (90)	
(9)「表 41 再度選択する場合の法人類型」の「その他」の回答 (91)	
(10)「表 46 現状の法人形態と異なる法人格を選択した理由」の「その他」の回答 (92)	
(11)「表 50 寄附金を募集していない理由」の「その他」の回答 (92)	
(12)「表 58 税額控除証明を取得していない理由」の「その他」の回答 (93)	
(13)「表 60 寄附の利用をさらに促進する上で期待すること」の「その他」の回答 (93)	
(14)「表 63 公益法人をめぐる税制で希望する事項」の回答 (93)	
(15)「表 64 会計制度(平成 20 年度公益法人会計基準)についての意見」の回答 (96)	
(16)「表 65 立入検査等の状況」の「その他」の回答 (98)	
(17)「表 68 変更認定申請・変更届出で困っている点」の「その他」の回答 (99)	
(18)「表 71 行政庁の指導について」の「その他」の回答 (100)	
(19)「表 73 行政庁への要望について」の回答 (101)	
(20)「表 77 ガバナンス・コードを採用した目的」の「その他」の回答 (103)	
(21)「表 79 ガバナンス・コードを採用していない理由」の「その他」の回答 (103)	
(22)「表 81 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)」の「その他」の回答 (104)	

(23)「表 82 純資産規制による強制解散制度についての意見・要望等(財団のみ)」の「その他」の回答 (104)

(24)「表 83 コロナ禍による事業の損失状況」の「その他」の回答(104)

(25)「表 86 今後法人組織として取り組みたい事項」の「その他」の回答 (107)

(26)「表 89 ホームページで公開している情報」の「その他」の回答 (108)

(27)「表 91 公益法人協会に対する要望事項」の回答(109)

2. 記述回答[一般法人編] 113

(1)「表 96 2022 年度の主な収益」の「その他」の回答 (113)

(2)「表 100 一般法人を選択して良かった理由」の「その他」の回答 (114)

(3)「表 102 一般法人になって苦労している点」の「その他」の回答 (114)

(4)「表 106 運営上苦労している点、困っている点」の回答 (115)

(5)「表 107 再度選択する場合の法人類型」の「その他」の回答 (118)

(6)「表 112 公益法人への移行を望まない理由」の「その他」の回答 (118)

(7)「表 115 寄附金を募集していない理由」の「その他」の回答 (119)

(8)「表 117 寄附利用をさらに促進する上で期待する項目」の「その他」の回答 (120)

(9)「表 118 一般法人をめぐる税制で希望する事項」の回答 (120)

(10)「表 119 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)」の「その他」の回答 (121)

(11)「表 120 強制解散制度についてのご意見、ご要望」の「その他」の回答 (121)

(12)「表 121 コロナ禍による影響の損失状況」の「その他」の回答 (121)

(13)「表 124 法人組織として取り組みたい事項」の「その他」の回答 (122)

(14)「表 125 ホームページで公開している情報」の「その他」の回答 (123)

(15)「表 126 公益法人協会への要望事項」の回答 (125)

VI. アンケート質問全文-----127

1. 公益法人 127

2. 一般法人 134

I. アンケートの概要

1. 本調査の背景

1896年に制定された公益法人制度は、2008年12月に「民による公益の増進」という趣旨に基づいた制度に改められた。制度改正後、幸いにも一般法人は、既に8万5千法人を超えており、社会課題の解決やよりよい社会の実現に貢献するセクターとして、量的には安定した発展を遂げている。

一方で、公益法人は、財務三基準はじめ複雑な事務手続き等により公益資源を規制遵守の為に消費させる状況を生んでおり、このことによる社会的ロスは看過できないものがある。

以上の状況は公益法人数の伸び悩みにも繋がっており、新制度施行から15年が経過した現在も新規に設立された公益法人は800法人にも満たない状況である。旧制度からの移行を含む9,705の公益法人の多くは、公益法人の規制要件に耐えうる一定規模以上の法人が多く、新規に設立した法人や小規模法人にとって公益認定は大きなハードルとなっていると推察される。以上のことが解消されない限り、公益認定法第1条にある民による公益の増進の実現は量的な面でなかなか難しいと思われる。

直近の状況を統計からみても、一般法人は2023年3月からこの一年で5,211法人の増加がみられたものの、公益法人の数は、僅か34法人の増加に止まっている(表1)。一般法人法により設立された95,026法人(公益法人+一般法人)に占める公益法人の割合は10.2%と低く、しかも前回調査と比較し0.5ポイント減少した。

参考までに、特定非営利活動法人の数は49,154法人を数えるが、前回調査時(2023年3月)から820法人の減少となっている。また、認定特定非営利活動法人は1,284法人であり20法人の増加となった。社会福祉法人数は2024年3月現在で21,232法人であり、前回調査から34法人増加した。

以上が統計からみた非営利法人の動向であるが、公益法人が置かれている前述の状況を踏まえ、今年度も①以上のような状況に至った経緯、②法人及び事業運営の状況、③制度改善のニーズを把握することを目的にアンケートを実施した。

本アンケートは、社会全体の公益増進の妨げとなっている原因を探り、その制度環境、活動環境の改善を目指す目的で実施したものであり、その結果としてこれまで同様、国会においても引用される重要なデータとなる等を通じて、公益の増進のための制度改正に活かされることを切に期待している。

表1 公益法人、一般法人等の基本統計

法人類型	法人数 (2024.04.05)			前回調査 (2023.03.21)
公益法人	社団	4,155	9,705	9,671
	財団	5,550	(+34)	
一般法人	社団	77,596	85,321	80,110
	財団	7,725	(+5,211)	
特定非営利活動法人	認定	1,284(+20)		1,264
		49,154(-820)		49,974
社会福祉法人	21,232(+34)			21,198

公益法人、一般法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人数は、国税庁法人番号公表サイトより作成。
認定特定非営利活動法人数(2024年4月5日現在)は、内閣府NPOホームページを基に作成。

2. 回答法人の概要

今年度実施したアンケートは、例年どおりウェブ方式とし、発信先は当協会が確度の高い到着数としてメールアドレスを把握している公益法人 5,799 法人、一般法人 6,456 法人に依頼した(表2)。回答期間は2023年9月8日～28日である。その結果、公益法人から1,150件(回収率19.8%)、一般法人から658件(回収率10.2%)の回答を得た。

これまでの回答率と比較すると、新制度施行直後(2009年)は比較的に高い回収率を維持してきたが、移行期間が終了した2015年以降は回収率の若干の低下がみられ、2023年は20%を割った(表3)。一般法人を対象としたアンケートも2014年から実施してきたが、公益法人の回答数と比較すると半分ほどの低い数値となっている。本調査結果は、国会においても引用される重要なデータであり、毎年実施することにより、施策の効果等を実証化することも意図しているので、関係者には引き続きのご協力をお願いしたい。

表2 アンケート回答数・回収率

	公益法人		一般法人		
発信件数 ¹	5,799		6,456		
有効回答数(回収率)	1,150(19.8%)		658(10.2%)		
社団・財団別回答数	社団	財団	社団	財団	
	500	650	451	207	
公益:行政庁別	内閣府	都道府県	非営利徹底	共益	普通
一般:税制区分別 ²	323	827	353	106	199

¹ 発信件数は、想定到着ベース。

² 一般法人は、非営利型(非営利徹底型および共益型)の場合、法人税法上は公益法人等として取り扱われるが、収益事業は課税対象となる。普通型(特定一般法人)は法人税法上、全所得課税。

表3 2008年度調査以降の回答数と回収率

調査年	公益法人		一般法人		調査年	公益法人		一般法人	
	回答数	回収率	回答数	回収率		回答数	回収率	回答数	回収率
2008	2,079	21.5%	-	-	2016	1,548	24.0%	1,076	13.2%
2009	3,148	33.6%	-	-	2017	1,586	23.3%	703	9.8%
2010	2,955	32.5%	-	-	2018	2,452	26.5%*	1,609	26.5%*
2011	4,416	31.6%	-	-	2019	1,439	23.8%	986	14.7%
2012	3,441	28.1%	-	-	2020	1,515	25.3%	796	12.6%
2013	1,623	24.2%	-	-	2021	1,523	25.3%	791	13.0%
2014	2,103	30.9%	1,711	24.3%	2022	1,557	22.2%	750	10.3%
2015	1,583	22.0%	737	13.0%	2023	1,150	19.8%	658	10.2%

*2018年度調査は、法人形態別の発信件数(想定到着件数)を区別していないため、それぞれの回収率は厳密には不明であるが、公益法人、一般法人の合計は26.5%である。

3. 質問項目

アンケートでは、法人選択の動向、組織運営、寄附と税制、ガバナンス・コードおよび行政庁の対応について訊いた。質問内容は表4のとおりであるが、その内容は公益法人と一般法人とで異なり、質問数は公益法人28問、一般法人15問とした。質問の全文は、「VI. アンケート質問全文」に収録している。

なお本書では、公益法人および一般法人の制度が構造的に異なるため、公益法人の調査結果について

では「Ⅱ. アンケート結果[公益法人編]」、一般法人の調査結果については「Ⅲ. アンケート結果[一般法人編]」において、それぞれ別に報告することとした。また、前年度と同様、今回もより実態を深く把握するため、可能な限りクロス分析を行った。

表4 アンケート質問内容一覧

	公益法人	一般法人
基本情報	回答者のメールアドレス	回答者のメールアドレス
	法人の別	法人の別
	法人の形態	法人の形態
	行政庁の別	所在地
	-	税法区分
	事業内容の分類	事業内容の分類
	収益事業の有無	-
	収益事業収入の公益目的事業財産への繰入	-
	収益事業の内容	-
	2022年度の主な収益	2021年度の主な収益
	2022年度の収入規模	2021年度の収入規模
法人について	1 公益法人を選択して良かった点	1 一般法人を選択して良かった点
	2 公益法人を選択して苦労している点	2 一般法人を選択して苦労している点
	3 収支相償原則に関する意見、要望	3 苦労している点の具体的内容 ¹
	4 遊休財産額規制に関する意見、要望	- -
	5 認定等手続きに関する意見、要望	- -
	6 定期提出書類のH表への対応	- -
	7 再度選択する場合の法人形態	4 再度選択する場合の法人類型
	8 現状と異なる法人形態を選択する理由	5 公益法人への移行を望まない理由
寄附・税制等	9 寄附金の総収入に占める割合	6 寄附金の総収入に占める割合
	10 寄附金を募集していない理由	7 寄附金を募集していない理由
	11 税額控除証明への対応	- -
	12 税額控除証明を取得していない理由	- -
	13 寄附の利用をさらに促進する上で期待すること	8 寄附の利用をさらに促進する上で期待すること
	14 税制への要望 ¹	9 税制への要望 ¹
	15 会計基準についての意見 ¹	- -
行政庁対応	16 行政庁による監督	- -
	17 変更認定申請・届出	- -
	18 行政庁の指導・対応	- -
	19 行政庁への要望	- -
その他	20 純資産規制に関する状況(財団のみ)	10 純資産規制に関する状況(財団のみ)
	21 純資産規制による強制解散制度についての意見(財団のみ)	11 純資産規制による強制解散制度についての意見(財団のみ)
	22 ガバナンス・コード採用の有無	- -
	23 ガバナンス・コードの採用目的	- -
	24 ガバナンス・コードを採用していない理由	- -
	25 コロナの事業活動への影響	12 コロナの事業活動への影響
	26 借入の状況	13 借入の状況
	27 ホームページで公開している情報	14 ホームページで公開している情報
	28 法人組織として取り組みたい事項	15 法人組織として取り組みたい事項
29 公法協への要望 ¹	16 公法協への要望 ¹	

¹記述式の質問。質問内容の詳細は、「V.アンケート質問全文」を参照。

4. 公益法人、一般法人の概況

アンケートの結果報告に入る前に、公益法人および一般法人の概況についてみていく。表 5 は、2024 年 4 月 5 日時点の公益法人および一般法人の法人数、一般法人法に基づき設立された法人(公益法人＋一般法人)に占める公益法人の割合、そして人口1万人当たりの法人数を都道府県別に示したものである。

公益法人数を地域別にみると、最も公益法人が多い都道府県は東京都であり 2,350 件、全体に占める割合は 24.2%であった。2 番目に多い大阪府 4.4%とのポイント差は 19.8 に上る。公益法人が少ない地域は、秋田県 71 件(0.7%)、佐賀県 73 件(0.7%)、鳥取県 78 件(0.8%)などであった。

2023 年 3 月調査時と比較し、公益法人が最も増加した自治体は東京都(19 件)であり、兵庫県(5 件)、京都府(4 件)、大阪府(4 件)が続く。一方で、公益法人数が減少した都道府県は 10 県(岩手県、宮城県、秋田県、新潟県、福井県、長野県、滋賀県、奈良県、島根県、宮崎県)であった。

一般法人の多い地域、少ない地域は以下のとおりである。一般法人が最も多い地域も東京都(29,586 件)であり、全体に占める割合は 34.7%に上るが、前年調査時は 34.8%であったので、ほぼ同様である。一般法人の数は、いずれも都道府県人口に比例した分布形態がみられるものの、東京都の比率のみ極端に高い数値が示されており、これは地元組織に加えて多くの全国組織が都内に立地していることに起因するものと思われる。

2023 年 3 月の法人数と比較し、一般法人が最も増加した自治体は東京都(1,678 件)であり、大阪府(457 件)、神奈川県(269 件)、福岡県(185 件)、愛知県(181 件)が続く。一方、一般法人数が減少した自治体は認められなかった。

公益法人および一般法人の合計値に対する公益法人の割合が高い地域は、山形県および高知県 24.9%、富山県 22.8%、島根県 22.3%など人口規模が小さい地域が上位を占める。一方で、公益法人の割合が低い地域は沖縄県 5.8%、大阪府 6.2%、東京都および熊本県 7.4%、神奈川県 8.2%、兵庫県 8.5%などであった。

人口 1 万人当たりの公益法人数が多い地域は、高い値を示す東京都(1.7 件)に対して、東京都周辺部はいずれも低い値(埼玉県および千葉県 0.3 件、神奈川県 0.4 件)を示しており、首都圏域では東京都を中心とした分布がみられる。関西圏では首都圏と比較し異なる様相を呈しており、低い数値が示されている大阪府(0.5 件)、兵庫県(0.5 件)、奈良県(0.8 件)に対し、京都府が 1.3 件と高い値を示している。

人口 1 万人当たりの一般法人の数においても、東京都(21.1 件)は公益法人と同様に圧倒的な求心力を持ち、次に多い沖縄県(11.1 件)とは 10 件の差がある。3 番目に多い地域は京都府(7.9 件)であり、公益法人に限らず、一般法人も同様である。一方で、人口 1 万人当たりの一般法人の数が少ない地域は、秋田県および埼玉県(3.1 件)、千葉県(3.2 件)、栃木県(3.5 件)等であり、秋田県を除けば公益法人と同様に関東地方に分布している。

表5 都道府県別公益法人、一般法人基本統計

都道府県	公益法人			一般法人			合計	公益法人 の割合	1万人当り法人数	
	増減	全国比		増減	全国比				公益	一般
北海道	267	1	2.8	2,580	160	3.0	2,847	9.4	0.5	5.0
青森県	106	0	1.1	499	17	0.6	605	17.5	0.9	4.1
岩手県	96	-3	1.0	593	25	0.7	689	13.9	0.8	5.0
宮城県	164	-1	1.7	1,314	62	1.5	1,478	11.1	0.7	5.8
秋田県	71	-1	0.7	292	13	0.3	363	19.6	0.8	3.1
山形県	137	0	1.4	413	26	0.5	550	24.9	1.3	4.0
福島県	157	0	1.6	907	32	1.1	1,064	14.8	0.9	5.1
茨城県	145	0	1.5	1,088	83	1.3	1,233	11.8	0.5	3.8
栃木県	128	0	1.3	672	46	0.8	800	16.0	0.7	3.5
群馬県	126	1	1.3	741	46	0.9	867	14.5	0.7	3.9
埼玉県	232	1	2.4	2,266	158	2.7	2,498	9.3	0.3	3.1
千葉県	209	1	2.2	1,978	155	2.3	2,187	9.6	0.3	3.2
東京都	2,350	19	24.2	29,586	1,678	34.7	31,936	7.4	1.7	21.1
神奈川県	371	2	3.8	4,153	269	4.9	4,524	8.2	0.4	4.5
新潟県	187	-3	1.9	816	59	1.0	1,003	18.6	0.9	3.8
富山県	141	0	1.5	478	35	0.6	619	22.8	1.4	4.7
石川県	147	1	1.5	641	44	0.8	788	18.7	1.3	5.7
福井県	110	-1	1.1	481	27	0.6	591	18.6	1.5	6.4
山梨県	90	0	0.9	551	40	0.6	641	14.0	1.1	6.9
長野県	133	-1	1.4	1,186	84	1.4	1,319	10.1	0.7	5.9
岐阜県	132	1	1.4	918	59	1.1	1,050	12.6	0.7	4.7
静岡県	197	0	2.0	1,609	81	1.9	1,806	10.9	0.5	4.5
愛知県	313	2	3.2	3,124	181	3.7	3,437	9.1	0.4	4.2
三重県	110	1	1.1	687	50	0.8	797	13.8	0.6	3.9
滋賀県	141	-2	1.5	718	47	0.8	859	16.4	1.0	5.1
京都府	340	4	3.5	2,019	153	2.4	2,359	14.4	1.3	7.9
大阪府	429	4	4.4	6,503	457	7.6	6,932	6.2	0.5	7.4
兵庫県	283	5	2.9	3,048	171	3.6	3,331	8.5	0.5	5.6
奈良県	103	-1	1.1	754	51	0.9	857	12.0	0.8	5.8
和歌山県	93	0	1.0	507	36	0.6	600	15.5	1.0	5.6
鳥取県	78	0	0.8	350	17	0.4	428	18.2	1.4	6.4
島根県	106	-1	1.1	369	20	0.4	475	22.3	1.6	5.6
岡山県	170	2	1.8	985	56	1.2	1,155	14.7	0.9	5.3
広島県	189	1	1.9	1,293	88	1.5	1,482	12.8	0.7	4.7
山口県	104	0	1.1	554	35	0.6	658	15.8	0.8	4.2
徳島県	84	0	0.9	424	24	0.5	508	16.5	1.2	6.0
香川県	139	0	1.4	522	26	0.6	661	21.0	1.5	5.6
愛媛県	116	0	1.2	556	40	0.7	672	17.3	0.9	4.3
高知県	114	0	1.2	343	6	0.4	457	24.9	1.7	5.1
福岡県	327	1	3.4	2,957	185	3.5	3,284	10.0	0.6	5.8
佐賀県	73	1	0.8	497	30	0.6	570	12.8	0.9	6.2
長崎県	109	0	1.1	669	32	0.8	778	14.0	0.8	5.2
熊本県	91	0	0.9	1,142	69	1.3	1,233	7.4	0.5	6.6
大分県	111	0	1.1	654	34	0.8	765	14.5	1.0	5.9
宮崎県	89	-1	0.9	493	25	0.6	582	15.3	0.8	4.7
鹿児島県	196	1	2.0	763	67	0.9	959	20.4	1.3	4.9
沖縄県	101	0	1.0	1,628	112	1.9	1,729	5.8	0.7	11.1
合計			9,705			85,321	95,026	10.2	0.8	6.8

資料: 国税庁法人番号公表サイト(2024年4月5日現在)

表中の増減は2023年3月21日時点の法人数との比較による。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

1. 回答法人の基本的事項

【表6】本章では、公益法人の回答結果についてみていく。回答法人の属性は、社団 500 件(43.5%)、財団 650 件(56.5%)で、財団が若干上回る構成となっている。

表6 回答法人の法人格

法人格	回答法人数	割合
公益社団法人	500	43.5%
公益財団法人	650	56.5%
合計	1,150	100.0%

【表7】同表は、回答法人の設立経緯を示したものである。全体の 70%にあたる 805 法人は特例民法法人(旧民法法人)から移行認定を経て公益法人になった法人であり、とりわけ財団の比率が 80%(520 件)と高く、社団とのポイント差は 23 である。また、特例民法法人から一般法人に移行後公益認定を取得した移行法人は 47 件(4.1%)であった。

一般法人を新規に設立し公益認定を取得した法人は 46 件(4.0%)にとどまる。任意団体から一般法人に転換後公益認定を取得した法人は 171 件(14.9%)に上り、とりわけ社団の占める割合が高く 23.6%(118 件)となっている。

その他法人格からの転換状況をみると、特定非営利活動法人からが 12 件(1.0%)、営利法人からが 1 件(0.1%)、その他法人格からが 68 件(5.9%)であった。

【表8】同表は、回答法人数を行政庁別に示したものである。内閣府所管法人は 323 件(28.1%)、都道府県所管法人は 827 件(71.9%)である。都道府県別では東京都 87 件が最も多く、次いで愛知県 37 件、福岡県 31 件、北海道および京都府の 29 件が続く。

表7 法人の形態

回答項目	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
特例民法法人からの移行	285(57.0%)	520(80.0%)	805(70.0%)	4.7(65.3%)
特例民法法人から一般法人に移行後公益法人へ	27(5.4%)	20(3.1%)	47(4.1%)	0.7(3.4%)
新設(2008年12月以降に一般法人設立後公益法人へ)	25(5.0%)	21(3.2%)	46(4.0%)	-3.6(7.6%)
任意団体から一般法人に転換後公益法人へ	118(23.6%)	53(8.2%)	171(14.9%)	-1.7(16.6%)
特定非営利活動法人から一般法人に転換後公益法人へ	8(1.6%)	4(0.6%)	12(1.0%)	-0.5(1.5%)
営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ	1(0.2%)	0(0.0%)	1(0.1%)	-0.2(0.3%)
その他法人から一般法人に転換後公益法人へ	36(7.2%)	32(4.9%)	68(5.9%)	0.6(5.3%)
回答法人数計	500	650	1,150	-

カッコ内は、回答法人数(公益社団 500 件、公益財団 650 件、計 1,150 件)に占める割合。

表8 行政庁別回答数

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	29	2.5	石川県	14	1.2	岡山県	26	2.3
青森県	11	1.0	福井県	6	0.5	広島県	25	2.2
岩手県	20	1.7	山梨県	11	1.0	山口県	14	1.2
宮城県	17	1.5	長野県	20	1.7	徳島県	6	0.5
秋田県	9	0.8	岐阜県	7	0.6	香川県	14	1.2
山形県	10	0.9	静岡県	23	2.0	愛媛県	10	0.9
福島県	20	1.7	愛知県	37	3.2	高知県	12	1.0
茨城県	18	1.6	三重県	15	1.3	福岡県	31	2.7
栃木県	14	1.2	滋賀県	15	1.3	佐賀県	5	0.4
群馬県	12	1.0	京都府	29	2.5	長崎県	9	0.8
埼玉県	24	2.1	大阪府	21	1.8	熊本県	15	1.3
千葉県	14	1.2	兵庫県	14	1.2	大分県	14	1.2
東京都	87	7.6	奈良県	12	1.0	宮崎県	13	1.1
神奈川県	23	2.0	和歌山県	6	0.5	鹿児島県	19	1.7
新潟県	23	2.0	鳥取県	15	1.3	沖縄県	15	1.3
富山県	11	1.0	島根県	12	1.0	内閣府	323	28.1

%は回答法人数(1,150件)に占める割合。

表9 回答法人の主たる事業の分野

主たる事業	社団	財団	合計	主たる事業	社団	財団	合計
社会福祉関係	57	18	75	動物愛護*	5	0	5
福祉関係の助成	3	12	15	生活・権利保護支援*	2	1	3
健康維持・増進団体等	31	19	50	人権・平和*	1	5	6
医療施設、病院等	5	19	24	国際協力	5	30	35
教育関係	22	47	69	男女共同参画社会*	0	6	6
学会・学術団体	44	7	51	情報化社会	0	0	0
研究・分析機関	7	23	30	産業創造・企業経営、 起業支援	6	15	21
助成・表彰	11	103	114	業界団体	46	7	53
奨学	6	56	62	同一資格者団体	18	0	18
児童・青少年の健全育成	5	28	33	免許・資格付与・検査・ 検定	9	2	11
美術館・博物館・動物園・ 水族館・公園・庭園	3	34	37	互助・共済、親睦団体*	2	5	7
芸術・文化関係	15	71	86	精神修養団体*	0	0	0
スポーツ関係	12	35	47	祭祀・慰霊*	0	1	1
趣味・愛好会・同好会*	0	0	0	会館運営	1	9	10
地域社会貢献活動・団体	103	16	119	新聞その他メディア*	1	0	1
環境保護	19	26	45	行政関連	41	50	91
災害・地域安全	7	4	11	非営利活動支援団体	13	1	14
				回答法人数計	500	650	1,150

*本報告のクロス分析で「10件未満事業群」として扱う回答母数が10件未満の主たる事業。

【表 9】回答法人が実施する主たる事業の分野について、最も多かったのは「地域社会貢献団体」119 件(10.3%)であり、「助成・表彰」114 件(9.9%)、「行政関連」91 件(7.9%)、「芸術・文化関係」86 件(7.5%)の事業を実施する法人も比較的が多かった。一方で、「趣味・愛好会・同好会」、「情報化社会」および「精神修養団体」は、該当する法人がみられなかった。

本報告では、主たる事業および他の回答とのクロス分析を行うにあたり、母数が 10 件未満のカテゴリについては「10 件未満事業群」に集約することとする。母数が 9 件を下回るカテゴリは、「動物愛護」5 件、「生活・権利保護支援」3 件、「人権・平和」6 件、「男女共同参画社会」6 件、「互助・共済、親睦団体」7 件、「祭祀・慰霊」1 件、「新聞その他メディア」1 件であり、これらの合計は 29 件である。

【表 10】回答法人の収入規模については、全体に占める割合が最も高い収入規模は「1億～5億円」31.6%であり、次いで「1 千万～5 千万円」27.4%、「5 千万円～1 億円」14.4%が続く。「1 千万円未満」については 10.8%にとどまり、「5 億円以上」は 15.9%であった。また、5 億円以上の収入規模を有する多くの法人は財団法人であることが分かる。

表 10 2022 年度の収入規模別法人数

収入規模	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
1千万円未満	55(11.0%)	69(10.6%)	124(10.8%)	-1(11.8%)
1千万円以上5千万円未満	143(28.6%)	172(26.5%)	315(27.4%)	1.1(26.3%)
5千万円以上1億円未満	78(15.6%)	88(13.5%)	166(14.4%)	-1.5(15.9%)
1億円以上5億円未満	173(34.6%)	190(29.2%)	363(31.6%)	1.2(30.4%)
5億円以上 10 億円未満	29(5.8%)	58(8.9%)	87(7.6%)	0.4(7.2%)
10 億円以上	22(4.4%)	73(11.2%)	95(8.3%)	0(8.3%)
回答法人数計	500	650	1,150	—

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。

【表 11】収入規模を事業分野別にみると、該当法人数が最も多い収入規模「1 億円～5 億円」において、比較的高かった事業は「免許・資格付与・検査・検定」54.5%、「10 件未満事業群」48.3%、「同一資格者団体」44.4%であった。

5 千万円未満を小規模法人、5 千万円～5 億円を中規模法人、5 億円以上を大規模法人と仮定した場合、小規模法人の割合が高い事業は「奨学」64.6%、「災害・地域安全」63.7%、中規模法人の割合が高い事業は「免許・資格付与・検査・検定」81.8%、「その他」79.3%、「福祉関係の助成」73.3%、大規模法人の割合が高い事業は「医療施設、病院等」58.3%であった。

表 11 主たる事業別の収入規模

(%)

主たる事業 (回答法人数)	1 千万円 未満	1 千万～ 5 千万円	5 千万円 ～1 億円	1 億円～ 5 億円	5 億円～ 10 億円	10 億円 以上
社会福祉関係 (75)	10.7	29.3	8.0	42.7	8.0	1.3
福祉関係の助成 (15)	0.0	13.3	33.3	40.0	6.7	6.7
健康維持・増進団体等 (50)	12.0	32.0	20.0	24.0	6.0	6.0
医療施設、病院等 (24)	8.3	12.5	0.0	20.8	12.5	45.8

教育関係(69)	14.5	33.3	11.6	24.6	7.2	8.7
学会・学術団体(51)	13.7	33.3	13.7	33.3	2.0	3.9
研究・分析機関(30)	3.3	30.0	13.3	40.0	10.0	3.3
助成・表彰(114)	14.9	32.5	19.3	22.8	7.0	3.5
奨学(62)	19.4	45.2	8.1	17.7	8.1	1.6
児童・青少年の健全育成(33)	18.2	24.2	9.1	18.2	9.1	21.2
美術館・博物館・動物園等(37)	13.5	24.3	10.8	37.8	5.4	8.1
芸術・文化関係(86)	9.3	14.0	11.6	40.7	12.8	11.6
スポーツ関係(47)	2.1	17.0	12.8	42.6	10.6	14.9
地域社会貢献活動・団体(119)	11.8	26.1	11.8	37.8	5.9	6.7
環境保護(45)	8.9	33.3	20.0	26.7	6.7	4.4
災害・地域安全(11)	18.2	45.5	9.1	9.1	9.1	9.1
国際協力(35)	11.4	31.4	20.0	22.9	11.4	2.9
産業創造・企業経営、起業支援(21)	9.5	33.3	4.8	19.0	14.3	19.0
業界団体(53)	13.2	32.1	20.8	26.4	5.7	1.9
同一資格者団体(18)	5.6	22.2	11.1	44.4	16.7	0.0
免許・資格付与・検査・検定(11)	0.0	9.1	27.3	54.5	0.0	9.1
会館運営(10)	0.0	10.0	30.0	40.0	0.0	20.0
行政関連(91)	5.5	22.0	13.2	34.1	7.7	17.6
非営利活動支援団体(14)	14.3	35.7	28.6	21.4	0.0	0.0
10件未満事業群(29)	0.0	13.8	31.0	48.3	0.0	6.9
全体(1,150)	10.8	27.4	14.4	31.6	7.6	8.3

数値は各事業の規模別割合。

美術館・博物館・動物園等:美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

【表12】収益事業等の有無については、313件(27.2%)が収益事業等を実施しており、税法上の収益事業を公益目的事業として認定され実施している法人は69件(6.0%)であった。また、収益事業等および公益目的事業として実施している税法上の収益事業の両方を実施している法人は101件(8.8%)であった。一方で、収益事業等を全く実施していないとする法人は667件(58.0%)と半数を上回った。

表 12 収益事業等の有無

回答項目	公益社団	公益財団	合計
会計区分の上の収益事業等 ¹ を実施している	130(26.0%)	183(28.2%)	313(27.2%)
法人税法上の収益事業 34 業種に該当するが、公益目的事業として認定され実施している ²	41(8.2%)	28(4.3%)	69(6.0%)
会計区分上の収益事業等および公益目的事業として認定された法人税法上の収益事業の両方を実施している ³	47(9.4%)	54(8.3%)	101(8.8%)
実施していない	282(56.4%)	385(59.2%)	667(58.0%)
合計	500	650	1,150

カッコ内は、回答法人数(公益社団 500 件、公益財団 650 件、計 1,150 件)に占める割合。

1. 会計区分上の収益事業等は、公益認定法上の事業活動区分であり、税法上の課税対象となる事業。

2. 公益法人が公益目的のために行う活動であり、法人税法上で非課税対象とされる事業

3. 上記1と2の両方を実施している

【表 13】収益事業の有無について収入規模別にみると、収入規模が小さいほど収益事業を実施している傾向にあり、大規模法人であるほど公益目的事業のみを行っている法人が多い。

表 13 収入規模別の収益事業の有無

回答項目	1千万円未満	1千万～5千万円	5千万円～1億円	1億円～5億円	5億円～10億円	10億円以上	合計
会計区分上の収益事業を実施している	33 34.7%	30 34.5%	111 30.6%	47 28.3%	71 22.5%	21 16.9%	313 27.2%
法人税法上の収益事業34業種に該当するが、公益目的事業として認定され実施している	6 6.3%	8 9.2%	27 7.4%	6 3.6%	18 5.7%	4 3.2%	69 6.0%
会計区分上の収益事業および公益目的事業として認定された法人税法上の収益事業の両方を実施している	13 13.7%	10 11.5%	30 8.3%	13 7.8%	28 8.9%	7 5.6%	101 8.8%
実施していない	43 45.3%	39 44.8%	195 53.7%	100 60.2%	198 62.9%	92 74.2%	667 58.0%
合計	95	87	363	166	315	124	1,150

上段は回答数、下段は収入規模回答数に占める割合。

【表 14】表 12 の質問に関連して、会計区分上の収益事業等から生じた利益の 50%超を公益目的事業財産に繰り入れているかどうかを訊いた。会計区分上の収益事業を実施している 414 法人(表 12)のうち 402 法人から回答が得られ、その結果 50%を繰り入れている法人は3分の2を占めていることが分かった。

表 14 収益事業等から生じた利益の 50%超の公益目的事業財産への繰り入れ

回答項目	公益社団	公益財団	合計
繰り入れている	107(62.6%)	159(68.8%)	266(66.2%)
繰り入れていない	64(37.4%)	72(31.2%)	136(33.8%)
合計	171	231	402

カッコ内は、同質問の回答法人数 402 件(社団 171 件、財団 231 件)に占める割合。

【表 15】税法上の収益事業を公益目的事業として実施している法人に対して、その事業の内容について伺ったところ、物品販売業が最も多く 121 件(32.2%)であり、請負業 76 件(20.2%)、不動産貸付業 64 件(17.0%)が続く。

表 15 収益事業実施内容(複数回答)

主な収益	公益社団	公益財団	合計
物品販売業	52(29.1%)	69(35.0%)	121(32.2%)
不動産販売業	2(1.1%)	0(0.0%)	2(0.5%)
金銭貸付業	0(0.0%)	2(1.0%)	2(0.5%)
物品貸付業	1(0.6%)	6(3.0%)	7(1.9%)
不動産貸付業	19(10.6%)	45(22.8%)	64(17.0%)
製造業	3(1.7%)	2(1.0%)	5(1.3%)
通信業	1(0.6%)	1(0.5%)	2(0.5%)
運送業	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
倉庫業	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
請負業	45(25.1%)	31(15.7%)	76(20.2%)
印刷業	1(0.6%)	1(0.5%)	2(0.5%)
出版業	18(10.1%)	6(3.0%)	24(6.4%)
写真業	0(0.0%)	2(1.0%)	2(0.5%)
席貸業	2(1.1%)	10(5.1%)	12(3.2%)
旅館業	0(0.0%)	2(1.0%)	2(0.5%)
料理店業その他の飲食店業	1(0.6%)	8(4.1%)	9(2.4%)

周旋業	3(1.7%)	0(0.0%)	3(0.8%)
代理業	8(4.5%)	2(1.0%)	10(2.7%)
仲立業	2(1.1%)	3(1.5%)	5(1.3%)
問屋業	1(0.6%)	1(0.5%)	2(0.5%)
鉱業	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
土石採取業	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
浴場業	0(0.0%)	1(0.5%)	1(0.3%)
理容業	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
美容業	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
興行業	9(5.0%)	17(8.6%)	26(6.9%)
遊技所業	0(0.0%)	1(0.5%)	1(0.3%)
遊覧所業	1(0.6%)	1(0.5%)	2(0.5%)
医療保健業	7(3.9%)	9(4.6%)	16(4.3%)
技芸教授業	7(3.9%)	8(4.1%)	15(4.0%)
駐車場業	4(2.2%)	15(7.6%)	19(5.1%)
信用保証業	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
無体財産権の提供等業	1(0.6%)	2(1.0%)	3(0.8%)
労働者派遣業	33(18.4%)	0(0.0%)	33(8.8%)
その他(記述回答)	27(15.1%)	25(12.7%)	52(13.8%)
回答法人数	179	197	376

カッコ内は、同質問の回答法人数 376 件(社団 179 件、財団 197 件)に占める割合。
「その他」記述回答の内容は V.1.(1) 参照。

「公益目的事業として認定申請したが、それが認められず課税になった場合の経緯」(記述回答)については、以下のとおりである。

- ・貸し会議室 公益法人申請時に公益目的事業として相談していたが、借りた側の行為に公益にあたらぬものもあるとして認められなかった。
- ・指定管理の受託にあたり、公益財団法人法人への移行時にお世話になった行政書士に相談して当方の公益目的事業の拡大として変更届出をしようとしたところ、所管の担当者より変更認定が必要であると言われ、時期的に変更認定の処理が間に合わないのこのままでは違反行為になり罰則対象となる、それを避けるために収益事業で申請するようにと指導を受けた結果、収益事業とした。

表 16 2022 年度の主な収益(複数回答)

主な収益	公益社団	公益財団	合計
会費収入	399(79.8%)	169(26.0%)	568(49.4%)
個人による寄附金	51(10.2%)	114(17.5%)	165(14.3%)
親会社等による資金拠出	10(2.0%)	56(8.6%)	66(5.7%)
公益目的事業からの収益	260(52.0%)	214(32.9%)	474(41.2%)
収益事業の実施による収益	73(14.6%)	120(18.5%)	193(16.8%)
民間機関からの助成金	49(9.8%)	46(7.1%)	95(8.3%)
行政機関からの補助金	210(42.0%)	209(32.2%)	419(36.4%)
委託費・指定管理料	99(19.8%)	195(30.0%)	294(25.6%)
資金運用益	38(7.6%)	266(40.9%)	304(26.4%)
その他(記述回答)	28(5.6%)	60(9.2%)	88(7.7%)
回答法人数計	500	650	1,150

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。「その他」記述回答の内容は、V. 1.(2) 参照。

【表 16】回答法人の主な収益をみると、「会費収入」を主な収益とする法人の割合が 49.4%で最も高かった。「公益目的事業からの収益」および「行政機関からの補助金」も比較的に高く、それぞれ 41.2%および 36.4%であった。法人類型別にみると、社団の場合は 8 割近く(79.8%)が「会費収入」であり、また「公益目的事業からの収益」、「行政機関からの補助金」を主な収益とする法人も多くみられ、それぞれ 52.0%、42.0%であった。一方、財団で比較的に高かったのは、「資金運用益」40.9%、「公益目的事業からの収益」32.9%、「行政機関からの補助金」32.2%であった。

【表17】次に、事業による収入源の傾向を把握するため、回答法人の主な収益を事業分野別にみた。「会費収入」に依存する法人が50%以上を占める事業は12事業に上った。「公益目的事業からの収益」は「免許・資格付与・検査・検定」100%などの9事業が、「行政機関からの補助金」は「産業創造・企業経営、起業支援」76.2%などの8事業が、「委託費・指定管理料」は「会館運営」60%などの2事業が、「資金運用益」は「助成・表彰」75.4%などの4事業が50%を超えている。

表 17 主たる事業別の主な収益の割合(複数回答) (%)

中心となる事業	会費収入 ²	個人寄附	資金拠出	公益事業	収益事業	民間助成	行政補助	委託費等	資金運用	その他
社会福祉関係(75)	62.7	18.7	0.0	52.0	9.3	6.7	62.7	30.7	9.3	2.7
福祉関係の助成(15)	40.0	0.0	6.7	33.3	6.7	0.0	33.3	26.7	66.7	26.7
健康維持・増進団体等(50)	70.0	12.0	2.0	42.0	12.0	8.0	32.0	24.0	10.0	6.0
医療施設、病院等(24)	50.0	12.5	4.2	87.5	12.5	4.2	50.0	16.7	12.5	0.0
教育関係(69)	40.6	18.8	1.4	44.9	20.3	4.3	15.9	14.5	26.1	10.1
学会・学術団体(51)	88.2	9.8	2.0	52.9	19.6	5.9	7.8	3.9	15.7	5.9
研究・分析機関(30)	43.3	13.3	3.3	40.0	16.7	16.7	26.7	3.3	40.0	10.0
助成・表彰(114)	14.9	16.7	20.2	5.3	6.1	7.9	3.5	2.6	75.4	10.5
奨学(62)	6.5	25.8	17.7	3.2	4.8	1.6	6.5	0.0	61.3	17.7
児童・青少年の健全育成(33)	27.3	18.2	6.1	45.5	27.3	12.1	21.2	24.2	27.3	9.1
美術館・博物館・動物園等(37) ¹	21.6	21.6	18.9	64.9	43.2	5.4	27.0	35.1	16.2	13.5
芸術・文化関係(86)	34.9	18.6	5.8	57.0	31.4	10.5	44.2	48.8	17.4	2.3
スポーツ関係(47)	66.0	21.3	0.0	51.1	25.5	4.3	70.2	59.6	17.0	4.3
地域社会貢献活動・団体(119)	79.0	5.0	3.4	48.7	12.6	13.4	55.5	23.5	5.9	6.7
環境保護(45)	48.9	37.8	8.9	33.3	17.8	13.3	24.4	31.1	20.0	15.6
災害・地域安全(11)	90.9	18.2	0.0	36.4	27.3	9.1	72.7	27.3	18.2	9.1
国際協力(35)	48.6	22.9	2.9	25.7	11.4	14.3	45.7	51.4	51.4	5.7
産業創造・企業経営、起業支援(21)	38.1	0.0	0.0	23.8	4.8	4.8	76.2	42.9	14.3	4.8
業界団体(53)	79.2	3.8	0.0	47.2	15.1	7.5	49.1	24.5	9.4	3.8
同一資格者団体(18)	100.0	0.0	0.0	61.1	11.1	16.7	33.3	50.0	0.0	5.6
免許・資格付与・検査・検定(11)	54.5	0.0	0.0	100.0	36.4	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0
会館運営(10)	0.0	10.0	0.0	50.0	50.0	0.0	30.0	60.0	0.0	10.0
行政関連(91)	38.5	3.3	2.2	39.6	12.1	7.7	52.7	36.3	31.9	7.7
非営利活動支援団体(14)	78.6	0.0	0.0	35.7	14.3	14.3	50.0	14.3	0.0	0.0
10件未満事業群(29)	69.0	20.7	3.4	48.3	34.5	6.9	37.9	31.0	20.7	3.4
全体(1,150)	49.4	14.3	5.7	41.2	16.8	8.3	36.4	25.6	26.4	7.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

¹美術館・博物館・動物園等:美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

²会費収入:会費収入 個人寄附:個人による寄附金 資金拠出:親会社等による資金拠出 公益事業:公益目的事業からの収益 収益事業:収益事業の実施による収益 民間助成:民間機関からの助成金 行政補助:行政機関からの補助金 委託費等:委託費・指定管理料 借入れ:金融機関からの借入れ 資金運用:資金運用益

2. 法人格について

(1) 法人選択に関する意識

a) 公益法人になって良かった点

【表 18】公益法人を選択して良かった理由で、最も高い割合を示したのは社会的な信用で 76.1%であり、公益目的事業が非課税と回答した法人も 54.1%に上った。「公益法人になって良かった点は特になし」とする回答は 7.7%にとどまるが、前年比で 0.5 ポイントの減少となっている。

表 18 公益法人を選択して良かった点(複数回答)

良かった点	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
社会的な信用が一般法人よりも高い	385(77.0%)	490(75.4%)	875(76.1%)	0.5(75.6%)
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	139(27.8%)	131(20.2%)	270(23.5%)	1.5(22.0%)
公益目的事業が非課税	251(50.2%)	371(57.1%)	622(54.1%)	-0.6(54.7%)
利子等源泉所得税非課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している	25(5.0%)	91(14.0%)	116(10.1%)	3.3(6.8%)
寄附金控除の優遇措置	47(9.4%)	154(23.7%)	201(17.5%)	-0.6(18.1%)
公益法人になって良かった点は特になし	54(10.8%)	34(5.2%)	88(7.7%)	-0.5(8.2%)
その他(記述回答)	3(0.6%)	5(0.8%)	8(0.7%)	0.3(1.1%)
回答法人数計	500	650	1,150	—

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。
「その他」の記述回答の内容は、V. 1.(3) 参照。

表 19 公益法人になって良かった点(複数回答)の収入規模別割合

良かった点	1 千万円 未満	1~5 千万 円	5 千万~1 億円	1~5 億円	5~10 億 円	10 億円以 上
社会的な信用が一般法人よりも高い	83(66.9%)	235(74.6%)	123(74.1%)	281(77.4%)	74(85.1%)	79(83.2%)
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	18(14.5%)	55(17.5%)	34(20.5%)	119(32.8%)	22(25.3%)	22(23.2%)
公益目的事業が非課税	51(41.1%)	147(46.7%)	96(57.8%)	199(54.8%)	61(70.1%)	68(71.6%)
利子等源泉所得税非課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している	8(6.5%)	39(12.4%)	15(9.0%)	26(7.2%)	16(18.4%)	12(12.6%)
寄附金控除の優遇	31(25.0%)	68(21.6%)	24(14.5%)	50(13.8%)	18(20.7%)	10(10.5%)
公益法人になって良かった点は特になし	16(12.9%)	33(10.5%)	12(7.2%)	24(6.6%)	2(2.3%)	1(1.1%)
その他	3(2.4%)	1(0.3%)	1(0.6%)	1(0.3%)	2(2.3%)	0(0.0%)
回答法人数計	124	315	166	363	87	95

カッコ内は、各収入規模の回答法人数に占める割合。

【表 19】同表は、公益法人になって良かった理由を収入規模別で表したものである。「社会的な信用が一般法人よりも高い」ことをメリットと感じている法人は、全体的に高い数値が示されており、特に「5 億円～

10億円」および「10億円以上」においては80%以上となっている。

公益法人の場合は、収益事業34業種に該当しても公益目的事業として公益認定を受けた場合は非課税となる。この「公益目的事業が非課税」をメリットと感じている法人は収入規模が増すほどその割合が高くなる傾向にある。特に「5億円～10億円」および「10億円以上」はいずれも7割を超えた。

【表20】公益法人になってよかった点を事業分野ごとにみると、「社会的な信用が一般法人よりも高い」と回答した法人の割合が高かった事業の分野は、「免許・資格付与・検査・検定」90.9%、「研究・分析機関」90.0%などであり、25事業中24事業が5割を超えている。

また、「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」をメリットと感じている法人は、「スポーツ関係」53.2%以外のすべての事業の分野は50%を下回る結果となった。「公益目的事業が非課税」については全体的に高い数値が示されており、特に「医療施設・病院等」は83.3%、「会館運営」は80.0%を占めた。

表20 主たる事業別の公益法人になって良かった点(複数回答)の割合 (%)

主たる事業 (回答法人数)	社会的 信用が 高い ²	補助金・ 指定管 理等	公益目 的事業 非課税	その他税 制優遇	寄附金 控除の 優遇	特に なし	その他
社会福祉関係(75)	84.0	34.7	40.0	5.3	22.7	6.7	0.0
福祉関係の助成(15)	86.7	26.7	66.7	13.3	0.0	6.7	0.0
健康維持・増進団体等(50)	74.0	24.0	46.0	8.0	12.0	12.0	0.0
医療施設、病院等(24)	66.7	12.5	83.3	4.2	16.7	8.3	0.0
教育関係(69)	85.5	13.0	63.8	15.9	17.4	1.4	2.9
学会・学術団体(51)	80.4	2.0	58.8	2.0	11.8	5.9	0.0
研究・分析機関(30)	90.0	16.7	66.7	23.3	20.0	0.0	0.0
助成・表彰(114)	78.9	3.5	57.0	16.7	21.1	6.1	0.0
奨学(62)	71.0	1.6	48.4	21.0	29.0	0.0	1.6
児童・青少年の健全育成(33)	78.8	9.1	60.6	21.2	24.2	3.0	3.0
美術館・博物館・動物園等(37) ¹	59.5	35.1	64.9	10.8	37.8	10.8	0.0
芸術・文化関係(86)	87.2	36.0	57.0	14.0	29.1	3.5	1.2
スポーツ関係(47)	68.1	53.2	59.6	12.8	34.0	4.3	2.1
地域社会貢献活動・団体(119)	70.6	47.9	47.1	1.7	4.2	14.3	0.0
環境保護(45)	75.6	13.3	60.0	2.2	31.1	6.7	2.2
災害・地域安全(11)	72.7	27.3	72.7	0.0	9.1	0.0	0.0
国際協力(35)	74.3	25.7	54.3	8.6	34.3	2.9	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(21)	66.7	23.8	57.1	4.8	0.0	9.5	0.0
業界団体(53)	73.6	24.5	41.5	7.5	0.0	13.2	0.0
同一資格者団体(18)	72.2	22.2	38.9	0.0	11.1	38.9	0.0
免許・資格付与・検査・検定(11)	90.9	9.1	45.5	0.0	0.0	9.1	0.0
会館運営(10)	40.0	20.0	80.0	0.0	20.0	20.0	0.0
行政関連(91)	70.3	18.7	48.4	9.9	4.4	11.0	1.1
非営利活動支援団体(14)	71.4	42.9	28.6	0.0	0.0	14.3	0.0
10件未満事業群(29)	82.8	34.5	58.6	17.2	17.2	3.4	0.0
全体(1,150)	76.1	23.5	54.1	10.1	17.5	7.7	0.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合。太字は50%以上。

¹美術館・博物館・動物園等:美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

²社会的信用:社会的な信用が一般法人よりも高い 補助金・助成金等:補助金・助成金・指定管理が受けやすい 公益目的事業非課税:公益目的事業が非課税 その他税制優遇:公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している 寄附金控除:寄附金控除の優遇措置

b) 公益法人になって苦労している点

【表 21】公益法人になって苦労している点については、「収支相償で事業活動が制限される」および「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」と回答した法人の割合が過半数を超え、それぞれ 52.4%および 53.7%を示した。また、「毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい」46.0%、「立入検査など行政庁の監督が続く」37.0%、「変更認定申請・変更届出の手続き」36.4%においても比較的に高い数値が示されている。一方で、「苦労している点は特になし」とする回答割合は 8.3%で、前回調査から 0.8 ポイント減少している。

表 21 公益法人になって苦労している点(複数回答)

主な収益	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
収支相償により、事業活動が制限される	293(58.6%)	310(47.7%)	603(52.4%)	-2.0(54.4%)
公益目的事業比率の制限により事業活動が制限される	102(20.4%)	69(10.6%)	171(14.9%)	-0.6(15.5%)
遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができない	154(30.8%)	180(27.7%)	334(29.0%)	-0.5(29.5%)
立入検査など行政庁による指導監督の負担がある	187(37.4%)	239(36.8%)	426(37.0%)	2.1(34.9%)
毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい	261(52.2%)	268(41.2%)	529(46.0%)	-1.3(47.3%)
変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい	184(36.8%)	235(36.2%)	419(36.4%)	0.1(36.3%)
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	284(56.8%)	333(51.2%)	617(53.7%)	0.5(53.2%)
適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい	56(11.2%)	92(14.2%)	148(12.9%)	-1.3(14.2%)
苦労している点、困っている点は特になし	28(5.6%)	68(10.5%)	96(8.3%)	-0.8(9.1%)
その他(記述回答)	12(2.4%)	21(3.2%)	33(2.9%)	0.8(2.1%)
回答法人数計	500	650	1,150	—

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。

「その他」の記述回答の内容は、V. 1.(4)参照。

【表 22】同表は、公益法人になって苦労している点の収入規模別割合をみたものである。収支相償で苦労している法人の割合は収入規模が大きいほど高くなる傾向にあり、1億円以上は 60.0%を超えている。最も低かったのは「1 千万円未満」の 33.9%であった。

公益目的事業比率で苦労している法人の割合は収入規模が小さいほど高くなる傾向にあり、最高値は「1 千万円未満」の 25.8%である。遊休財産規制で困っている法人の割合は、特徴的な傾向はみられないものの、全体的に一定程度の数値的な高さがみられ、最高値は「5億～10 億円」の 32.2%、最低値は「1 千万円未満」の 21.0%であった。また、「立入検査など行政庁の監督が続く」については、全体的に 30%～40%となっており、最高値は「1 千万円未満」の 40.3%、最低値は「5 千万～1 億円」の 31.3%であった。

事業報告、計算書類の面で苦労している法人の割合は、収入規模が小さいほど高くなる傾向があり、「1 千万円未満」に至っては 54.0%となっている。「変更認定申請・変更届の手続き」は、収入規模が大きいほど高くなる傾向にあり、最高値は「10 億円以上」の 48.4%である。

定期提出書類の事務負担で苦勞している法人の収入規模別割合をみると、いずれも5割を超えており、最高値は「10億円以上」の60.0%、最低値は「1千万円未満」の50.0%である。「機関運営」および「苦勞している点は特になし」については、全体的に低い数値となっており、収入規模による特徴的な傾向はみられなかった。

表 22 公益法人になって苦勞している点(複数回答)の収入規模別割合

苦勞している点	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
収支相償により、事業活動が制限される	42 33.9%	140 44.4%	88 53.0%	219 60.3%	57 65.5%	57 60.0%
公益目的事業比率の制限により、事業活動が制限される	32 25.8%	60 19.0%	30 18.1%	34 9.4%	8 9.2%	7 7.4%
遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができない	26 21.0%	95 30.2%	50 30.1%	114 31.4%	28 32.2%	21 22.1%
立入検査など行政庁による指導監督の負担がある	50 40.3%	114 36.2%	52 31.3%	145 39.9%	31 35.6%	34 35.8%
毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい	67 54.0%	146 46.3%	80 48.2%	160 44.1%	37 42.5%	39 41.1%
変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい	35 28.2%	107 34.0%	63 38.0%	133 36.6%	35 40.2%	46 48.4%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	62 50.0%	162 51.4%	86 51.8%	203 55.9%	47 54.0%	57 60.0%
適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい	21 16.9%	41 13.0%	16 9.6%	45 12.4%	15 17.2%	10 10.5%
苦勞している点、困っている点は特になし	10 8.1%	40 12.7%	11 6.6%	26 7.2%	4 4.6%	5 5.3%
その他	3 2.4%	5 1.6%	7 4.2%	9 2.5%	4 4.6%	5 5.3%
回答法人数計	124	315	166	363	87	95

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合。

【表 23】公益法人を選択して苦勞している法人の割合について事業分野別にみると、収支相償は25事業中「同一資格者団体」72.2%など16事業が各事業で最も高い数値となっている。事業報告、計算書類等の作成については「同一資格者団体」61.1%が最高値を示し、定期提出書類の作成は「美術館・博物館・動物園等」67.6%など14事業が各事業で最も高い数値であった。

【表 24】公益法人になって苦勞している点を行政庁別にみると、全ての法人が苦勞していると回答した行政庁は14府県であり、苦勞している法人の割合が最も低い行政庁は福井県(66.7%)であった。苦勞している内容ごとにみていくと、収支相償で苦勞している法人の割合が最も高い行政庁は福島県(88.9%)であり、公益目的事業比率では山形県(44.4%)、遊休財産規制では愛媛県(77.8%)、行政庁の監督では福井県および山口県(75.0%)、事業報告、計算書類では鹿児島県(80.0%)、変更認定、届出等では佐賀県(80.0%)、定期提出書類では福井県(100%)、機関運営では群馬県および福井県(50.0%)であった。

表 23 主たる事業別にみる公益法人を選択して苦勞している点の割合(複数回答)

(%)

主たる事業 (回答法人数)	収支 相償 ²	公益 事業 比率	遊休 財産 規制	行政 庁の 監督	報告 計算 書類	変更 認定 届類	定期 提出 書類	機関 運営	特になし	その他
社会福祉関係(75)	58.7	16.0	18.7	29.3	37.3	22.7	45.3	12.0	9.3	1.3
福祉関係の助成(15)	66.7	0.0	26.7	33.3	33.3	26.7	46.7	26.7	13.3	0.0
健康維持・増進団体等(50)	48.0	18.0	24.0	40.0	50.0	32.0	60.0	10.0	12.0	4.0
医療施設、病院等(24)	66.7	4.2	16.7	41.7	58.3	41.7	62.5	8.3	0.0	0.0
教育関係(69)	39.1	8.7	26.1	39.1	55.1	44.9	56.5	17.4	5.8	4.3
学会・学術団体(51)	56.9	19.6	51.0	31.4	49.0	43.1	62.7	7.8	2.0	0.0
研究・分析機関(30)	50.0	6.7	43.3	26.7	46.7	13.3	50.0	13.3	6.7	0.0
助成・表彰(114)	52.6	9.6	35.1	32.5	30.7	36.0	42.1	14.9	13.2	2.6
奨学(62)	22.6	11.3	29.0	35.5	40.3	16.1	43.5	11.3	19.4	4.8
児童・青少年の健全育成(33)	48.5	18.2	36.4	36.4	42.4	45.5	63.6	12.1	9.1	0.0
美術館・博物館・動物園等(37) ¹	43.2	5.4	32.4	45.9	54.1	37.8	67.6	10.8	8.1	5.4
芸術・文化関係(86)	47.7	11.6	34.9	38.4	48.8	36.0	57.0	18.6	8.1	2.3
スポーツ関係(47)	61.7	12.8	25.5	31.9	42.6	51.1	61.7	14.9	6.4	4.3
地域社会貢献活動・団体(119)	64.7	28.6	31.9	47.9	57.1	44.5	52.9	11.8	3.4	2.5
環境保護(45)	51.1	13.3	20.0	40.0	51.1	37.8	40.0	17.8	11.1	4.4
災害・地域安全(11)	36.4	18.2	36.4	9.1	18.2	18.2	36.4	0.0	0.0	0.0
国際協力(35)	60.0	14.3	31.4	37.1	34.3	40.0	54.3	8.6	2.9	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(21)	57.1	0.0	9.5	42.9	47.6	33.3	52.4	9.5	9.5	9.5
業界団体(53)	62.3	26.4	37.7	32.1	54.7	47.2	62.3	13.2	9.4	1.9
同一資格者団体(18)	72.2	27.8	27.8	38.9	61.1	38.9	61.1	5.6	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(11)	54.5	0.0	36.4	54.5	45.5	36.4	36.4	0.0	0.0	0.0
会館運営(10)	50.0	30.0	30.0	40.0	20.0	20.0	30.0	20.0	10.0	10.0
行政関連(91)	48.4	15.4	16.5	39.6	46.2	37.4	59.3	15.4	11.0	6.6
非営利活動支援団体(14)	64.3	21.4	7.1	42.9	42.9	21.4	57.1	7.1	7.1	0.0
10件未満事業群(29)	51.7	10.3	24.1	27.6	48.3	41.4	62.1	3.4	6.9	0.0
全体(1,150)	52.4	14.9	29.0	37.0	46.0	36.4	53.7	12.9	8.3	2.9

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

¹美術館・博物館・動物園等：美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

²収支相償：収支相償により、事業活動が制限される 公益目的比率：公益目的事業比率の制限により、事業活動が制限される 遊休財産規制：遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができない 行政庁の監督：立入検査など行政庁による指導監督の負担がある 報告計算書類：毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい 変更認定届等：変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい 定期提出書類：毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい 機関運営：適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい

表 24 公益法人になって苦勞している法人の行政庁別割合(複数回答)

行政庁 (回答法人数)	苦勞している法人		苦勞していると回答した法人に占める苦勞している内容の割合(%)								
	回答数	割合(%)	収支相償	公益目的比率	遊休財産規制	行政庁の監督	報告計算書類	変更認定届等	定期提出書類	機関運営	その他
北海道(29)	27	93.1	51.9	22.2	18.5	51.9	59.3	55.6	40.7	7.4	3.7
青森県(11)	11	100.0	63.6	27.3	27.3	36.4	45.5	54.5	63.6	9.1	9.1
岩手県(20)	19	95.0	42.1	15.8	21.1	52.6	57.9	47.4	84.2	47.4	5.3
宮城県(17)	16	94.1	56.3	31.3	18.8	68.8	56.3	37.5	68.8	12.5	6.3
秋田県(9)	9	100.0	66.7	33.3	22.2	55.6	66.7	33.3	66.7	11.1	0.0
山形県(10)	9	90.0	44.4	44.4	55.6	11.1	44.4	77.8	33.3	0.0	0.0
福島県(20)	18	90.0	88.9	22.2	33.3	33.3	38.9	27.8	55.6	11.1	0.0
茨城県(18)	17	94.4	58.8	17.6	23.5	52.9	41.2	29.4	70.6	5.9	5.9
栃木県(14)	12	85.7	66.7	25.0	41.7	41.7	75.0	66.7	83.3	41.7	8.3
群馬県(12)	10	83.3	60.0	20.0	50.0	30.0	60.0	30.0	40.0	50.0	0.0
埼玉県(24)	23	95.8	82.6	21.7	30.4	43.5	60.9	47.8	60.9	8.7	0.0

行政庁 (回答法人数)	苦勞している法人		苦勞していると回答した法人に占める苦勞している内容の割合(%)								
	回答数	割合(%)	収支相償	公益目的比率	遊休財産規制	行政庁の監督	報告計算書類	変更認定届等	定期提出書類	機関運営	その他
千葉県(14)	14	100.0	78.6	21.4	35.7	64.3	50.0	50.0	71.4	14.3	0.0
東京都(87)	80	92.0	57.5	13.8	27.5	37.5	52.5	33.8	62.5	16.3	2.5
神奈川県(23)	23	100.0	56.5	21.7	26.1	52.2	34.8	47.8	47.8	8.7	4.3
新潟県(23)	20	87.0	60.0	5.0	35.0	15.0	45.0	30.0	45.0	5.0	5.0
富山県(11)	10	90.9	70.0	0.0	20.0	20.0	50.0	20.0	70.0	20.0	10.0
石川県(14)	13	92.9	46.2	15.4	7.7	46.2	61.5	23.1	53.8	23.1	0.0
福井県(6)	4	66.7	50.0	25.0	25.0	75.0	75.0	50.0	100.0	50.0	0.0
山梨県(11)	11	100.0	54.5	9.1	27.3	9.1	54.5	27.3	36.4	18.2	0.0
長野県(20)	18	90.0	66.7	5.6	16.7	22.2	61.1	33.3	22.2	0.0	0.0
岐阜県(7)	7	100.0	42.9	14.3	28.6	42.9	42.9	14.3	71.4	14.3	0.0
静岡県(23)	22	95.7	63.6	31.8	27.3	50.0	45.5	50.0	68.2	18.2	4.5
愛知県(37)	30	81.1	66.7	0.0	23.3	40.0	50.0	23.3	60.0	16.7	0.0
三重県(15)	14	93.3	35.7	0.0	14.3	21.4	71.4	42.9	57.1	14.3	0.0
滋賀県(15)	15	100.0	33.3	13.3	6.7	33.3	53.3	26.7	66.7	6.7	0.0
京都府(29)	26	89.7	46.2	15.4	15.4	23.1	42.3	30.8	53.8	7.7	3.8
大阪府(21)	21	100.0	66.7	23.8	47.6	71.4	47.6	47.6	71.4	19.0	4.8
兵庫県(14)	11	78.6	36.4	18.2	18.2	45.5	63.6	27.3	45.5	9.1	0.0
奈良県(12)	9	75.0	77.8	11.1	22.2	33.3	33.3	44.4	55.6	22.2	22.2
和歌山県(6)	5	83.3	40.0	20.0	0.0	20.0	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0
鳥取県(15)	13	86.7	76.9	23.1	30.8	69.2	38.5	53.8	69.2	7.7	0.0
島根県(12)	12	100.0	58.3	16.7	16.7	33.3	50.0	50.0	75.0	25.0	8.3
岡山県(26)	23	88.5	43.5	17.4	34.8	26.1	34.8	30.4	52.2	8.7	4.3
広島県(25)	22	88.0	63.6	18.2	22.7	45.5	63.6	40.9	40.9	9.1	0.0
山口県(14)	12	85.7	66.7	33.3	50.0	75.0	75.0	75.0	66.7	25.0	0.0
徳島県(6)	6	100.0	33.3	16.7	16.7	50.0	16.7	33.3	66.7	16.7	16.7
香川県(14)	13	92.9	53.8	0.0	15.4	7.7	38.5	30.8	46.2	15.4	0.0
愛媛県(10)	9	90.0	66.7	33.3	77.8	55.6	66.7	33.3	88.9	11.1	11.1
高知県(12)	11	91.7	45.5	18.2	18.2	54.5	54.5	45.5	72.7	9.1	9.1
福岡県(31)	28	90.3	71.4	17.9	32.1	46.4	53.6	60.7	75.0	21.4	3.6
佐賀県(5)	5	100.0	80.0	20.0	60.0	60.0	40.0	80.0	60.0	20.0	0.0
長崎県(9)	9	100.0	33.3	11.1	33.3	22.2	55.6	22.2	44.4	22.2	0.0
熊本県(15)	13	86.7	46.2	30.8	30.8	38.5	46.2	46.2	46.2	15.4	15.4
大分県(14)	14	100.0	57.1	35.7	35.7	57.1	71.4	50.0	50.0	14.3	7.1
宮崎県(13)	11	84.6	18.2	9.1	36.4	54.5	72.7	45.5	72.7	36.4	9.1
鹿児島県(19)	15	78.9	66.7	20.0	26.7	33.3	80.0	46.7	46.7	13.3	6.7
沖縄県(15)	15	100.0	60.0	6.7	33.3	33.3	53.3	46.7	60.0	13.3	6.7
内閣府(323)	299	92.6	54.8	12.7	41.8	38.1	43.5	37.8	57.5	10.7	1.7
全体(1,150)	1,054	91.7	57.2	16.2	31.7	40.4	50.2	39.8	58.5	14.0	3.1

苦勞している法人は、「苦勞している点、困っている点は特になし」と回答した法人以外の法人。

【表 25】表 21 によると、収支相償原則で苦勞している公益法人の割合は5割以上を占めるが、その収支相償原則について要望や意見を訊いたところ、「中長期の収支均衡原則の考え方には賛成するが、毎年度判定の是非や収支余剰の解消策を求めることの是非を見直してほしい」とする意見が最も多く、61.3%であった。「収支相償原則は、根本から見直し、撤廃することを検討してほしい」および「資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい」とする意見も一定数みられた。

表 25 収支相償原則に関する具体的要望・意見(複数回答)

主な収益	公益社団	公益財団	合計
収支相償原則は、根本から見直し、撤廃することを検討してほしい	147(33.6%)	162(30.3%)	309(31.8%)
中長期の収支均衡原則の考え方には賛成するが、毎年度判定の是非や収支余剰の解消策を求めることの是非を見直してほしい	261(59.7%)	334(62.5%)	595(61.3%)
寄附金等を収支相償の対象外とすることを検討してほしい	54(12.4%)	101(18.9%)	155(16.0%)
現行の二段階判定の撤廃等、制度運営を見直してほしい	40(9.2%)	50(9.4%)	90(9.3%)
資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい	137(31.4%)	160(30.0%)	297(30.6%)
一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表 A の提出を簡略化してほしい	79(18.1%)	92(17.2%)	171(17.6%)
その他(記述回答)	16(3.7%)	17(3.2%)	33(3.4%)
回答法人数計	500	650	1,150

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1. (5) 参照。

【表 26】表 25 中、最も回答割合が高かった「中長期の収支均衡原則の考え方には賛成するが、毎年度判定の是非や収支余剰の解消策を求めることの是非を見直してほしい」とする回答について、収益事業の有無別にみると、課税対象収益事業を実施している法人の割合が最も低く 58.2%であった。収益事業を全く実施していないとする法人の割合は 61.5%、収益事業を公益目的事業として実施しているとする法人の割合は 63.5%であり、両収益事業を行っているとする法人の割合は 67.8%であった。

表 26 収益事業の有無別の収支相償原則に関する要望・意見(複数回答)

回答項目	収益事業実施	公益目的事業収益事業実施	両収益事業実施	実施していない
収支相償原則は、根本から見直し、撤廃することを検討してほしい	90(32.1%)	22(34.9%)	27(30.0%)	170(31.6%)
中長期の収支均衡原則の考え方には賛成するが、毎年度判定の是非や収支余剰の解消策を求めることの是非を見直してほしい	163(58.2%)	40(63.5%)	61(67.8%)	331(61.5%)
寄附金等を収支相償の対象外とすることを検討してほしい	41(14.6%)	10(15.9%)	13(14.4%)	91(16.9%)
現行の二段階判定の撤廃等、制度運営を見直してほしい	35(12.5%)	6(9.5%)	13(14.4%)	36(6.7%)
資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい	91(32.5%)	24(38.1%)	33(36.7%)	149(27.7%)
一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表 A の提出を簡略化してほしい	51(18.2%)	12(19.0%)	13(14.4%)	95(17.7%)
その他	8(2.9%)	1(1.6%)	4(4.4%)	20(3.7%)
回答法人数	280	63	90	538

カッコ内は、各収益事業の実施別の回答法人数に占める割合。

【表 27】収支相償原則に関する要望・意見について収入規模別にみると、最も回答割合が高い「中長期の収支均衡原則の考え方には賛成するが、毎年度判定の是非や収支余剰の解消策を求めることの是非を見直してほしい」は、収入規模が多いほど回答割合が高くなる傾向にある。逆に「寄附金等を収支相償の対象外とすることを検討してほしい」とする回答は、収入規模が少ないほど回答割合が高くなる傾向にある。

表 27 収入規模別の収支相償原則に関する要望・意見(複数回答)

回答項目	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
収支相償原則は、根本から見直し、撤廃することを検討してほしい	27 29.3%	81 32.5%	44 30.1%	100 31.0%	30 37.5%	27 33.3%
中長期の収支均衡原則の考え方には賛成するが、毎年度判定の是非や収支余剰の解消策を求める	37 40.2%	133 53.4%	92 63.0%	215 66.6%	60 75.0%	58 71.6%
寄附金等を収支相償の対象外とすることを検討してほしい	28 30.4%	57 22.9%	17 11.6%	35 10.8%	15 18.8%	3 3.7%
現行の二段階判定の撤廃等、制度運営を見直してほしい	4 4.3%	20 8.0%	12 8.2%	37 11.5%	12 15.0%	5 6.2%
資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい	23 25.0%	53 21.3%	40 27.4%	112 34.7%	38 47.5%	31 38.3%
一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表 A の提出を簡略化してほしい	30 32.6%	65 26.1%	24 16.4%	36 11.1%	7 8.8%	9 11.1%
その他	4 4.3%	7 2.8%	6 4.1%	12 3.7%	1 1.3%	3 3.7%
回答法人数	92	249	146	323	80	81

上段は回答数。下段は各要望・意見の回答法人数に占める割合。

表 28 主たる事業別の収支相償原則に関する要望・意見(複数回答) (%)

主たる事業 (回答法人数)	根本からの見直し 又は撤廃 ¹	毎年度判定 の是非の見直し	寄附金等を対象外 とすること	二段階判定 の撤廃等 の見直し	特定費用 準備資金 等積立 要件の緩和	小規模法人の別表 A の提出 を簡略化	その他
社会福祉関係(67)	37.3	58.2	14.9	6.0	34.3	16.4	1.5
福祉関係の助成(15)	53.3	60.0	0.0	0.0	46.7	13.3	6.7
健康維持・増進団体等(42)	23.8	52.4	16.7	9.5	26.2	14.3	4.8
医療施設、病院等(19)	57.9	47.4	15.8	5.3	31.6	15.8	0.0
教育関係(55)	20.0	58.2	20.0	5.5	27.3	23.6	1.8
学会・学術団体(46)	37.0	58.7	17.4	13.0	30.4	17.4	0.0
研究・分析機関(27)	33.3	55.6	18.5	7.4	37.0	22.2	3.7
助成・表彰(91)	33.0	57.1	14.3	6.6	28.6	12.1	7.7
奨学(47)	25.5	63.8	31.9	6.4	19.1	17.0	2.1
児童・青少年の健全育成(30)	20.0	63.3	26.7	0.0	46.7	10.0	0.0
美術館・博物館・動物園等(34)	35.3	58.8	20.6	11.8	41.2	17.6	5.9
芸術・文化関係(77)	26.0	68.8	24.7	15.6	35.1	14.3	2.6
スポーツ関係(41)	36.6	68.3	19.5	14.6	31.7	17.1	2.4
地域社会貢献活動・団体(105)	38.1	61.9	9.5	10.5	26.7	20.0	2.9
環境保護(34)	26.5	73.5	20.6	2.9	29.4	17.6	5.9
災害・地域安全(7)	28.6	57.1	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0
国際協力(28)	39.3	64.3	21.4	7.1	28.6	17.9	3.6
産業創造・企業経営、起業支援(16)	37.5	68.8	0.0	0.0	12.5	6.3	0.0
業界団体(43)	32.6	74.4	7.0	14.0	25.6	34.9	4.7
同一資格者団体(18)	22.2	61.1	16.7	16.7	27.8	16.7	5.6
免許・資格付与・検査・検定(11)	9.1	63.6	9.1	0.0	63.6	27.3	9.1
会館運営(9)	22.2	44.4	11.1	0.0	44.4	0.0	0.0
行政関連(72)	29.2	62.5	6.9	16.7	29.2	16.7	5.6
非営利活動支援団体(12)	58.3	50.0	0.0	0.0	33.3	25.0	0.0
10件未満事業群(25)	24.0	48.0	20.0	16.0	32.0	20.0	0.0
全体(971)	31.8	61.3	16.0	9.3	30.6	17.6	3.4

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合。

¹ 根本からの見直し又は撤廃：収支相償原則は、根本から見直し、撤廃することを検討してほしい、毎年度判定等の是非の見直し：中長期の収支均衡原則の考え方には賛成するが、毎年度判定の是非や収支余剰の解消策を求めることの是非を見直してほしい、寄附金等を対象外とすること：寄附金等を収支相償の対象外とすることを検討してほしい、二段階判定の撤廃等の見直し：現行の二段階判定の撤廃等、制度運営を見直してほしい、特定費用準備資金等積立要件の緩和：資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい、小規模法人の別表 A の提出を簡略化：一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表 A の提出を簡略化してほしい

【表 28】収支相償原則に関する要望等の回答結果を事業分野別にみると、「根本から見直し又は撤廃」することを望む法人が半数を超えていたのは、「非営利活動支援団体」58.3%、「医療施設、病院等」57.9%、「福祉関係の助成」53.3%であった。「毎年度判定等の是非の見直し」については、25 事業中 23 事業が、「特定費用準備資金等積立要件の緩和」については「免許・資格付与・検査・検定」63.6%が 5 割を超えた。

【表 29】収支相償原則に関する要望等について行政庁別にみると、半数以上の法人が要望している行政庁別法人は、「根本からの見直し又は撤廃」は千葉県 78.6%、青森県 66.7%などの 7 県、「毎年度判定等の是非の見直し」は高知県 88.9%、秋田県 85.7%、山形県 80.0%など 40 都道府県、「特定費用準備資金等積立要件の緩和」は宮崎県 60.0%、愛知県 51.7%など 8 道県、「小規模法人の別表 A の提出を簡略化」は福井県および徳島県 50.0%が半数を超えた。

表 29 行政庁別の収支相償原則に関する要望・意見(複数回答)

(%)

行政庁 (回答法人数)	根本からの 見直し 又は撤廃	毎年度判 定等の是非 の見直し	寄附金等 を対象外 とすること	二段階判 定の撤廃 等の見直 し	特定費用 準備資金 等積立 要件の緩和	小規模法 人の別表 A の提出 を簡略化	その他
北海道(24)	25.0	58.3	16.7	8.3	50.0	12.5	0.0
青森県(9)	66.7	55.6	11.1	11.1	44.4	22.2	11.1
岩手県(16)	25.0	62.5	25.0	25.0	31.3	31.3	0.0
宮城県(13)	23.1	69.2	7.7	38.5	38.5	38.5	0.0
秋田県(7)	28.6	85.7	0.0	14.3	14.3	14.3	14.3
山形県(10)	10.0	80.0	20.0	0.0	40.0	20.0	0.0
福島県(18)	50.0	50.0	5.6	16.7	22.2	22.2	11.1
茨城県(16)	31.3	43.8	12.5	18.8	43.8	12.5	25.0
栃木県(13)	30.8	69.2	23.1	15.4	23.1	23.1	7.7
群馬県(8)	37.5	75.0	0.0	12.5	50.0	0.0	0.0
埼玉県(22)	45.5	72.7	18.2	4.5	36.4	13.6	0.0
千葉県(14)	78.6	57.1	21.4	21.4	14.3	21.4	0.0
東京都(73)	24.7	69.9	15.1	5.5	32.9	17.8	1.4
神奈川県(20)	45.0	50.0	10.0	5.0	20.0	25.0	0.0
新潟県(22)	18.2	63.6	4.5	0.0	40.9	27.3	4.5
富山県(9)	33.3	55.6	11.1	11.1	11.1	0.0	11.1
石川県(13)	38.5	38.5	7.7	7.7	7.7	15.4	7.7
福井県(6)	33.3	66.7	16.7	0.0	50.0	50.0	0.0
山梨県(11)	36.4	54.5	27.3	9.1	27.3	18.2	9.1
長野県(13)	38.5	69.2	0.0	7.7	30.8	7.7	0.0
岐阜県(7)	42.9	57.1	28.6	28.6	42.9	42.9	0.0
静岡県(21)	33.3	71.4	14.3	4.8	33.3	14.3	0.0
愛知県(29)	37.9	69.0	6.9	10.3	51.7	17.2	0.0
三重県(13)	15.4	76.9	15.4	7.7	23.1	15.4	7.7
滋賀県(11)	18.2	63.6	0.0	0.0	36.4	18.2	9.1
京都府(22)	27.3	45.5	18.2	4.5	13.6	18.2	9.1
大阪府(18)	55.6	55.6	5.6	0.0	27.8	16.7	0.0
兵庫県(10)	0.0	70.0	30.0	20.0	20.0	30.0	0.0
奈良県(9)	22.2	66.7	22.2	11.1	33.3	22.2	11.1
和歌山県(4)	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
鳥取県(10)	60.0	40.0	10.0	20.0	20.0	10.0	0.0
島根県(8)	37.5	75.0	12.5	12.5	25.0	25.0	0.0
岡山県(19)	26.3	52.6	15.8	0.0	26.3	31.6	0.0
広島県(23)	34.8	47.8	13.0	17.4	13.0	17.4	0.0
山口県(12)	33.3	66.7	16.7	8.3	33.3	33.3	0.0

行政庁 (回答法人数)	根本からの見直し 又は撤廃	毎年度判定等の見直し	寄附金等を対象外とすること	二段階判定等の見直し	特定費用準備資金等積立要件の緩和	小規模法人の別表Aの提出を簡略化	その他
徳島県(4)	25.0	25.0	0.0	25.0	50.0	50.0	0.0
香川県(11)	0.0	72.7	9.1	0.0	18.2	18.2	18.2
愛媛県(8)	25.0	62.5	12.5	0.0	50.0	12.5	12.5
高知県(9)	33.3	88.9	0.0	0.0	22.2	11.1	0.0
福岡県(30)	26.7	60.0	10.0	20.0	36.7	26.7	3.3
佐賀県(4)	0.0	75.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0
長崎県(7)	57.1	28.6	14.3	14.3	42.9	14.3	0.0
熊本県(14)	21.4	64.3	7.1	7.1	28.6	21.4	0.0
大分県(13)	46.2	38.5	0.0	0.0	15.4	15.4	0.0
宮崎県(10)	20.0	50.0	10.0	10.0	60.0	30.0	0.0
鹿児島県(17)	29.4	64.7	29.4	11.8	41.2	5.9	5.9
沖縄県(12)	50.0	58.3	8.3	16.7	50.0	16.7	0.0
内閣府(279)	30.5	61.6	23.3	7.9	28.0	12.5	3.2
全 体(971)	31.8	61.3	16.0	9.3	30.6	17.6	3.4

数値は各行政庁のカッコ内の回答法人数に占める割合。

【表 30】遊休財産規制に関する要望等については、「法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む」とする意見が最も多く 46.7%であり、「遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい」38.8%、「現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい」35.9%、「資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい」33.2%についても、いずれも3割を超えた。

表 30 遊休財産額規制に関する具体的要望・意見(複数回答)

主な収益	公益社团	公益財団	合計
遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい	136(36.9%)	189(40.3%)	325(38.8%)
現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい	137(37.1%)	164(35.0%)	301(35.9%)
法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む	175(47.4%)	216(46.1%)	391(46.7%)
資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい	134(36.3%)	144(30.7%)	278(33.2%)
一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表Cの提出を簡略化して欲しい	82(22.2%)	101(21.5%)	183(21.8%)
その他(記述回答)	13(3.5%)	17(3.6%)	30(3.6%)
回答法人数計	369	469	838

カッコ内は、回答法人数838件(社团369件、財団469件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(6)参照。

【表 31】遊休財産規制に関する要望等を収益事業の有無別にみると、収益事業の有無問わず「法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む」45.6%とする回答が最も多く、とりわけ両収益事業実施法人においては51.8%を示した。

【表 32】遊休財産規制に関する要望等について事業別にみると、最も多くの事業分野が要望しているのは、「一定程度自由に使える積立金制度の創設」であり、「国際協力」64.7%、「免許・資格付与・検査・検定」63.6%、「児童・青少年の健全育成」63.0%など12事業が5割以上を占めた。その他の要望事項については「定義・計算方法をわかりやすく」の3事業、「現行の保有上限の大幅緩和」の2事業が5割を超えた。

表 31 収益事業の有無別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見(複数回答)

回答項目	収益事業実施	公益目的事業収益事業実施	両収益事業実施	実施していない
遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい	99(39.6%)	19(37.3%)	33(38.8%)	174(38.5%)
現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい	98(39.2%)	14(27.5%)	27(31.8%)	162(35.8%)
法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む	116(46.4%)	25(49.0%)	44(51.8%)	206(45.6%)
資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい	90(36.0%)	20(39.2%)	35(41.2%)	133(29.4%)
一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表Cの提出を簡略化して欲しい	53(21.2%)	12(23.5%)	12(14.1%)	106(23.5%)
その他	10(4.0%)	2(3.9%)	4(4.7%)	14(3.1%)
回答法人数	250	51	85	452

カッコ内は、収益実施の有無別の回答法人数に占める割合。

表 32 主たる事業別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見(複数回答) (%)

主たる事業 (回答法人数)	定義・計算方法をわかりやすく	現行の保有上限の大幅緩和	一定程度自由に使える積立金制度の創設	資産取得資金・特定費用準備資金を使いやすく	小規模法人に対する別表Cの簡略化	その他
社会福祉関係(52)	32.7	21.2	57.7	42.3	26.9	1.9
福祉関係の助成(12)	25.0	41.7	33.3	41.7	16.7	8.3
健康維持・増進団体等(36)	38.9	33.3	52.8	41.7	16.7	5.6
医療施設、病院等(17)	58.8	11.8	47.1	35.3	11.8	5.9
教育関係(51)	35.3	23.5	33.3	35.3	29.4	5.9
学会・学術団体(42)	40.5	64.3	47.6	31.0	26.2	0.0
研究・分析機関(25)	32.0	48.0	32.0	28.0	16.0	0.0
助成・表彰(81)	34.6	43.2	39.5	25.9	18.5	3.7
奨学(41)	41.5	43.9	29.3	9.8	26.8	0.0
児童・青少年の健全育成(27)	48.1	18.5	63.0	37.0	14.8	3.7
美術館・博物館・動物園等(33) ¹	33.3	30.3	54.5	39.4	12.1	3.0
芸術・文化関係(73)	37.0	39.7	52.1	41.1	17.8	5.5
スポーツ関係(33)	45.5	39.4	48.5	39.4	27.3	3.0
地域社会貢献活動・団体(83)	30.1	39.8	55.4	42.2	20.5	1.2
環境保護(31)	25.8	35.5	32.3	25.8	22.6	19.4
災害・地域安全(5)	40.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0
国際協力(17)	52.9	52.9	64.7	35.3	29.4	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(12)	33.3	16.7	41.7	41.7	0.0	0.0
業界団体(40)	47.5	45.0	50.0	22.5	30.0	2.5
同一資格者団体(15)	40.0	20.0	53.3	33.3	26.7	6.7
免許・資格付与・検査・検定(11)	45.5	45.5	63.6	45.5	18.2	9.1
会館運営(8)	50.0	12.5	50.0	37.5	0.0	0.0
行政関連(59)	52.5	27.1	45.8	28.8	25.4	1.7
非営利活動支援団体(9)	33.3	22.2	55.6	11.1	44.4	0.0
10件未満事業群(25)	44.0	32.0	36.0	24.0	24.0	4.0
全体(838)	38.8	35.9	46.7	33.2	21.8	3.6

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合。

¹ 美術館・博物館・動物園等：美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

【表 33】遊休財産規制に関する要望等について収入規模別にみると、「遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい」および「現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい」とする要望はいずれも規模による特徴的な傾向はみられない。「法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む」および「資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい」とする回答割合は、収入規模が大きいほどその割合は高まる傾向にあり、「一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表 C の提出を簡略化して欲しい」については収入規模が小さいほど高くなるという状況を読み取ることができる。

表 33 収入規模別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見(複数回答)

回答内容	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい	21	94	50	93	34	33
	28.0%	40.7%	42.7%	33.7%	45.9%	50.8%
現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい	24	78	48	108	28	15
	32.0%	33.8%	41.0%	39.1%	37.8%	23.1%
法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む	25	102	52	138	38	36
	33.3%	44.2%	44.4%	50.0%	51.4%	55.4%
資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい	17	64	33	107	35	22
	22.7%	27.7%	28.2%	38.8%	47.3%	33.8%
一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表 C の提出を簡略化して欲しい	29	67	27	39	10	11
	38.7%	29.0%	23.1%	14.1%	13.5%	16.9%
その他	5	8	6	10	0	1
	6.7%	3.5%	5.1%	3.6%	0.0%	1.5%
回答法人数	75	231	117	276	74	65

上段は回答数。下段は各要望・意見の回答法人数に占める割合。

【表 34】遊休財産規制に関する要望等について行政庁別にみると、「定義・計算方法をわかりやすく」と回答した法人が半数以上を占めたのは岐阜県 80.0%、秋田県および高知県 75.0%など 15 府県、「現行の保有上限の大幅緩和」は鳥取県 66.7%、群馬県 57.1%など 6 県、「一定程度自由に使える積立金制度の創設」は青森県 83.3%、滋賀県、徳島県および高知県 75.0%など 23 道府県、「資産取得資金・特定費用準備資金を使いやすく」は青森県、佐賀県および沖縄県 66.7%など 8 県、「小規模法人に対する別表 C の簡略化」は宮城県 50.0%など 4 県であった。

【表 35】同表は、認定手続きや変更認定手続きに関する要望や意見を示したものである。7 割近くの法人が「認定と届出に係る事務手続き負担を軽減してほしい」と回答しており、「変更認定が必要な「公益性に大きな影響をあたえない変更」を明確化してほしい」とする回答割合も 38.6%と比較的に高い数値が示された。「認定と届出の基準を、解釈の相違がないよう明確にしてほしい」とする回答割合は、34.8%であった。

【表 36】認定手続きに関する具体的な要望・意見を事業分野別にみると、「認定と届出の事務負担の軽減」と回答した法人が全ての事業分野において半数以上を占め、とりわけ「医療施設・病院等」は 8 割を超えた。「届出でよい事項の明確化」を望む法人の割合が半数を超えたのは「芸術・文化関係」53.0%、「研究・分析機関」52.4%などの 5 事業であり、「認定と届出の解釈の相違の解消」については「同一資格者団体」66.7%のみであった。

表 34 行政庁別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見(複数回答)

(%)

行政庁 (回答法人数)	定義・計算方 法をわかりや すく	現行の保有上 限の大幅緩和	一定程度自由 に使える積立 金制度の創設	資産取得資 金・特定費用 準備資金を使 いやすく	小規模法人に 対する別表 C の簡略化	その他
北海道(23)	26.1	30.4	69.6	30.4	17.4	4.3
青森県(6)	16.7	33.3	83.3	66.7	33.3	0.0
岩手県(14)	50.0	42.9	57.1	35.7	21.4	7.1
宮城県(10)	20.0	50.0	70.0	60.0	50.0	0.0
秋田県(4)	75.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
山形県(9)	11.1	55.6	44.4	44.4	22.2	0.0
福島県(16)	43.8	31.3	37.5	37.5	12.5	6.3
茨城県(13)	23.1	0.0	53.8	30.8	38.5	0.0
栃木県(10)	30.0	20.0	60.0	40.0	50.0	0.0
群馬県(7)	42.9	57.1	71.4	57.1	14.3	0.0
埼玉県(20)	25.0	15.0	60.0	40.0	15.0	0.0
千葉県(11)	63.6	36.4	72.7	45.5	18.2	0.0
東京都(61)	42.6	27.9	45.9	44.3	18.0	1.6
神奈川県(17)	29.4	29.4	41.2	17.6	29.4	0.0
新潟県(19)	52.6	10.5	26.3	36.8	31.6	5.3
富山県(7)	42.9	28.6	57.1	42.9	14.3	0.0
石川県(9)	22.2	22.2	11.1	33.3	11.1	22.2
福井県(4)	0.0	25.0	0.0	50.0	50.0	0.0
山梨県(9)	66.7	33.3	44.4	33.3	22.2	0.0
長野県(10)	20.0	20.0	30.0	40.0	20.0	10.0
岐阜県(5)	80.0	40.0	0.0	60.0	40.0	0.0
静岡県(17)	41.2	17.6	41.2	29.4	29.4	5.9
愛知県(26)	26.9	26.9	53.8	38.5	15.4	0.0
三重県(10)	30.0	20.0	40.0	20.0	30.0	10.0
滋賀県(8)	0.0	12.5	75.0	25.0	37.5	12.5
京都府(20)	40.0	25.0	40.0	30.0	15.0	5.0
大阪府(16)	50.0	31.3	56.3	25.0	12.5	0.0
兵庫県(9)	44.4	11.1	55.6	11.1	11.1	22.2
奈良県(7)	42.9	14.3	28.6	28.6	42.9	14.3
和歌山県(3)	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
鳥取県(9)	44.4	66.7	11.1	0.0	22.2	0.0
島根県(8)	50.0	12.5	25.0	25.0	12.5	12.5
岡山県(21)	42.9	33.3	47.6	42.9	28.6	0.0
広島県(18)	50.0	11.1	44.4	16.7	27.8	0.0
山口県(12)	33.3	41.7	58.3	16.7	33.3	0.0
徳島県(4)	25.0	50.0	75.0	25.0	50.0	0.0
香川県(8)	50.0	0.0	0.0	25.0	12.5	12.5
愛媛県(9)	44.4	44.4	44.4	33.3	11.1	22.2
高知県(8)	75.0	12.5	75.0	12.5	25.0	0.0
福岡県(22)	45.5	40.9	59.1	54.5	36.4	0.0
佐賀県(3)	33.3	33.3	66.7	66.7	0.0	0.0
長崎県(7)	14.3	14.3	57.1	28.6	28.6	0.0
熊本県(12)	33.3	25.0	66.7	25.0	25.0	0.0
大分県(11)	36.4	27.3	45.5	18.2	27.3	0.0
宮崎県(8)	62.5	37.5	37.5	37.5	12.5	12.5
鹿児島県(16)	50.0	43.8	50.0	31.3	12.5	6.3
沖縄県(12)	50.0	41.7	50.0	66.7	25.0	0.0
内閣府(250)	37.2	54.4	43.6	29.2	18.0	3.2
全 体(838)	38.8	35.9	46.7	33.2	21.8	3.6

数値は各行政庁のカッコ内の回答法人数に占める割合。

表 35 認定等手続きに関する具体的要望・意見(複数回答)

主な収益	公益社団	公益財団	合計
変更認定が必要な「公益性に大きな影響をあたえない変更」を明確化してほしい	142(38.2%)	185(38.9%)	327(38.6%)
認定と届出の基準を、解釈の相違がないよう明確にしてほしい	130(34.9%)	165(34.7%)	295(34.8%)
認定と届出に係る事務手続き負担を軽減してほしい	264(71.0%)	327(68.8%)	591(69.8%)
認定申請等に要する時間を短縮し、迅速に対応してほしい	73(19.6%)	106(22.3%)	179(21.1%)
その他(記述回答)	14(3.8%)	22(4.6%)	36(4.3%)
回答法人数計	372	475	847

カッコ内は、回答法人数 847 件(社団 372 件、財団 475 件)に占める割合。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(7)参照。

表 36 主たる事業別の認定等手続きに関する具体的な要望・意見(複数回答)

(%)

主たる事業 (回答法人数)	届出でよい 事項の明確 化	認定と届出 の解釈の相 違の解消	認定と届出 の事務負担 の軽減	手続き時間 の短縮と迅 速な対応	その他
社会福祉関係(51)	43.1	33.3	68.6	17.6	2.0
福祉関係の助成(11)	18.2	36.4	63.6	18.2	9.1
健康維持・増進団体等(33)	30.3	36.4	66.7	15.2	6.1
医療施設、病院等(16)	37.5	18.8	81.3	18.8	6.3
教育関係(53)	35.8	24.5	58.5	20.8	3.8
学会・学術団体(36)	44.4	36.1	66.7	25.0	5.6
研究・分析機関(21)	52.4	28.6	66.7	19.0	0.0
助成・表彰(73)	49.3	49.3	61.6	27.4	0.0
奨学(37)	16.2	29.7	67.6	32.4	10.8
児童・青少年の健全育成(31)	32.3	29.0	77.4	25.8	3.2
美術館・博物館・動物園等(33)	33.3	24.2	69.7	15.2	3.0
芸術・文化関係(66)	53.0	36.4	65.2	21.2	6.1
スポーツ関係(39)	41.0	43.6	76.9	10.3	5.1
地域社会貢献活動・団体(88)	38.6	35.2	73.9	15.9	3.4
環境保護(34)	38.2	32.4	70.6	26.5	11.8
災害・地域安全(4)	50.0	25.0	75.0	0.0	0.0
国際協力(26)	42.3	26.9	61.5	19.2	7.7
産業創造・企業経営、起業支援(16)	18.8	25.0	62.5	37.5	12.5
業界団体(42)	40.5	35.7	78.6	19.0	2.4
同一資格者団体(18)	50.0	66.7	72.2	22.2	0.0
免許・資格付与・検査・検定(10)	20.0	30.0	70.0	40.0	10.0
会館運営(8)	25.0	12.5	75.0	25.0	0.0
行政関連(63)	30.2	36.5	79.4	19.0	3.2
非営利活動支援団体(13)	15.4	7.7	69.2	38.5	0.0
10件未満事業群(25)	52.0	52.0	76.0	16.0	0.0
全体(847)	38.6	34.8	69.8	21.1	4.3

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合。

【表 37】認定等手続きに関する要望・意見について収入規模別にみると、いずれも収入規模による特徴的な傾向はみられなかった。

表 37 収入規模別の認定等手続きに関する具体的な要望・意見(複数回答)

回答項目	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
変更認定が必要な「公益性に大きな影響をあたえない変更」を明確化してほしい	30 40.0%	90 39.1%	40 33.3%	101 36.9%	30 41.1%	36 48.0%
認定と届出の基準を、解釈の相違がないよう、明確にしてほしい	17 22.7%	76 33.0%	37 30.8%	101 36.9%	31 42.5%	33 44.0%
認定と届出に係る事務負担を軽減してほしい	55 73.3%	150 65.2%	92 76.7%	193 70.4%	50 68.5%	51 68.0%
認定申請等に要する時間を短縮し、迅速に対応してほしい	18 24.0%	43 18.7%	22 18.3%	62 22.6%	22 30.1%	12 16.0%
その他	4 5.3%	11 4.8%	4 3.3%	10 3.6%	4 5.5%	3 4.0%
回答法人数	75	230	120	274	73	75

上段は回答数。下段は各要望・意見の回答法人数に占める割合。

【表 38】次に行政庁別にみると、最も回答が多かった「認定と届出の事務負担の軽減」と回答した法人の割合が特に高かったのは、長崎県 100%、千葉県 92.3%、栃木県 90.9%であった。「届出でよい事項の明確化」については兵庫県 75.0%、宮城県および和歌山県 66.7%、「認定と届出の解釈の相違の解消」については岐阜県 80.0%、「手続き時間の短縮と迅速な対応」については徳島県 60.0%において高い数値が示された。

表 38 行政庁別の認定等手続きに関する具体的な要望・意見(複数回答)

(%)

行政庁 (回答法人数)	届出でよい事項の明確化	認定と届出の解釈の相違の解消	認定と届出の事務負担の軽減	手続き時間の短縮と迅速な対応	その他
北海道(26)	46.2	46.2	69.2	30.8	3.8
青森県(8)	37.5	37.5	87.5	37.5	12.5
岩手県(16)	50.0	25.0	81.3	31.3	0.0
宮城県(12)	66.7	58.3	66.7	16.7	0.0
秋田県(7)	14.3	28.6	85.7	42.9	0.0
山形県(9)	22.2	11.1	88.9	11.1	0.0
福島県(17)	41.2	23.5	64.7	5.9	5.9
茨城県(13)	38.5	30.8	69.2	7.7	0.0
栃木県(11)	45.5	45.5	90.9	45.5	9.1
群馬県(6)	50.0	33.3	66.7	33.3	0.0
埼玉県(22)	27.3	18.2	86.4	13.6	0.0
千葉県(13)	38.5	30.8	92.3	30.8	0.0
東京都(59)	40.7	35.6	74.6	22.0	1.7
神奈川県(19)	42.1	42.1	73.7	15.8	0.0
新潟県(17)	29.4	23.5	82.4	0.0	5.9
富山県(8)	37.5	25.0	75.0	25.0	0.0
石川県(8)	12.5	0.0	75.0	12.5	25.0
福井県(5)	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0
山梨県(7)	57.1	14.3	42.9	0.0	14.3
長野県(11)	27.3	18.2	63.6	9.1	9.1

行政庁 (回答法人数)	届出でよい事項 の明確化	認定と届出の解釈 の相違の解消	認定と届出の事 務負担の軽減	手続き時間の短 縮と迅速な対応	その他
岐阜県(5)	20.0	80.0	40.0	0.0	0.0
静岡県(19)	36.8	47.4	73.7	15.8	0.0
愛知県(24)	33.3	16.7	62.5	20.8	0.0
三重県(11)	27.3	18.2	81.8	0.0	9.1
滋賀県(11)	9.1	18.2	72.7	9.1	18.2
京都府(19)	5.3	15.8	73.7	10.5	5.3
大阪府(17)	41.2	41.2	58.8	17.6	11.8
兵庫県(8)	75.0	37.5	75.0	12.5	12.5
奈良県(8)	37.5	25.0	62.5	12.5	0.0
和歌山県(3)	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
鳥取県(13)	46.2	46.2	76.9	15.4	0.0
島根県(8)	25.0	12.5	75.0	0.0	12.5
岡山県(18)	44.4	33.3	66.7	16.7	0.0
広島県(20)	35.0	30.0	65.0	10.0	0.0
山口県(12)	25.0	33.3	83.3	33.3	0.0
徳島県(5)	60.0	60.0	40.0	60.0	0.0
香川県(9)	22.2	44.4	55.6	0.0	11.1
愛媛県(8)	12.5	12.5	87.5	12.5	12.5
高知県(9)	33.3	33.3	77.8	11.1	0.0
福岡県(22)	45.5	54.5	77.3	45.5	4.5
佐賀県(4)	25.0	0.0	50.0	50.0	0.0
長崎県(3)	33.3	33.3	100.0	0.0	0.0
熊本県(14)	21.4	42.9	78.6	7.1	0.0
大分県(9)	44.4	22.2	77.8	22.2	0.0
宮崎県(10)	0.0	30.0	60.0	20.0	10.0
鹿児島県(14)	42.9	28.6	50.0	14.3	14.3
沖縄県(11)	36.4	27.3	63.6	9.1	9.1
内閣府(239)	46.4	43.5	63.6	28.5	4.6
全 体(847)	38.6	34.8	69.8	21.1	4.3

数値は各行政庁のカッコ内の回答法人数に占める割合。

【表 39】別表 H についての定期提出書類の手引きの改訂への対応については、8 割以上が手引きの改訂どおりに対応しており、「従来どおりに、別表 H を作成した」とする回答は 13.2%にとどまった。

表 39 別表 H についての定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂への対応(複数回答)

主な収益	公益社団	公益財団	合 計
手引きの改定どおり、別表 H を作成した	421(84.2%)	545(83.8%)	966(84.0%)
手引きの改定とは異なり、従来通りに、別表 H を作成した	66(13.2%)	86(13.2%)	152(13.2%)
その他(記述回答)	13(2.6%)	19(2.9%)	32(2.8%)
回答法人数計	500	650	1,150

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。複数回答 22 件
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(8) 参照。

【表 40】定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂への対応について行政庁別にみると、全ての法人が改定どおり作成した行政庁は、徳島県および長崎県であった。H 表を従来通りに作成した法人の割合が 30%を超えたのは佐賀県 40.0%、兵庫県 35.7%および京都府 31.0%であった。

表 40 行政庁別の別表 H についての定期提出書類の手引きの改訂への対応(複数回答)

行政庁 (回答法人数)	改定どお り作成	従来通り 作成	その他	行政庁 (回答法人数)	改定どお り作成	従来通り 作成	その他
北海道(29)	93.1	3.4	3.4	滋賀県(15)	86.7	6.7	6.7
青森県(11)	81.8	18.2	0.0	京都府(29)	65.5	31.0	3.4
岩手県(20)	85.0	10.0	0.0	大阪府(21)	76.2	14.3	9.5
宮城県(17)	88.2	5.9	5.9	兵庫県(14)	64.3	35.7	0.0
秋田県(9)	77.8	11.1	11.1	奈良県(12)	75.0	8.3	0.0
山形県(10)	90.0	10.0	0.0	和歌山県(6)	83.3	16.7	0.0
福島県(20)	70.0	15.0	10.0	鳥取県(15)	93.3	6.7	0.0
茨城県(18)	83.3	5.6	5.6	島根県(12)	91.7	0.0	8.3
栃木県(14)	78.6	14.3	7.1	岡山県(26)	76.9	15.4	3.8
群馬県(12)	91.7	0.0	8.3	広島県(25)	76.0	16.0	8.0
埼玉県(24)	87.5	12.5	0.0	山口県(14)	92.9	7.1	0.0
千葉県(14)	85.7	14.3	0.0	徳島県(6)	100.0	0.0	0.0
東京都(87)	88.5	8.0	3.4	香川県(14)	92.9	7.1	0.0
神奈川県(23)	78.3	13.0	4.3	愛媛県(10)	80.0	10.0	10.0
新潟県(23)	82.6	13.0	4.3	高知県(12)	75.0	25.0	0.0
富山県(11)	72.7	18.2	9.1	福岡県(31)	87.1	9.7	3.2
石川県(14)	71.4	28.6	0.0	佐賀県(5)	60.0	40.0	0.0
福井県(6)	83.3	16.7	0.0	長崎県(9)	100.0	0.0	0.0
山梨県(11)	81.8	18.2	0.0	熊本県(15)	93.3	6.7	0.0
長野県(20)	95.0	0.0	5.0	大分県(14)	85.7	14.3	0.0
岐阜県(7)	71.4	28.6	0.0	宮崎県(13)	76.9	23.1	0.0
静岡県(23)	78.3	21.7	0.0	鹿児島県(19)	84.2	10.5	5.3
愛知県(37)	89.2	8.1	2.7	沖縄県(15)	93.3	6.7	0.0
三重県(15)	80.0	20.0	0.0	内閣府(323)	82.7	15.2	1.5
				全 体(1,150)	84.0	13.2	2.8

数値は各行政庁のカッコ内の回答法人数に占める割合。

(2) 法人種類の再選択

【表 41】再度選択する場合に選択する法人格について訊いたところ、83.7%が再度公益法人を選択すると回答しており、一般法人への転換を望む法人は 13.0%であった。認定法人を含む特定非営利活動法人への転換を望む法人は 0.9%にとどまった。法人類型別にみると、社団の場合 4 分の 1(24.4%)が他法人格への転換を望んでおり、なかでも一般法人は 2 割(19.4%)であった。財団の場合は 10.2%が他法人格への転換を望んでいるという結果であった。

表 41 再度選択する場合の法人類型

法人格	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
やはり公益法人	378(75.6%)	584(89.8%)	962(83.7%)	3.1(80.6%)
一般法人	97(19.4%)	52(8.0%)	149(13.0%)	-3.5(16.5%)
特定非営利活動法人	3(0.6%)	3(0.5%)	6(0.5%)	-0.3(0.8%)
認定特定非営利活動法人	4(0.8%)	1(0.2%)	5(0.4%)	0.3(0.1%)
社会福祉法人	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	-0.1(0.1%)
営利法人(株式会社・合同会社など)	0(0.0%)	1(0.2%)	1(0.1%)	-0.3(0.4%)
労働者協同組合、特定労働者協同組合	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	-
その他の法人(記述回答)	18(3.6%)	9(1.4%)	27(2.3%)	0.7(1.6%)
回答法人数計	500	650	1,150	-

カッコ内は、回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(9)参照。

【表 42】再度選択するとした場合の法人格について収入規模別にみると、収入規模が大きいほど公益法人を選択する法人の割合が高くなり、とりわけ「10 億円以上」は 94.7%と最も高い数値が示されている。一方で「1 千万円未満」は 73.4%であり、4 分の 1 以上が他法人格を選択する傾向にある。「一般法人」と回答した法人の収入規模別の割合は、公益法人の傾向とは対照的であり、収入規模が小さいほどその割合は高くなる傾向にある。

表 42 収入規模別の再度選択するとした場合の法人格

法人格	1 千万円未満	1～5 千万円	5 千万～1 億円	1～5 億円	5～10 億円	10 億円以上
やはり公益法人	91	255	138	311	77	90
	73.4%	81.0%	83.1%	85.7%	88.5%	94.7%
一般法人	26	47	21	41	10	4
	21.0%	14.9%	12.7%	11.3%	11.5%	4.2%
NPO 法人(含認定)	4	4	3	0	0	0
	3.2	1.3	1.8	0.0	0.0	0.0
その他の法人	3	9	4	11	0	1
	2.4	2.9	2.4	3.0	0.0	1.1
回答法人数計	124	315	166	363	87	95

上段は回答数。下段は、各収入規模別の回答法人数計に占める割合。

「その他の法人」は、社会福祉法人、営利法人(株式会社、合同会社等)、その他回答を含む。

表 43 行政庁別の再度選択するとした場合の法人格

(%)

行政庁	やはり公益法人	一般法人	特活法人(認定含む)	その他の法人	行政庁	やはり公益法人	一般法人	特活法人(認定含む)	その他の法人
北海道(29)	72.4	17.2	0.0	10.3	滋賀県(15)	80.0	20.0	0.0	0.0
青森県(11)	72.7	27.3	0.0	0.0	京都府(29)	86.2	6.9	3.4	3.4
岩手県(20)	75.0	20.0	5.0	0.0	大阪府(21)	81.0	14.3	4.8	0.0
宮城県(17)	70.6	23.5	0.0	5.9	兵庫県(14)	92.9	7.1	0.0	0.0
秋田県(9)	88.9	11.1	0.0	0.0	奈良県(12)	66.7	25.0	8.3	0.0
山形県(10)	90.0	10.0	0.0	0.0	和歌山県(6)	100.0	0.0	0.0	0.0
福島県(20)	75.0	25.0	0.0	0.0	鳥取県(15)	100.0	0.0	0.0	0.0
茨城県(18)	83.3	16.7	0.0	0.0	島根県(12)	75.0	16.7	0.0	8.3
栃木県(14)	85.7	14.3	0.0	0.0	岡山県(26)	76.9	15.4	0.0	7.7
群馬県(12)	75.0	25.0	0.0	0.0	広島県(25)	84.0	12.0	4.0	0.0
埼玉県(24)	75.0	20.8	4.2	0.0	山口県(14)	78.6	21.4	0.0	0.0
千葉県(14)	92.9	7.1	0.0	0.0	徳島県(6)	66.7	33.3	0.0	0.0
東京都(87)	87.4	9.2	1.1	2.3	香川県(14)	100.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県(23)	95.7	4.3	0.0	0.0	愛媛県(10)	90.0	0.0	0.0	10.0
新潟県(23)	87.0	13.0	0.0	0.0	高知県(12)	66.7	33.3	0.0	0.0
富山県(11)	90.9	0.0	0.0	9.1	福岡県(31)	83.9	9.7	6.5	0.0
石川県(14)	85.7	7.1	0.0	7.1	佐賀県(5)	80.0	20.0	0.0	0.0
福井県(6)	100.0	0.0	0.0	0.0	長崎県(9)	100.0	0.0	0.0	0.0
山梨県(11)	90.9	9.1	0.0	0.0	熊本県(15)	93.3	6.7	0.0	0.0
長野県(20)	100.0	0.0	0.0	0.0	大分県(14)	57.1	35.7	0.0	7.1
岐阜県(7)	57.1	42.9	0.0	0.0	宮崎県(13)	84.6	15.4	0.0	0.0
静岡県(23)	78.3	17.4	0.0	4.3	鹿児島県(19)	78.9	15.8	0.0	5.3
愛知県(37)	86.5	10.8	0.0	2.7	沖縄県(15)	80.0	20.0	0.0	0.0
三重県(15)	80.0	20.0	0.0	0.0	内閣府(323)	84.8	11.1	0.6	3.4
					全体(1,150)	83.7	13.0	1.0	2.4

数値は各行政庁の回答法人数に占める割合。

【表 43】再度選択するとした場合の法人格について行政庁別にみると、全ての法人が公益法人と回答した行政庁は、福井県、長野県、和歌山県、鳥取県、香川県、長崎県であった。他法人格への転換を望む法人の割合が高かったのは、岐阜県および大分県の 42.9%であった、一般法人への転換を望む回答割合が高いのは、大分県 35.7%であり、特定非営利活動法人の場合は奈良県 8.3%が最も高かった。

【表 44】次に、公益法人を再度選択すると回答した法人の割合を事業分野別にみよみる。全ての法人が公益法人と回答した分野は、「災害・地域安全」であった。他方、その他法人格への転換を望む法人の割合が高かった事業は、「同一資格者団体」38.9%であった。再度選択できるとした場合に一般法人と回答した法人の割合が最も高かった事業は、「同一資格者団体」38.9%であり、特定非営利活動法人の場合は「産業創造・企業経営、起業支援」4.8%が最も高かった。

表 44 主たる事業別の法人選択の割合 (%)

主たる事業 (回答法人数)	やはり 公益法人	一般法人	特活法人 (認定含む)	その他の 法人
社会福祉関係(75)	80.0	16.0	1.3	2.7
福祉関係の助成(15)	93.3	6.7	0.0	0.0
健康維持・増進団体等(50)	74.0	26.0	0.0	0.0
医療施設、病院等(24)	91.7	4.2	0.0	4.2
教育関係(69)	84.1	10.1	0.0	5.8
学会・学術団体(51)	70.6	19.6	0.0	9.8
研究・分析機関(30)	90.0	10.0	0.0	0.0
助成・表彰(114)	92.1	7.0	0.9	0.0
奨学(62)	93.5	4.8	1.6	0.0
児童・青少年の健全育成(33)	87.9	9.1	0.0	3.0
美術館・博物館・動物園等(37)	94.6	5.4	0.0	0.0
芸術・文化関係(86)	90.7	3.5	1.2	4.7
スポーツ関係(47)	80.9	12.8	4.3	2.1
地域社会貢献活動・団体(119)	73.1	23.5	1.7	1.7
環境保護(45)	88.9	11.1	0.0	0.0
災害・地域安全(11)	100.0	0.0	0.0	0.0
国際協力(35)	88.6	8.6	2.9	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(21)	95.2	0.0	4.8	0.0
業界団体(53)	71.7	26.4	0.0	1.9
同一資格者団体(18)	61.1	38.9	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(11)	81.8	18.2	0.0	0.0
会館運営(10)	70.0	20.0	0.0	10.0
行政関連(91)	85.7	7.7	1.1	5.5
非営利活動支援団体(14)	64.3	35.7	0.0	0.0
10件未満事業群(29)	82.8	13.8	0.0	3.4
全体(1,150)	83.7	13.0	1.0	2.4

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

【表 45】公益法人以外を選択したいとする法人(188 件)のみを対象に苦勞している点を訊いたところ、一般法人への転換を希望する 69.8%は「毎年の定期提出書類の作成義務負担が大きい」と回答しており、「収支相償で事業活動が制限される」および「毎年の事業報告・計算書類等の作成」と回答した法人もそれぞれ 60.4%および 64.4%みられた。特定非営利活動法人への転換を希望する法人で回答割合が最も高かったのは「毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい」81.8%であり、その他法人については「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」64.3%が最も高い数値を示した。

表 45 公益法人以外を選択すると回答した法人の苦勞している点(複数回答)

苦勞している点	一般法人	特活法人 (認定含む)	その他	合計
収支相償で事業活動が制限される	90(60.4%)	5(45.5%)	16(57.1%)	111(59.0%)
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	49(32.9%)	1(9.1%)	5(17.9%)	55(29.3%)
遊休財産の規制がある	60(40.3%)	4(36.4%)	10(35.7%)	74(39.4%)
立入検査など行政庁の監督が続く	76(51.0%)	5(45.5%)	14(50.0%)	95(50.5%)
毎年の事業報告・計算書類等の作成	96(64.4%)	9(81.8%)	17(60.7%)	122(64.9%)
変更認定申請・変更届出の手続き	79(53.0%)	6(54.5%)	16(57.1%)	101(53.7%)
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	104(69.8%)	7(63.6%)	18(64.3%)	129(68.6%)
適正な機関運営が難しい	27(18.1%)	1(9.1%)	4(14.3%)	32(17.0%)
特になし	1(0.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(0.5%)
その他	3(2.0%)	1(9.1%)	3(10.7%)	7(3.7%)
回答法人数計	149	11	28	188

カッコ内は、公益法人以外を選択するとした対象法人の回答数計ごとに占める割合。

【表 46】公益法人以外の法人格への転換を望む理由については、前年より低下したとはいえ 72.5%の法人が「法人運営での自由度が高い」と回答した。また、「行政による監督がなく、実施事業に専念できる」とした意見も前年より低下したとはいえ 40.6%に上り、「より地域に根ざした活動がしやすい」とする回答は、前年より上昇し 29.0%みられた。

表 46 現状の法人形態と異なる法人格を選択した理由(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
法人運営での自由度が高い	96(73.3%)	54(71.1%)	150(72.5%)	-13.2(85.7%)
行政による監督がなく、実施事業に専念できる	54(41.2%)	30(39.5%)	84(40.6%)	-12.9(53.5%)
より地域に根ざした活動がしやすい	38(29.0%)	22(28.9%)	60(29.0%)	10.4(18.6%)
資金調達が容易である	11(8.4%)	10(13.2%)	21(10.1%)	-1.9(12.0%)
その他(記述回答)	13(9.9%)	3(3.9%)	16(7.7%)	2.3(5.4%)
回答法人数	131	76	207	258

数値は「やはり公益法人」を選択しなかった法人からの回答数、カッコ内は回答法人数 207 件(社団 131 件、財団 76 件)に占める割合。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(10)参照。

3. 寄附と税制について

(1) 寄附金に関する意識と姿勢

【表 47】法人の総収入に占める寄附金の割合は、寄附金収入がないとする回答が最も多く全体の半数弱(48.6%)を占め、「10%未満」とする回答も 31.1%に上った。「0%」と「10%未満」を合わせると 79.7%にもなり、社団のみで 9 割近い数値(89.4%)が示されている。次に高かった回答割合は「50%以上」の 9.7%であった。法人格別にみると、財団は社団と比較し寄附金収入の割合が相対的に高く、とくに寄附金収入の割合が 50%以上を占める社団が 4.8%であることに比し、財団が 13.5%にも及ぶことは大きな特徴である。

表 47 寄附金の総収入に占める割合

寄附金の割合	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
0%	304(60.8%)	255(39.2%)	559(48.6%)	1.6(47.0%)
10%未満	143(28.6%)	215(33.1%)	358(31.1%)	0.7(30.4%)
10%以上 20%未満	16(3.2%)	30(4.6%)	46(4.0%)	-1.5(5.5%)
20%以上 30%未満	6(1.2%)	35(5.4%)	41(3.6%)	0.4(3.2%)
30%以上 50%未満	7(1.4%)	27(4.2%)	34(3.0%)	-0.5(3.5%)
50%以上	24(4.8%)	88(13.5%)	112(9.7%)	-0.6(10.3%)
回答法人数計	500	650	1,150	1,557

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。

【表 48】収入規模に関係なく寄附金割合は低いが、大概、収入規模の小さい法人ほど、寄附金の割合が高い傾向がみられる。

表 48 収入規模別寄附金の総収入に占める割合

寄附金の割合	1千万円 未満	1～5千万 円	5千万～ 1億円	1～5億円	5～10億円	10億円 以上
0%	47(37.9%)	139(44.1%)	83(50.0%)	192(52.9%)	42(48.3%)	56(58.9%)
10%未満	31(25.0%)	85(27.0%)	47(28.3%)	118(32.5%)	39(44.8%)	38(40.0%)
10%～20%未満	7(5.6%)	18(5.7%)	7(4.2%)	11(3.0%)	2(2.3%)	1(1.1%)
20%以上 30%未満	8(6.5%)	14(4.4%)	4(2.4%)	12(3.3%)	3(3.4%)	0(0.0%)
30%以上 50%未満	6(4.8%)	14(4.4%)	4(2.4%)	9(2.5%)	1(1.1%)	0(0.0%)
50%以上	25(20.2%)	45(14.3%)	21(12.7%)	21(5.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)
回答法人数計	124	315	166	363	87	95

カッコ内は、各収入規模の回答法人数に占める割合。

【表 49】次に、総収入に占める寄附金の割合を事業分野別にみってみる。寄附金がないとする回答の割合が 5 割を超えた事業分野は、「免許・資格付与・検査・検定」(81.8%)、「産業創造・企業経営、起業支援」(81.0%)など 12 事業が該当した。「10%未満」については、「医療施設、病院等」(70.8%)など 5 事業において高い数値が示されており、「50%以上」と回答した法人の割合が最も高かったのは、「奨学」(30.6%)であった。

表 49 主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合

(%)

主たる事業 (回答法人数)	0%	10% 未満	10%~ 20%	20%~ 30%	30%~ 50%	50% 以上
社会福祉関係(75)	48.0	34.7	6.7	0.0	1.3	9.3
福祉関係の助成(15)	40.0	33.3	6.7	13.3	0.0	6.7
健康維持・増進団体等(50)	62.0	20.0	4.0	2.0	2.0	10.0
医療施設、病院等(24)	25.0	70.8	0.0	0.0	0.0	4.2
教育関係(69)	50.7	20.3	7.2	7.2	1.4	13.0
学会・学術団体(51)	35.3	52.9	3.9	2.0	0.0	5.9
研究・分析機関(30)	30.0	30.0	16.7	13.3	0.0	10.0
助成・表彰(114)	36.8	20.2	3.5	6.1	9.6	23.7
奨学(62)	37.1	22.6	3.2	1.6	4.8	30.6
児童・青少年の健全育成(33)	51.5	27.3	3.0	0.0	6.1	12.1
美術館・博物館・動物園等(37)	24.3	40.5	10.8	2.7	8.1	13.5
芸術・文化関係(86)	29.1	55.8	4.7	4.7	2.3	3.5
スポーツ関係(47)	25.5	68.1	4.3	0.0	0.0	2.1
地域社会貢献活動・団体(119)	70.6	22.7	0.8	1.7	2.5	1.7
環境保護(45)	35.6	13.3	6.7	13.3	6.7	24.4
災害・地域安全(11)	54.5	36.4	0.0	0.0	9.1	0.0
国際協力(35)	25.7	42.9	5.7	8.6	2.9	14.3
産業創造・企業経営、起業支援(21)	81.0	14.3	4.8	0.0	0.0	0.0
業界団体(53)	75.5	22.6	0.0	1.9	0.0	0.0
同一資格者団体(18)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(11)	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0
会館運営(10)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
行政関連(91)	74.7	18.7	0.0	1.1	2.2	3.3
非営利活動支援団体(14)	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
10件未満事業群(29)	48.3	27.6	6.9	6.9	0.0	10.3
全体(1,150)	48.6	31.1	4.0	3.6	3.0	9.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

【表 50】次に、寄附を募集していない 601 法人にその理由を訊いたところ、「事業収入や運用収入で間に合っている」とする回答が半数(53.7%)を超え、寄附募集のノウハウがないとする回答割合も 45.9%と比較的に多かった。法人格別にみると、「事業収入や運用収入で間に合っている」と回答した財団は 60.1%と多く、社団とのポイント差は 12 である。一方で「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」と回答した法人は社団の方が多く 54.4%であり、財団とのポイント差は 18 であった。

表 50 寄附金を募集していない理由(複数回答)

寄附金を募集しない理由	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
事業収入や運用収入で間に合っているため	153(48.1%)	170(60.1%)	323(53.7%)	6.6(47.1%)
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない	173(54.4%)	103(36.4%)	276(45.9%)	2.3(43.6%)
寄附金を募集した後の事務負担が大きい	57(17.9%)	55(19.4%)	112(18.6%)	0.8(17.8%)
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない	42(13.2%)	30(10.6%)	72(12.0%)	0.5(11.5%)
その他(記述回答)	11(3.5%)	17(6.0%)	28(4.7%)	0.3(4.4%)
回答法人数計	318	283	601	850

カッコ内は、回答法人数 601 件(社団 318 件、財団 283 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(11)参照。

【表 51】次に、寄附金を募集していない理由について収入規模別にみると、収入規模が大きいほど「事業収入や運用収入で間に合っているため」と回答する法人の割合は高くなる傾向にある反面、「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」とする回答割合については、収入規模が小さいほど高くなる傾向にある。

表 51 収入規模別の寄附金を募集していない理由(複数回答)

回答項目	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
事業収入や運用収入で間に合っている。	19 35.2%	74 51.0%	48 52.2%	115 57.5%	32 62.7%	35 59.3%
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない。	28 51.9%	70 48.3%	41 44.6%	93 46.5%	20 39.2%	24 40.7%
寄附金を募集した後の事務負担が大きい。	16 29.6%	27 18.6%	16 17.4%	35 17.5%	7 13.7%	11 18.6%
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない。	10 18.5%	16 11.0%	7 7.6%	26 13.0%	5 9.8%	8 13.6%
その他	1 1.9%	7 4.8%	6 6.5%	5 2.5%	3 5.9%	6 10.2%
回答法人数	54	145	92	200	51	59

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合。

表 52 主たる事業別の寄附募集をしない理由(複数回答)

(%)

主たる事業 (回答法人数)	収入が間に合っている ¹	寄附募集ノウハウがない	募集後の事務負担が大きい	報告や説明責任が大変	その他
社会福祉関係(40)	42.5	62.5	17.5	5.0	5.0
福祉関係の助成(10)	70.0	20.0	30.0	10.0	0.0
健康維持・増進団体等(33)	45.5	48.5	12.1	18.2	3.0
医療施設、病院等(6)	66.7	66.7	16.7	16.7	0.0
教育関係(38)	57.9	36.8	23.7	7.9	2.6
学会・学術団体(17)	64.7	29.4	35.3	23.5	0.0
研究・分析機関(10)	70.0	20.0	20.0	20.0	0.0
助成・表彰(50)	66.0	36.0	22.0	6.0	12.0
奨学(29)	72.4	20.7	10.3	6.9	3.4
児童・青少年の健全育成(18)	50.0	61.1	27.8	22.2	0.0
美術館・博物館・動物園等(14)	42.9	64.3	28.6	14.3	21.4
芸術・文化関係(27)	55.6	48.1	29.6	11.1	0.0
スポーツ関係(15)	53.3	53.3	33.3	13.3	0.0
地域社会貢献活動・団体(88)	37.5	55.7	25.0	20.5	3.4
環境保護(18)	44.4	27.8	11.1	5.6	16.7
災害・地域安全(6)	66.7	33.3	16.7	16.7	16.7
国際協力(8)	75.0	37.5	25.0	25.0	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(17)	47.1	41.2	5.9	0.0	11.8
業界団体(41)	41.5	75.6	9.8	12.2	0.0
同一資格者団体(14)	57.1	57.1	14.3	14.3	0.0
免許・資格付与・検査・検定(10)	90.0	30.0	10.0	0.0	0.0
会館運営(5)	60.0	20.0	0.0	20.0	20.0
行政関連(64)	62.5	40.6	9.4	9.4	3.1
非営利活動支援団体(10)	40.0	60.0	0.0	10.0	0.0
10件未満事業群(13)	61.5	15.4	23.1	0.0	15.4
全体(601)	53.7	45.9	18.6	12.0	4.7

数値は各事業の回答法人数(無回答を除く)に占める割合。

¹ 収入が間に合っているため:事業収入や運用収入で間に合っているため 寄附募集ノウハウがない:寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない 募集後の事務負担が大きい:寄附金を募集した後の事務負担が大きい 報告や説明責任が大変:募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない。

【表 52】寄附募集をしない理由を主たる事業別にみた場合、「事業収入や運用収入で間に合っている」とする回答の割合が最も高かった事業分野は、「免許・資格付与・検査・検定」(90.0%)、「国際協力」(75.0%)など 18 事業、「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」については「業界団体」(75.6%)、「医療施設、病院等」(66.7%)など 10 事業であった。

(2) 税額控除証明の取得状況等

【表 53】税額控除証明の取得状況については 24.6%が取得済みと回答しており、「税額控除の制度は知っているが、取得していない」および「制度自体を知らない」の回答割合は、それぞれ 41.2%および 34.2%に上った。

表 53 税額控除証明の取得状況

取得状況	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
取得済み	105(21.0%)	178(27.4%)	283(24.6%)	0.2(24.4%)
制度は知っているが、取得していない	181(36.2%)	293(45.1%)	474(41.2%)	2.0(39.2%)
制度自体を知らない	214(42.8%)	179(27.5%)	393(34.2%)	-2.2(36.4%)
回答法人数計	500	650	1,150	1,557

カッコ内は、回答法人数 1,150(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合(%)。

【表 54】次に、税額控除証明の取得状況について収入規模別にみてもみる。全体的には、収入規模が小さいほど税額控除証明の取得率が高くなる傾向にある。「制度は知っているが取得していない」と回答した法人の割合については、収入規模が大きいほど高い傾向が読み取れる。

表 54 収入規模別の税額控除証明の取得状況

税額控除取得状況 (回答法人数)	1千万円 未満	1~5千 万円	5千万~ 1億円	1~5億 円	5~10億 円	10億円 以上
取得済み。(申請書提出済 み・準備中を含む)	42	92	39	79	18	13
	33.9%	29.2%	23.5%	21.8%	20.7%	13.7%
制度は知っているが、取得 していない	41	111	67	156	45	54
	33.1%	35.2%	40.4%	43.0%	51.7%	56.8%
制度自体を知らない	41	112	60	128	24	28
	33.1%	35.6%	36.1%	35.3%	27.6%	29.5%
回答法人数計	124	315	166	363	87	95

上段は回答数。下段は各収入規模に占める割合。

【表 55】税額控除証明の取得状況について主たる事業の分野別にみると、税額控除証明を「取得済み」とする回答の割合が高かった事業分野は「環境保護」46.7%、「国際協力」42.9%などであり、「制度は知っているが取得していない」のそれは「福祉関係の助成」60.0%、「助成・表彰」55.3%などであった。「制度自体を知らない」と回答した法人の割合が高かったのは「産業創造・企業経営、起業支援」66.7%、「同一資格者団体」61.1%などであった。

表 55 主たる事業別の税額控除証明取得状況

(%)

主たる事業 (回答法人数)	取得済み(申請中・ 準備中含む)	制度は知っている が取得していない	制度自体を知らない
社会福祉関係(75)	36.0	28.0	36.0
福祉関係の助成(15)	13.3	60.0	26.7
健康維持・増進団体等(50)	18.0	40.0	42.0
医療施設、病院等(24)	29.2	41.7	29.2
教育関係(69)	31.9	39.1	29.0
学会・学術団体(51)	23.5	49.0	27.5
研究・分析機関(30)	23.3	43.3	33.3
助成・表彰(114)	17.5	55.3	27.2
奨学(62)	38.7	43.5	17.7
児童・青少年の健全育成(33)	27.3	48.5	24.2
美術館・博物館・動物園等(37)	27.0	40.5	32.4
芸術・文化関係(86)	20.9	51.2	27.9
スポーツ関係(47)	31.9	42.6	25.5
地域社会貢献活動・団体(119)	21.8	30.3	47.9
環境保護(45)	46.7	40.0	13.3
災害・地域安全(11)	18.2	36.4	45.5
国際協力(35)	42.9	37.1	20.0
産業創造・企業経営、起業支援(21)	4.8	28.6	66.7
業界団体(53)	9.4	37.7	52.8
同一資格者団体(18)	5.6	33.3	61.1
免許・資格付与・検査・検定(11)	18.2	27.3	54.5
会館運営(10)	40.0	40.0	20.0
行政関連(91)	9.9	46.2	44.0
非営利活動支援団体(14)	35.7	14.3	50.0
10件未満事業群(29)	34.5	34.5	31.0
全体(1,150)	24.6	41.2	34.2

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

【表 56】税額控除証明の取得状況について行政庁別にみると、税額控除証明を取得している法人の割合が高かった行政庁は、上位から宮城県 52.9%、大分県 42.9%であった。「制度は知っているが取得していない」とする回答割合が半数を超えたのは兵庫県 64.3%、静岡県 60.9%、鳥取県 60.0%など 12 県であり、「制度自体を知らない」とする法人の割合が半数を超えたのは、上位から徳島県 83.3%、石川県 78.6%、宮崎県 69.2%など 14 府県に上った。

【表 57】寄附金の総収入に占める割合ごとの税額控除証明の取得状況については、寄附金の割合が高いほど税額控除証明を取得している傾向にある。「制度自体を知らない」とする法人の割合は、収入規模に占める寄附金の割合が小さいほど高くなる傾向にあり、とりわけ寄附金収入がゼロの割合は 47.4%に上った。

表 56 行政庁別の税額控除証明の取得状況

(%)

行政庁 (回答法人数)	取得済み (申請中・ 準備中含 む)	制度は知 っている が取得し ていない	制度自体 を知らな い	行政庁 (回答法人数)	取得済み (申請中・ 準備中含 む)	制度は知 っている が取得し ていない	制度自体 を知らな い
北海道(29)	24.1	31.0	44.8	滋賀県(15)	33.3	40.0	26.7
青森県(11)	9.1	36.4	54.5	京都府(29)	27.6	37.9	34.5
岩手県(20)	10.0	50.0	40.0	大阪府(21)	33.3	42.9	23.8
宮城県(17)	52.9	29.4	17.6	兵庫県(14)	21.4	64.3	14.3
秋田県(9)	11.1	55.6	33.3	奈良県(12)	8.3	50.0	41.7
山形県(10)	40.0	40.0	20.0	和歌山県(6)	33.3	16.7	50.0
福島県(20)	10.0	55.0	35.0	鳥取県(15)	6.7	60.0	33.3
茨城県(18)	22.2	27.8	50.0	島根県(12)	33.3	8.3	58.3
栃木県(14)	14.3	21.4	64.3	岡山県(26)	34.6	38.5	26.9
群馬県(12)	33.3	50.0	16.7	広島県(25)	20.0	40.0	40.0
埼玉県(24)	16.7	29.2	54.2	山口県(14)	35.7	35.7	28.6
千葉県(14)	0.0	50.0	50.0	徳島県(6)	0.0	16.7	83.3
東京都(87)	31.0	34.5	34.5	香川県(14)	21.4	57.1	21.4
神奈川県(23)	26.1	47.8	26.1	愛媛県(10)	30.0	40.0	30.0
新潟県(23)	21.7	30.4	47.8	高知県(12)	8.3	33.3	58.3
富山県(11)	18.2	36.4	45.5	福岡県(31)	16.1	32.3	51.6
石川県(14)	7.1	14.3	78.6	佐賀県(5)	20.0	20.0	60.0
福井県(6)	0.0	50.0	50.0	長崎県(9)	11.1	44.4	44.4
山梨県(11)	27.3	45.5	27.3	熊本県(15)	26.7	40.0	33.3
長野県(20)	30.0	30.0	40.0	大分県(14)	42.9	28.6	28.6
岐阜県(7)	14.3	57.1	28.6	宮崎県(13)	7.7	23.1	69.2
静岡県(23)	4.3	60.9	34.8	鹿児島県(19)	15.8	47.4	36.8
愛知県(37)	16.2	37.8	45.9	沖縄県(15)	40.0	33.3	26.7
三重県(15)	26.7	40.0	33.3	内閣府(323)	30.0	48.3	21.7
数値は各行政庁の回答法人数に占める割合。				全 体(1,150)	24.6	41.2	34.2

表 57 寄附金の総収入に占める割合別にみる税額控除証明取得状況

税額控除証明取得状況 (回答法人数)	0%	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上
取得済み。(申請書提出済 み・準備中を含む)	61 10.9%	101 28.2%	23 50.0%	20 48.8%	18 52.9%	60 53.6%
制度は知っているが、取得 していない	233 41.7%	169 47.2%	13 28.3%	15 36.6%	9 26.5%	35 31.3%
制度自体を知らない	265 47.4%	88 24.6%	10 21.7%	6 14.6%	7 20.6%	17 15.2%
回答法人数計	559	358	46	41	34	112

上段は回答数。下段は寄附金の総収入に占める割合ごとの割合。

【表 58】税額控除証明を取得していない 491 法人に対し、その理由を訊いたところ、「PST(Public Support Test)を満たすことが困難」とした回答割合が最も高く 40.5%であり、前年調査から 6 ポイント上昇している。「個人からの寄附は考えていない」および「当法人にとってあまりメリットがない」とする回答においてもそれぞれ 26.3%および 20.4%と一定数みられた。

表 58 税額控除証明を取得していない理由

税額控除証明を取得しない理由	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
PST 要件を満たすことが困難	76(38.6%)	123(41.8%)	199(40.5%)	6.0(34.5%)
当法人にとってはあまりメリットがない	34(17.3%)	66(22.4%)	100(20.4%)	1.3(19.1%)
手続きが複雑で面倒	15(7.6%)	17(5.8%)	32(6.5%)	-4.4(10.9%)
個人からの寄附は考えていない	61(31.0%)	68(23.1%)	129(26.3%)	-0.6(26.9%)
所得控除だけで十分	6(3.0%)	7(2.4%)	13(2.6%)	-2(4.6%)
その他(記述回答)	5(2.5%)	13(4.4%)	18(3.7%)	-0.2(3.9%)
回答法人数計	197	294	491	669

カッコ内は、回答法人数 491 件(社団 197 件、財団 294 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(12)参照。

【表 59】税額控除証明を取得していない理由を事業分野別にみると、「PST 要件を満たすことが困難」と回答した法人の割合が高い事業は、「芸術・文化関係」71.1%、「医療施設、病院等」66.7%、「研究・分析機関」61.5%であり、「メリットがない」とする回答割合が高かった事業は、「会館運営」75.0%、「個人寄附は不要」は「非営利活動支援団体」100%であった。

表 59 主たる事業別の税額控除証明を取得していない理由(複数回答)

(%)

主たる事業 (回答法人数)	PST 要件 が困難	メリットが ない	手続きが 面倒	個人寄附 は不要	所得控除 で十分	その他
社会福祉関係(22)	59.1	18.2	0.0	13.6	0.0	9.1
福祉関係の助成(7)	57.1	28.6	0.0	14.3	0.0	0.0
健康維持・増進団体等(24)	25.0	20.8	8.3	37.5	8.3	0.0
医療施設、病院等(9)	66.7	11.1	0.0	22.2	0.0	0.0
教育関係(26)	30.8	7.7	15.4	46.2	0.0	0.0
学会・学術団体(26)	50.0	26.9	11.5	7.7	0.0	3.8
研究・分析機関(13)	61.5	15.4	7.7	7.7	7.7	0.0
助成・表彰(64)	35.9	21.9	3.1	31.3	1.6	6.3
奨学(27)	40.7	25.9	0.0	25.9	3.7	3.7
児童・青少年の健全育成(19)	26.3	15.8	15.8	26.3	10.5	5.3
美術館・博物館・動物園等(14)	57.1	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0
芸術・文化関係(45)	71.1	8.9	4.4	8.9	2.2	4.4
スポーツ関係(23)	52.2	17.4	4.3	13.0	4.3	8.7
地域社会貢献活動・団体(38)	31.6	28.9	2.6	28.9	7.9	0.0
環境保護(17)	29.4	23.5	5.9	41.2	0.0	0.0
災害・地域安全(4)	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0
国際協力(13)	46.2	30.8	7.7	7.7	0.0	7.7
産業創造・企業経営、起業支援(5)	0.0	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0
業界団体(26)	23.1	19.2	15.4	38.5	3.8	0.0
同一資格者団体(8)	25.0	37.5	25.0	0.0	0.0	12.5
免許・資格付与・検査・検定(3)	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0
会館運営(4)	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0
行政関連(40)	30.0	25.0	2.5	40.0	0.0	2.5
非営利活動支援団体(3)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
10 件未満事業群(11)	45.5	0.0	0.0	45.5	0.0	9.1
全体(491)	40.5	20.4	6.5	26.3	2.6	3.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

【表 60】寄附の利用をさらに促進する上で期待する内容については、「企業による寄附」と回答した割合が最も高く 68.9%を占めた。また、「多数の個人による小口現金の寄附」および「資産家等の個人による大口の現金寄附」についても、それぞれ 45.0%および 32.1%みられた。

表 60 寄附の利用をさらに促進する上で期待すること(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
多数の個人による小口現金の寄附	66(48.2%)	125(43.6%)	191(45.0%)	11.5(33.5%)
資産家等の個人による大口の現金寄附	37(27.0%)	99(34.5%)	136(32.1%)	6.3(25.8%)
資産家等の個人による大口の現物資産の寄附(みなし譲渡所得税非課税の承認特例)	6(4.4%)	20(7.0%)	26(6.1%)	0.2(5.9%)
企業による寄附	78(56.9%)	214(74.6%)	292(68.9%)	20.3(48.6%)
寄附よりも、助成金等	31(22.6%)	55(19.2%)	86(20.3%)	5.4(14.9%)
その他(記述回答)	5(3.6%)	5(1.7%)	10(2.4%)	-0.9(3.3%)
回答法人数	137	287	424	825

カッコ内は、寄附を募集していると回答した法人数 424 件(社団 137 件、財団 287 件)に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(13)参照。

【表 61】寄附の利用をさらに促進する上で期待することを収入規模別にみると、いずれも収入規模による特徴的な傾向はみられなかった。

表 61 収入規模別の寄附の利用をさらに促進する上で期待すること (%)

回答項目	1 千万円未満	1~5 千万円	5 千万~1 億円	1~5 億円	5~10 億円	10 億円以上
多数の個人による小口現金の寄附	27	60	20	52	16	16
	50.0%	45.8%	40.8%	42.3%	45.7%	50.0%
資産家等の個人による大口の現金寄附	15	44	15	39	13	10
	27.8%	33.6%	30.6%	31.7%	37.1%	31.3%
資産家等の個人による大口の現物資産の寄附(みなし譲渡所得税非課税の承認特例)	2	5	2	11	5	1
	3.7%	3.8%	4.1%	8.9%	14.3%	3.1%
企業による寄附	36	82	39	85	27	23
	66.7%	62.6%	79.6%	69.1%	77.1%	71.9%
寄附よりも、助成金等	11	23	9	27	5	11
	20.4%	17.6%	18.4%	22.0%	14.3%	34.4%
その他	0	4	0	6	0	0
	0.0%	3.1%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%
回答法人数	54	131	49	123	35	32

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合。

【表 62】 同表は、寄附の利用をさらに促進する上で期待することについて事業分野別にみたものである。「多数の個人による小口現金の寄附」と回答した法人の割合が半数を超えた事業は、「同一資格者団体」75.0%、「医療施設、病院等」60.0%など 9 事業であり、「資産家等の個人による大口の現金寄附」については「災害・地域安全」66.7%、「企業による寄附」については「環境保護」90.0%、「スポーツ関係」84.6%など 18 事業が該当した。

表 62 主たる事業別の寄附の利用をさらに促進する上で期待すること(複数回答)

(%)

主な事業 (回答法人数)	多数の個人の小口 現金寄附	資産家等 の大口現金寄附	資産家等 の大口現物寄附	企業による 寄附	寄附より助 成金等	その他
社会福祉関係(30)	56.7	33.3	10.0	70.0	30.0	0.0
福祉関係の助成(3)	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
健康維持・増進団体等(12)	50.0	16.7	0.0	66.7	25.0	0.0
医療施設、病院等(15)	60.0	26.7	13.3	60.0	20.0	0.0
教育関係(29)	58.6	34.5	6.9	48.3	24.1	3.4
学会・学術団体(27)	48.1	25.9	0.0	63.0	14.8	7.4
研究・分析機関(15)	33.3	26.7	6.7	73.3	33.3	0.0
助成・表彰(41)	36.6	41.5	7.3	70.7	2.4	0.0
奨学(25)	44.0	44.0	0.0	68.0	8.0	4.0
児童・青少年の健全育成(15)	33.3	26.7	6.7	66.7	26.7	0.0
美術館・博物館・動物園等(20)	50.0	35.0	20.0	75.0	10.0	0.0
芸術・文化関係(53)	45.3	37.7	5.7	71.7	24.5	1.9
スポーツ関係(26)	57.7	26.9	3.8	84.6	19.2	3.8
地域社会貢献活動・団体(22)	31.8	13.6	0.0	54.5	31.8	9.1
環境保護(20)	45.0	45.0	5.0	90.0	5.0	0.0
災害・地域安全(3)	33.3	66.7	0.0	66.7	0.0	0.0
国際協力(23)	52.2	34.8	8.7	73.9	26.1	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業界団体(7)	28.6	0.0	0.0	71.4	42.9	0.0
同一資格者団体(4)	75.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
会館運営(6)	16.7	0.0	0.0	66.7	50.0	0.0
行政関連(15)	6.7	13.3	6.7	80.0	33.3	6.7
非営利活動支援団体(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10件未満事業群(13)	53.8	53.8	7.7	69.2	23.1	0.0
全体(424)	45.0	32.1	6.1	68.9	20.3	2.4

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

(3) 税制に関する要望事項

【表 63】次に、税制に関する要望について回答を求めたところ、回答法人数 1,150 件の 12%に当たる 138 件から記述回答を得た。最も多かった回答は消費税関連で 54 件に上り、その多くはインボイス制度に関するものであった。固定資産税に関する回答は 25 件、印紙税は 11 件であった。記述回答全文については、V.1.(14)を参照されたい。

表 63 公益法人をめぐる税制で希望する事項(記述回答数)

項目	公益社団	公益財団	合計
消費税関連(インボイス制度関連含む)	30	24	54
法人税関連	2	2	4
印紙税関連	4	7	11
固定資産税関連	7	18	25
住民税関連	0	2	2
その他	19	23	42
回答法人数計	62	76	138

(4) 会計に関する要望事項

【表 64】公益法人会計基準では、財務諸表と呼ばれる「貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書」と附属明細書、財産目録を作成しなければならないが、その内容は一般的な企業会計とは異なり、かなり複雑であり、公益法人の税務会計に精通する人材や専門家を確保することが困難といわれている。今回も公益法人会計基準についての要望や意見を訊いたところ、98 件の記述回答があった。最も多かった回答は「複雑性等」70 件、「区分経理関連」15 件であった。記述回答全文については、V.1.(15)を参照されたい。

表 64 現在の会計制度(平成 20 年度公益法人会計基準)についての意見(記述回答数)

項目	公益社団	公益財団	合計
財務三基準関連	3	3	6
区分経理関連	8	7	15
企業会計との対比関連	3	4	7
複雑性等	32	38	70
回答法人数計	46	52	98

4. 行政庁の対応等について

(1) 立入検査について

【表 65】行政庁の立入検査について訊いたところ、過半数(48.4%)が「特になし」とする回答であり、前年比で4.1ポイントの減少となった。「指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい」や「担当官によって趣旨一貫していない面がある」とする回答も一定数みられ、それぞれ28.7%および25.3%であり、いずれも3.5ポイントおよび0.3ポイントの増加となった。

【表 66】行政庁による立入検査等について収入規模別にみると、収入規模による特徴的な傾向はみられなかった。

表 65 立入検査等の状況(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい	155(31.0%)	175(26.9%)	330(28.7%)	3.5(25.2%)
担当官によって趣旨一貫していない面がある	130(26.0%)	161(24.8%)	291(25.3%)	0.3(25.0%)
立入検査のインターバルが短い	74(14.8%)	97(14.9%)	171(14.9%)	0.8(14.1%)
特になし	237(47.4%)	320(49.2%)	557(48.4%)	-4.1(52.5%)
その他(記述回答)	18(3.6%)	32(4.9%)	50(4.3%)	1.1(3.2%)
回答法人数計	500	650	1,150	1,557

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(16)参照。

表 66 収入規模別の立入検査など行政庁の監督で困っている点(複数回答)

回答項目	1千万円未満	1~5千万円	5千万~1億円	1~5億円	5~10億円	10億円以上
指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい	31	97	54	109	21	18
	25.0%	30.8%	32.5%	30.0%	24.1%	18.9%
担当官によって趣旨一貫していない面がある	23	78	46	95	26	23
	18.5%	24.8%	27.7%	26.2%	29.9%	24.2%
立入検査のインターバルが短い	19	44	29	52	9	18
	15.3%	14.0%	17.5%	14.3%	10.3%	18.9%
困っている点は特になし	63	155	71	173	47	48
	50.8%	49.2%	42.8%	47.7%	54.0%	50.5%
その他	11	12	5	19	2	1
	8.9%	3.8%	3.0%	5.2%	2.3%	1.1%
回答法人数	124	315	166	363	87	95

上段は回答件数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合。

【表 67】立入検査など行政庁の監督で困っている点について行政庁別にみると、「指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい」とする回答が5割を超えたのは、佐賀県 80.0%、大阪府 57.1%など 5 府県であった。「担当官によって趣旨一貫していない面がある」とする回答割合については、岩手県、栃木県および徳島県が 50.0%と高かった。特に困っている点はないとする回答割合が 50%を超えたのは、奈良県および和歌山県 83.3%、石川県 78.6%、群馬県 75.0%など 23 道県が該当した。

表 67 行政庁別の立入検査など行政庁の監督で困っている点(複数回答)

(%)

行政庁 (回答法人数)	指摘事項が細かい。重要・本質的なことを希望	担当官によって趣旨一貫していない面あり	立入検査の間隔が短い	特になし	その他
北海道(29)	13.8	17.2	10.3	62.1	0.0
青森県(11)	9.1	18.2	9.1	63.6	0.0
岩手県(20)	50.0	50.0	20.0	35.0	0.0
宮城県(17)	47.1	23.5	29.4	35.3	5.9
秋田県(9)	22.2	44.4	11.1	44.4	0.0
山形県(10)	30.0	10.0	0.0	50.0	10.0
福島県(20)	25.0	15.0	20.0	60.0	0.0
茨城県(18)	27.8	27.8	16.7	44.4	0.0
栃木県(14)	42.9	50.0	28.6	35.7	14.3
群馬県(12)	8.3	8.3	16.7	75.0	0.0
埼玉県(24)	41.7	12.5	16.7	45.8	8.3
千葉県(14)	50.0	42.9	35.7	42.9	0.0
東京都(87)	28.7	29.9	11.5	47.1	11.5
神奈川県(23)	26.1	26.1	21.7	34.8	0.0
新潟県(23)	21.7	30.4	4.3	56.5	4.3
富山県(11)	36.4	0.0	9.1	63.6	9.1
石川県(14)	7.1	7.1	7.1	78.6	0.0
福井県(6)	0.0	33.3	33.3	66.7	0.0
山梨県(11)	18.2	27.3	9.1	54.5	0.0
長野県(20)	25.0	10.0	10.0	65.0	0.0
岐阜県(7)	42.9	28.6	14.3	42.9	0.0
静岡県(23)	34.8	30.4	26.1	39.1	0.0
愛知県(37)	8.1	13.5	16.2	64.9	5.4
三重県(15)	13.3	26.7	13.3	60.0	0.0
滋賀県(15)	33.3	20.0	0.0	40.0	26.7
京都府(29)	31.0	34.5	10.3	44.8	0.0
大阪府(21)	57.1	23.8	23.8	19.0	9.5
兵庫県(14)	28.6	21.4	7.1	42.9	7.1
奈良県(12)	16.7	0.0	8.3	83.3	0.0
和歌山県(6)	0.0	0.0	16.7	83.3	0.0
鳥取県(15)	26.7	13.3	20.0	53.3	0.0
島根県(12)	25.0	16.7	8.3	50.0	8.3
岡山県(26)	23.1	7.7	15.4	61.5	3.8
広島県(25)	24.0	32.0	8.0	40.0	8.0
山口県(14)	42.9	35.7	14.3	42.9	0.0
徳島県(6)	16.7	50.0	16.7	50.0	0.0
香川県(14)	21.4	7.1	14.3	57.1	0.0
愛媛県(10)	40.0	20.0	20.0	50.0	0.0
高知県(12)	25.0	8.3	8.3	66.7	0.0
福岡県(31)	35.5	22.6	25.8	45.2	0.0
佐賀県(5)	80.0	40.0	0.0	20.0	0.0
長崎県(9)	11.1	44.4	11.1	44.4	0.0
熊本県(15)	6.7	6.7	13.3	73.3	6.7
大分県(14)	50.0	28.6	7.1	28.6	14.3
宮崎県(13)	23.1	15.4	38.5	38.5	7.7
鹿児島県(19)	26.3	26.3	10.5	42.1	10.5
沖縄県(15)	20.0	33.3	6.7	40.0	6.7
内閣府(323)	31.3	30.3	14.9	44.6	3.7
全体(1,150)	28.7	25.3	14.9	48.4	4.3

太字は、各行政庁ごとの回答法人数に占める割合。

(2) 変更認定申請等について

【表 68】変更認定申請の経緯については、困っている点は特になしと回答した法人の割合は、42.8%であり、前年比で 6.6 ポイント減少した。一方で「記載事項が多く、事務手続きにかなりの負荷を伴う」および「書類で細かなチェックが多い」とする意見も一定数みられ、それぞれ 37.5%および 21.8%であり、前年比でいずれもポイント増となっている。

表 68 変更認定申請・変更届出で困っている点(複数回答)

変更申請の経緯	公益社団	公益財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
事業拡大のための変更認定申請等で、時間がかかる	70(14.0%)	109(16.8%)	179(15.6%)	1.5(14.1%)
担当官によって、届出および変更認定の見解が異なる	71(14.2%)	91(14.0%)	162(14.1%)	2.4(11.7%)
記載事項が多く、事務手続きにかなりの負荷を伴う	195(39.0%)	236(36.3%)	431(37.5%)	4.3(33.2%)
書類で細かなチェックが多い	117(23.4%)	134(20.6%)	251(21.8%)	1.5(20.3%)
特になし	208(41.6%)	284(43.7%)	492(42.8%)	-6.6(49.4%)
その他(記述回答)	12(2.4%)	31(4.8%)	43(3.7%)	1.0(2.7%)
回答法人数計	500	650	1,150	1,557

カッコ内は、回答法人数 1,150 件 (社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(17)参照。

【表 69】変更認定申請・変更届出で困っている点について収入規模別にみると、「事業拡大のための変更認定申請等で、時間がかかる」の回答割合は、収入規模が大きいほど高くなる傾向にあるが、その他の回答については収入規模による特徴的な傾向はみられなかった。

表 69 収入規模別の変更認定申請・変更届出で困っている点

回答項目	1千万円未満	1~5千万円	5千万~1億円	1~5億円	5~10億円	10億円以上
事業拡大のための変更認定申請等で、時間がかかる	14	42	26	61	17	19
	11.3%	13.3%	15.7%	16.8%	19.5%	20.0%
担当官によって、届出および変更認定の見解が異なる	12	47	25	48	17	13
	9.7%	14.9%	15.1%	13.2%	19.5%	13.7%
記載事項が多く、事務手続きにかなりの負荷を伴う	46	105	65	139	33	43
	37.1%	33.3%	39.2%	38.3%	37.9%	45.3%
書類で細かなチェックが多い	25	71	35	76	17	27
	20.2%	22.5%	21.1%	20.9%	19.5%	28.4%
特になし	59	151	70	138	40	34
	47.6%	47.9%	42.2%	38.0%	46.0%	35.8%
その他	3	7	8	20	3	2
	2.4%	2.2%	4.8%	5.5%	3.4%	2.1%
回答法人数	124	315	166	363	87	95

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合。

【表 70】行政庁別にみると、「事業拡大の変更認定申請等で時間がかかる」で困っている法人の回答割合が高かったのは佐賀県 40.0%および徳島県 33.3%であり、逆に困っている法人がない行政庁は秋田県や福井県など 8 県であった。「担当官により届出・変更認定の見解が異なる」については、佐賀県 40.0%、千葉県および大阪府 28.6%が高い数値が示しており、一方、山形県、富山県など 9 県において困っている法人の該当はなかった。「記載事項が多く事務手続きに大きな負荷を伴う」で困っている法人の回答割合が半数を上回っているのは、鳥取県 66.7%、岩手県 65.0%、佐賀県 60.0%など 11 県であり、一方、和歌山県は 0%であった。また、「書類で細かなチェックが多い」については岐阜県 57.1%、徳島県 50.0%が 5 割以上である。他方、困っていることは特になしとする回答が多くみられたのは、上位から和歌山県 83.3%、山形県 70.0%、宮崎県 69.2%、群馬県 66.7%などであった。

表 70 行政庁別の変更認定申請・変更届出で困っている点 (%)

行政庁 (回答法人数)	事業拡大の 変更認定申 請等で時間 がかかる	担当官により 届出・変更認 定の見解が 異なる	記載事項が 多く事務手続 きに大きな負 荷を伴う	書類で細かな チェックが多 い	特になし	その他
北海道(29)	10.3	10.3	27.6	20.7	48.3	3.4
青森県(11)	36.4	18.2	27.3	9.1	45.5	0.0
岩手県(20)	20.0	25.0	65.0	30.0	35.0	0.0
宮城県(17)	5.9	23.5	17.6	35.3	52.9	0.0
秋田県(9)	0.0	11.1	44.4	33.3	44.4	0.0
山形県(10)	20.0	0.0	30.0	30.0	70.0	0.0
福島県(20)	20.0	5.0	40.0	10.0	40.0	0.0
茨城県(18)	11.1	16.7	33.3	22.2	38.9	0.0
栃木県(14)	14.3	21.4	57.1	28.6	35.7	0.0
群馬県(12)	8.3	8.3	25.0	16.7	66.7	8.3
埼玉県(24)	8.3	12.5	25.0	37.5	45.8	0.0
千葉県(14)	28.6	28.6	50.0	35.7	35.7	0.0
東京都(87)	20.7	17.2	33.3	25.3	43.7	5.7
神奈川県(23)	21.7	17.4	43.5	26.1	26.1	0.0
新潟県(23)	4.3	13.0	34.8	17.4	52.2	4.3
富山県(11)	9.1	0.0	36.4	9.1	54.5	9.1
石川県(14)	7.1	14.3	28.6	21.4	50.0	0.0
福井県(6)	0.0	0.0	33.3	0.0	50.0	16.7
山梨県(11)	0.0	9.1	27.3	18.2	54.5	0.0
長野県(20)	5.0	0.0	45.0	10.0	50.0	0.0
岐阜県(7)	14.3	14.3	28.6	57.1	28.6	0.0
静岡県(23)	26.1	13.0	52.2	8.7	34.8	0.0
愛知県(37)	2.7	8.1	21.6	18.9	59.5	8.1
三重県(15)	0.0	13.3	46.7	26.7	33.3	0.0
滋賀県(15)	13.3	6.7	46.7	13.3	46.7	6.7
京都府(29)	13.8	10.3	31.0	17.2	51.7	0.0
大阪府(21)	23.8	28.6	42.9	28.6	28.6	4.8
兵庫県(14)	0.0	14.3	35.7	14.3	42.9	7.1
奈良県(12)	25.0	0.0	50.0	8.3	41.7	0.0
和歌山県(6)	16.7	0.0	0.0	0.0	83.3	0.0
鳥取県(15)	0.0	20.0	66.7	20.0	33.3	0.0
島根県(12)	0.0	0.0	50.0	16.7	58.3	0.0
岡山県(26)	11.5	3.8	34.6	7.7	50.0	3.8
広島県(25)	4.0	12.0	40.0	16.0	40.0	4.0

行政庁 (回答法人数)	事業拡大の 変更認定申 請等で時間 がかかる	担当官により 届出・変更認 定の見解が 異なる	記載事項が 多く事務手続 きに大きな負 荷を伴う	書類で細かな チェックが多 い	特になし	その他
山口県(14)	28.6	14.3	50.0	28.6	21.4	0.0
徳島県(6)	33.3	16.7	33.3	50.0	0.0	16.7
香川県(14)	7.1	14.3	42.9	0.0	42.9	7.1
愛媛県(10)	0.0	0.0	50.0	30.0	40.0	10.0
高知県(12)	8.3	8.3	25.0	8.3	50.0	8.3
福岡県(31)	9.7	16.1	45.2	38.7	41.9	3.2
佐賀県(5)	40.0	40.0	60.0	20.0	0.0	0.0
長崎県(9)	11.1	0.0	33.3	11.1	44.4	0.0
熊本県(15)	6.7	6.7	53.3	6.7	40.0	0.0
大分県(14)	14.3	7.1	42.9	14.3	50.0	0.0
宮崎県(13)	15.4	0.0	30.8	15.4	69.2	0.0
鹿児島県(19)	21.1	15.8	36.8	21.1	42.1	0.0
沖縄県(15)	13.3	20.0	33.3	20.0	53.3	6.7
内閣府(323)	22.0	18.0	36.2	24.5	38.4	5.9
全 体(1150)	15.6	14.1	37.5	21.8	42.8	3.7

太字は、各行政庁ごとの回答法人数に占める割合。

(3) 行政庁の対応

【表 71】行政庁の指導については、問題ないとする回答が最も多く 74.0%に上り、前年比では 0.8 ポイント減少した。「やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし」および「旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い」と回答した法人も少なからずみられ、それぞれ 19.2% および 3.7%であった。

表 71 行政庁の指導について(複数回答)

行政庁の指導	公益社団	公益財団	合 計	前年比ポイント (前年割合)
おおむねこの理念に即して監督しているので問題はない	375(75.0%)	476(73.2%)	851(74.0%)	-0.8(74.8%)
やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし	95(19.0%)	126(19.4%)	221(19.2%)	2.5(16.7%)
旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い	18(3.6%)	24(3.7%)	42(3.7%)	-2.0(5.7%)
その他(記述回答)	12(2.4%)	24(3.7%)	36(3.1%)	0.3(2.8%)
回答法人数	500	650	1,150	1,557

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(18)参照。

【表 72】行政庁の対応について行政庁別にみると、「おおむね問題はない」とする回答割合が 100%に達した行政庁は石川県、福井県、山梨県および徳島県であり、一方で回答割合が 5 割以下の行政庁は千葉県 42.9%および大阪府 47.6%であった。「細かい指導があるが旧制度よりはまし」とする回答割合が高いのは、上位から千葉県 57.1%、大阪府 38.1%、岐阜県 28.6%などであり、「内部自治に介入する傾向が依然強い」については、岩手県 25.0%、佐賀県 20.0%、青森県 18.2%において比較的に高い数値が示されている。一方、0%は 26 県あった。

表 72 新制度における行政庁別の行政庁の対応について

(%)

行政庁 (回答法人数)	おおむね問題 はない	細かい指導が あるが旧制度よ りまし	内部自治に介 入する傾向が 依然強い	その他
北海道(29)	65.5	20.7	6.9	6.9
青森県(11)	81.8	0.0	18.2	0.0
岩手県(20)	50.0	25.0	25.0	0.0
宮城県(17)	70.6	17.6	11.8	0.0
秋田県(9)	88.9	11.1	0.0	0.0
山形県(10)	80.0	20.0	0.0	0.0
福島県(20)	80.0	15.0	0.0	5.0
茨城県(18)	83.3	16.7	0.0	0.0
栃木県(14)	57.1	21.4	14.3	7.1
群馬県(12)	83.3	16.7	0.0	0.0
埼玉県(24)	70.8	16.7	12.5	0.0
千葉県(14)	42.9	57.1	0.0	0.0
東京都(87)	73.6	19.5	3.4	3.4
神奈川県(23)	78.3	21.7	0.0	0.0
新潟県(23)	69.6	26.1	0.0	4.3
富山県(11)	72.7	18.2	0.0	9.1
石川県(14)	100.0	0.0	0.0	0.0
福井県(6)	100.0	0.0	0.0	0.0
山梨県(11)	100.0	0.0	0.0	0.0
長野県(20)	85.0	15.0	0.0	0.0
岐阜県(7)	57.1	28.6	14.3	0.0
静岡県(23)	87.0	13.0	0.0	0.0
愛知県(37)	86.5	8.1	0.0	5.4
三重県(15)	93.3	6.7	0.0	0.0
滋賀県(15)	73.3	20.0	0.0	6.7
京都府(29)	86.2	6.9	3.4	3.4
大阪府(21)	47.6	38.1	4.8	9.5
兵庫県(14)	92.9	7.1	0.0	0.0
奈良県(12)	91.7	8.3	0.0	0.0
和歌山県(6)	83.3	16.7	0.0	0.0
鳥取県(15)	73.3	20.0	6.7	0.0
島根県(12)	83.3	8.3	8.3	0.0
岡山県(26)	76.9	15.4	3.8	3.8
広島県(25)	72.0	20.0	4.0	4.0
山口県(14)	78.6	21.4	0.0	0.0
徳島県(6)	100.0	0.0	0.0	0.0
香川県(14)	85.7	7.1	0.0	7.1
愛媛県(10)	70.0	10.0	10.0	10.0
高知県(12)	83.3	8.3	8.3	0.0
福岡県(31)	64.5	22.6	9.7	3.2
佐賀県(5)	60.0	20.0	20.0	0.0
長崎県(9)	66.7	22.2	11.1	0.0
熊本県(15)	73.3	20.0	6.7	0.0
大分県(14)	71.4	21.4	7.1	0.0
宮崎県(13)	92.3	7.7	0.0	0.0
鹿児島県(19)	84.2	10.5	0.0	5.3
沖縄県(15)	80.0	20.0	0.0	0.0
内閣府(323)	67.8	25.4	2.2	4.6
全 体(1,150)	74.0	19.2	3.7	3.1

数値は各行政庁のカッコ内の回答数に占める割合。

(4) 行政庁への要望について

【表 73】行政庁への要望について、本アンケートへの回答法人数 1,150 件の 4.8%に当たる 55 件から記述回答を得た。比較的多かった回答は「支援姿勢等関連」および「指導水準等関連」であり、それぞれ 37 件および 14 件であった。記述回答全文については、V.1.(19)を参照されたい。

表 73 行政庁への要望について(記述回答数)

項目	公益社団	公益財団	合計
指導水準等関連	3	11	14
支援姿勢等関連	23	14	37
担当官の人事異動関連	1	2	3
その他	1	0	1
回答法人数計	28	27	55

5. その他組織運営について

ここでは、ガバナンス・コードに対する姿勢、財団法人の純資産規制、コロナ禍における対策、情報公開への取り組みなどについてみていく。

(1) ガバナンス・コードについて

【表 74】ガバナンス・コードの採用の有無については、「採用している」と回答した法人は全体の 13.1%であった。採用していない法人は 86.9%に上るが、このうち、現在採用に向けて準備中とする回答は 1.0%にとどまった。

表 74 ガバナンス・コード(倫理規定、行動基準含む)採用の有無

回答項目	公益社団	公益財団	合計
採用している	66(13.2%)	85(13.1%)	151(13.1%)
現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中である	3(0.6%)	8(1.2%)	11(1.0%)
現在採用していないが、将来的に採用したいと考えている	216(43.2%)	306(47.1%)	522(45.4%)
現在採用していないが、将来とも採用する計画はない	215(43.0%)	251(38.6%)	466(40.5%)
合計	500	650	1,150

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。

【表 75】ガバナンス・コードの採用の有無について主たる事業別にみると、最も採用率が高いのは「スポーツ関係」(51.1%)であり、「児童・青少年の健全育成」(24.2%)および「学会・学術団体」(23.5%)も比較的に高い数値が示された。

表 75 主たる事業別のガバナンス・コード採用の有無

(%)

中心となる事業 (回答法人数)	採用している	現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中である	現在採用していないが、将来的に採用したいと考えている	現在採用していないが、将来とも採用する計画はない
社会福祉関係(75)	10.7	0.0	48.0	41.3
福祉関係の助成(15)	6.7	13.3	26.7	53.3
健康維持・増進団体等(50)	12.0	0.0	50.0	38.0
医療施設、病院等(24)	12.5	4.2	50.0	33.3
教育関係(69)	14.5	0.0	49.3	36.2
学会・学術団体(51)	23.5	3.9	47.1	25.5
研究・分析機関(30)	6.7	0.0	56.7	36.7
助成・表彰(114)	10.5	1.8	46.5	41.2
奨学(62)	9.7	0.0	45.2	45.2
児童・青少年の健全育成(33)	24.2	3.0	39.4	33.3
美術館・博物館・動物園等(37)	10.8	0.0	62.2	27.0
芸術・文化関係(86)	15.1	0.0	45.3	39.5
スポーツ関係(47)	51.1	0.0	42.6	6.4
地域社会貢献活動・団体(119)	6.7	0.8	45.4	47.1
環境保護(45)	17.8	0.0	40.0	42.2

災害・地域安全(11)	18.2	0.0	36.4	45.5
国際協力(35)	17.1	0.0	34.3	48.6
産業創造・企業経営、起業支援(21)	9.5	0.0	42.9	47.6
業界団体(53)	3.8	1.9	37.7	56.6
同一資格者団体(18)	5.6	0.0	44.4	50.0
免許・資格付与・検査・検定(11)	9.1	0.0	54.5	36.4
会館運営(10)	10.0	10.0	40.0	40.0
行政関連(91)	6.6	0.0	40.7	52.7
非営利活動支援団体(14)	0.0	0.0	57.1	42.9
10件未満事業群(29)	17.2	0.0	48.3	34.5
全体(1,150)	13.1	1.0	45.4	40.5

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

【表 76】ガバナンス・コード採用の有無について行政庁別にみると、採用率が最も高かったのは新潟県 26.1%であり、次いで山口県 21.4%、鹿児島県 21.1%、内閣府 20.1%であった。

表 76 行政庁別のガバナンス・コード(倫理規定、行動基準含む)採用の有無 (%)

行政庁 (回答法人数)	採用している	現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中である	現在採用していないが、将来的に採用したいと考えている	現在採用していないが、将来とも採用する計画はない
北海道(29)	13.8	0.0	41.4	44.8
青森県(11)	9.1	0.0	36.4	54.5
岩手県(20)	10.0	0.0	40.0	50.0
宮城県(17)	17.6	0.0	23.5	58.8
秋田県(9)	11.1	0.0	55.6	33.3
山形県(10)	20.0	0.0	30.0	50.0
福島県(20)	10.0	5.0	35.0	50.0
茨城県(18)	5.6	0.0	55.6	38.9
栃木県(14)	7.1	0.0	35.7	57.1
群馬県(12)	8.3	0.0	50.0	41.7
埼玉県(24)	4.2	0.0	54.2	41.7
千葉県(14)	0.0	0.0	71.4	28.6
東京都(87)	14.9	3.4	54.0	27.6
神奈川県(23)	17.4	0.0	56.5	26.1
新潟県(23)	26.1	4.3	30.4	39.1
富山県(11)	0.0	0.0	36.4	63.6
石川県(14)	0.0	0.0	42.9	57.1
福井県(6)	0.0	16.7	66.7	16.7
山梨県(11)	0.0	0.0	27.3	72.7
長野県(20)	20.0	0.0	35.0	45.0
岐阜県(7)	0.0	0.0	57.1	42.9
静岡県(23)	4.3	0.0	52.2	43.5
愛知県(37)	2.7	0.0	43.2	54.1
三重県(15)	20.0	0.0	33.3	46.7
滋賀県(15)	13.3	0.0	46.7	40.0

行政庁 (回答法人数)	採用している	現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中である	現在採用していないが、将来的に採用したいと考えている	現在採用していないが、将来とも採用する計画はない
京都府(29)	17.2	0.0	44.8	37.9
大阪府(21)	4.8	0.0	28.6	66.7
兵庫県(14)	0.0	0.0	50.0	50.0
奈良県(12)	0.0	0.0	33.3	66.7
和歌山県(6)	0.0	0.0	100.0	0.0
鳥取県(15)	6.7	0.0	53.3	40.0
島根県(12)	16.7	0.0	75.0	8.3
岡山県(26)	3.8	0.0	53.8	42.3
広島県(25)	8.0	0.0	36.0	56.0
山口県(14)	21.4	0.0	21.4	57.1
徳島県(6)	0.0	0.0	33.3	66.7
香川県(14)	14.3	0.0	50.0	35.7
愛媛県(10)	20.0	0.0	40.0	40.0
高知県(12)	0.0	0.0	50.0	50.0
福岡県(31)	6.5	3.2	48.4	41.9
佐賀県(5)	20.0	0.0	40.0	40.0
長崎県(9)	0.0	0.0	44.4	55.6
熊本県(15)	6.7	0.0	46.7	46.7
大分県(14)	7.1	0.0	42.9	50.0
宮崎県(13)	15.4	0.0	38.5	46.2
鹿児島県(19)	21.1	0.0	47.4	31.6
沖縄県(15)	20.0	0.0	33.3	46.7
内閣府(323)	20.1	1.2	46.1	32.5
全 体(1150)	13.1	1.0	45.4	40.5

数値は各行政庁のカッコ内の回答数に占める割合。

【表 77】ガバナンス・コードを採用した目的について訊いたところ、「組織の健全な運営の実現」とする回答割合が最も高く 90.7%であり、「組織の不祥事の防止」においても 40.2%と比較的に高かった。ガバナンス・コードを採用した目的を主たる事業別にみたものが表 78 である。

表 77 ガバナンス・コードを採用した目的(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合 計
組織の健全な運営の実現	88(92.6%)	106(89.1%)	194(90.7%)
組織の不祥事の防止	37(38.9%)	49(41.2%)	86(40.2%)
長期的な組織価値の向上	25(26.3%)	23(19.3%)	48(22.4%)
支援者、利害関係者との信頼性の確保	26(27.4%)	27(22.7%)	53(24.8%)
その他(記述回答)	2(2.1%)	5(4.2%)	7(3.3%)
合 計	95	119	214

カッコ内は、回答法人数 214 件(社団 95 件、財団 119 件)に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(20)参照。

表 78 主たる事業別のガバナンス・コードを採用した目的(複数回答)

(%)

中心となる事業 (回答法人数)	組織の健全な運営の実現	組織の不祥事の防止	長期的な組織価値の向上	支援者、利害関係者との信頼性の確保	その他
社会福祉関係(9)	88.9	55.6	22.2	22.2	0.0
福祉関係の助成(4)	50.0	50.0	25.0	25.0	0.0
健康維持・増進団体等(9)	100.0	33.3	33.3	22.2	0.0
医療施設、病院等(5)	80.0	40.0	20.0	20.0	20.0
教育関係(11)	90.9	45.5	27.3	18.2	0.0
学会・学術団体(15)	93.3	6.7	0.0	20.0	6.7
研究・分析機関(3)	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3
助成・表彰(17)	82.4	52.9	23.5	17.6	5.9
奨学(6)	83.3	16.7	16.7	0.0	0.0
児童・青少年の健全育成(11)	100.0	45.5	9.1	9.1	0.0
美術館・博物館・動物園等(10)	70.0	40.0	30.0	20.0	10.0
芸術・文化関係(18)	94.4	38.9	11.1	33.3	0.0
スポーツ関係(28)	89.3	53.6	39.3	42.9	7.1
地域社会貢献活動・団体(15)	100.0	20.0	13.3	6.7	0.0
環境保護(12)	100.0	33.3	25.0	33.3	0.0
災害・地域安全(3)	100.0	66.7	66.7	66.7	0.0
国際協力(7)	85.7	14.3	14.3	42.9	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(4)	100.0	75.0	25.0	25.0	0.0
業界団体(4)	100.0	50.0	25.0	25.0	0.0
同一資格者団体(1)	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(3)	66.7	66.7	33.3	33.3	0.0
会館運営(3)	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0
行政関連(11)	100.0	45.5	9.1	18.2	0.0
非営利活動支援団体(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10件未満事業群(5)	100.0	40.0	20.0	20.0	0.0
全体(214)	90.7	40.2	22.4	24.8	3.3

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

表 79 ガバナンス・コードを採用していない理由(複数回答)

回答項目	公益社团	公益財団	合計
対応するための十分な体制が組織内に整っていない	188(46.8%)	203(40.1%)	391(43.1%)
組織体制構築と運営にコストがかかる(組織の負担増に繋がる)	47(11.7%)	50(9.9%)	97(10.7%)
コード作成や運営のための専門知識や経験がない	145(36.1%)	150(29.6%)	295(32.5%)
小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である	172(42.8%)	237(46.8%)	409(45.0%)
事業成果や組織価値の向上に繋がるという期待や実感が持てない	17(4.2%)	41(8.1%)	58(6.4%)
特に現状の運営に問題や課題意識は感じていない	87(21.6%)	150(29.6%)	237(26.1%)
公益法人は定款や諸規程・ガイドラインを遵守していれば十分と考えるから	138(34.3%)	165(32.6%)	303(33.4%)
その他(記述回答)	8(2.0%)	12(2.4%)	20(2.2%)
合計	402	506	908

カッコ内は、回答法人数 908 件(社团 402 件、財団 506 件)に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(21)参照。

【表 79】ガバナンス・コードを採用していない理由については、「小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である」とする回答割合が最も高く 45.0%であり、「対応するための十分な体制が組織内に整っていない」についても 43.1%と比較的高かった。

【表 80】ガバナンス・コードを採用していない理由を事業別にみると、「対応するための十分な体制が組織内に整っていない」とする回答割合が最も高かった事業は「医療施設・病院等」77.8%であり、「小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である」については「環境保護」69.4%が最も高かった。

表 80 主たる事業別のガバナンス・コードを採用していない理由 (%)

中心となる事業 (回答法人数)	対応するための十分な体制が組織内に整っていない	組織構築とコストがかかる(組織負担が増える)	コードやオペレーションの知識が不足している	小規模組織の現況に合わせた取り組みの難しさ	成果や価値の向上が期待できない	現運問題意識がない	公益や倫理・ガバナンスを重視しない	法定諸ガイドラインを守りきれない	その他
社会福祉関係(59)	42.4	11.9	39.0	50.8	3.4	22.0	32.2	1.7	
福祉関係の助成(13)	7.7	23.1	38.5	53.8	7.7	30.8	30.8	7.7	
健康維持・増進団体等(39)	46.2	7.7	30.8	51.3	7.7	20.5	20.5	5.1	
医療施設、病院等(18)	77.8	33.3	50.0	44.4	16.7	22.2	27.8	0.0	
教育関係(54)	33.3	5.6	27.8	40.7	7.4	25.9	27.8	3.7	
学会・学術団体(33)	36.4	18.2	36.4	39.4	6.1	21.2	30.3	3.0	
研究・分析機関(28)	57.1	7.1	21.4	42.9	7.1	25.0	35.7	0.0	
助成・表彰(89)	36.0	10.1	29.2	52.8	6.7	41.6	30.3	4.5	
奨学(49)	32.7	14.3	24.5	49.0	0.0	36.7	36.7	4.1	
児童・青少年の健全育成(24)	54.2	16.7	37.5	45.8	0.0	20.8	45.8	0.0	
美術館・博物館・動物園等(31)	58.1	16.1	29.0	61.3	12.9	29.0	29.0	3.2	
芸術・文化関係(67)	56.7	14.9	41.8	52.2	13.4	19.4	28.4	3.0	
スポーツ関係(21)	47.6	9.5	42.9	47.6	4.8	14.3	38.1	4.8	
地域社会貢献活動・団体(103)	49.5	7.8	32.0	35.9	2.9	23.3	38.8	0.0	
環境保護(36)	41.7	13.9	38.9	69.4	5.6	19.4	33.3	0.0	
災害・地域安全(8)	25.0	0.0	25.0	62.5	0.0	50.0	50.0	0.0	
国際協力(23)	47.8	0.0	21.7	52.2	4.3	30.4	17.4	0.0	
産業創造・企業経営、起業支援(16)	25.0	0.0	18.8	25.0	0.0	37.5	31.3	12.5	
業界団体(46)	45.7	15.2	32.6	50.0	8.7	26.1	28.3	0.0	
同一資格者団体(17)	58.8	11.8	41.2	29.4	5.9	29.4	52.9	0.0	
免許・資格付与・検査・検定(10)	50.0	0.0	20.0	30.0	10.0	20.0	20.0	0.0	
会館運営(8)	37.5	0.0	62.5	50.0	0.0	12.5	25.0	0.0	
行政関連(79)	34.2	6.3	32.9	27.8	8.9	22.8	44.3	0.0	
非営利活動支援団体(13)	46.2	15.4	38.5	30.8	0.0	23.1	23.1	0.0	
その他(24)	20.8	4.2	12.5	29.2	8.3	25.0	45.8	4.2	
全体(908)	44.2	11.0	33.4	46.3	6.6	26.8	34.3	2.3	

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

(2) 純資産規制による財団法人の強制解散制度

【表 81】財団の場合、純資産額(正味財産)が2期連続で300万円を下回った場合は強制解散となる。同表によると、回答があった財団612法人の殆どが「過去に正味財産で300万円を下回ったことはない」と回答している。ただ、1法人が「300万円を下回った」、3法人が「下回ったことがある」と回答しており、その経緯が気になるところである。

表 81 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)(複数回答)

回答項目	回答数	前年比ポイント (前年割合)
過去に、正味財産で300万円を下回ったことはない	604(98.7%)	0.1(98.6%)
過去に2年連続で、正味財産で300万円を下回った	1(0.2%)	-0.3(0.5%)
過去に1度、正味財産で300万円を下回ったことがある	3(0.5%)	0.1(0.4%)
国からの給付金収入を得て、債務超過を回避できた	1(0.2%)	0.2(0.0%)
寄附金収入を得て、債務超過を回避できた	0(0.0%)	-0.2(0.2%)
その他(記述回答)	3(0.5%)	0.0(0.5%)
合計	612	816

カッコ内は、回答法人数612件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(22)参照。

【表 82】純資産規制による強制解散制度についての意見・要望等については、83.5%が「強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである」とする意見であり、「当該制度は、撤廃すべきである」とする意見も14.4%みられた。

表 82 純資産規制による強制解散制度についての意見・要望等(財団のみ)(複数回答)

回答項目	回答数	前年比ポイント (前年割合)
当該制度は、撤廃すべきである	56(14.4%)	0.5(13.9%)
強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである	325(83.5%)	-2.6(86.1%)
その他(記述回答)	24(6.2%)	6.2(0.0%)
合計	389	598

カッコ内は、回答法人数389件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(23)参照。

(3) コロナ禍における影響

【表 83】本アンケートを実施した2023年9月現在の事業損失状況について、「法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生」および「事業収入で大幅なマイナス影響が発生」と回答した法人の割合はそれぞれ3.7%および29.7%であった。一方で、「支出費用が減少したため、逆に収支が余剰となる影響が発生」および「影響はない」とする回答割合はそれぞれ27.1%および36.1%であった。

【表 84】事業損失状況を事業別にみると、「法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生」の回答割合が最も高かった事業は「医療施設、病院等」12.5%であり、「事業収入で大幅なマイナス影響が発生」については「美術館・博物館・動物園等」64.9%であった。

表 83 コロナ禍による事業の損失状況

損失状況	公益社団	公益財団	合計
法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生	17(3.4%)	25(3.8%)	42(3.7%)
事業収入で大幅なマイナス影響が発生	163(32.6%)	179(27.5%)	342(29.7%)
寄附金や助成金等で大幅なマイナス影響が発生	19(3.8%)	43(6.6%)	62(5.4%)
上記マイナス影響により運転資金不足が発生し、借り入れを行った	4(0.8%)	16(2.5%)	20(1.7%)
支出費用が減少したため、逆に、収支が余剰となる影響が発生	138(27.6%)	174(26.8%)	312(27.1%)
特に大きな影響はない。	176(35.2%)	239(36.8%)	415(36.1%)
その他(記述回答)	37(7.4%)	69(10.6%)	106(9.2%)
回答法人数計	500	650	1,150

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(24)参照。

表 84 主たる事業別の事業損失状況

(%)

中心となる事業 (回答法人数)	法人存続等の 大問題 発生	事業収入で 大幅減	寄附・助成 金で大幅 減	運転資金不足 で借り入れ 実施	支で余剰 収支影	大きな影 響なし	その他
社会福祉関係(75)	5.3	36.0	4.0	2.7	13.3	38.7	12.0
福祉関係の助成(15)	0.0	20.0	0.0	0.0	26.7	46.7	6.7
健康維持・増進団体等(50)	2.0	32.0	4.0	2.0	22.0	40.0	12.0
医療施設、病院等(24)	12.5	54.2	4.2	25.0	0.0	29.2	12.5
教育関係(69)	7.2	29.0	7.2	1.4	26.1	31.9	14.5
学会・学術団体(51)	3.9	31.4	0.0	0.0	43.1	21.6	9.8
研究・分析機関(30)	0.0	16.7	3.3	0.0	30.0	46.7	6.7
助成・表彰(114)	1.8	6.1	7.0	0.0	44.7	44.7	10.5
奨学(62)	3.2	3.2	6.5	1.6	22.6	53.2	11.3
児童・青少年の健全 育成(33)	12.1	45.5	9.1	3.0	36.4	6.1	6.1
美術館・博物館・動物園等(37)	8.1	64.9	0.0	8.1	18.9	16.2	10.8
芸術・文化関係(86)	7.0	50.0	7.0	1.2	26.7	20.9	10.5
スポーツ関係(47)	8.5	55.3	23.4	2.1	21.3	21.3	4.3
地域社会貢献活動・団体(119)	1.7	29.4	2.5	0.8	27.7	41.2	3.4
環境保護(45)	0.0	17.8	11.1	0.0	26.7	44.4	11.1
災害・地域安全(11)	0.0	9.1	9.1	0.0	18.2	54.5	9.1
国際協力(35)	2.9	31.4	5.7	2.9	28.6	34.3	11.4
産業創造・企業経営、起業支援(21)	0.0	23.8	0.0	0.0	4.8	61.9	9.5
業界団体(53)	3.8	34.0	3.8	0.0	30.2	35.8	7.5
同一資格者団体(18)	5.6	27.8	0.0	0.0	38.9	16.7	27.8
免許・資格付与・検査・検定(11)	0.0	45.5	0.0	0.0	18.2	36.4	0.0
会館運営(10)	0.0	60.0	10.0	10.0	10.0	20.0	10.0
行政関連(91)	0.0	16.5	1.1	0.0	26.4	51.6	5.5
非営利活動支援団体(14)	0.0	42.9	0.0	0.0	14.3	42.9	0.0
10 件未満事業群(29)	0.0	34.5	10.3	0.0	37.9	13.8	10.3
全体(1,150)	3.7	29.7	5.4	1.7	27.1	36.1	9.2

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

【表 85】同表は、今回のコロナウイルス感染拡大の影響を受けて事業収入が滞り、借入を行った内容について示したものである。質問内容は以下のとおりであり、下表のとおり 18 団体(社団 4 団体、財団 14 団体)から回答が得られた。

- ①借入れ時期
- ②借入額
- ③返済予定期間(例:3 年など)
- ④借入先(例:銀行など)
- ⑤借入理由(例:事業収入が途絶え資金繰りが困難になったため、など)
- ⑥これまでの返済状況(例:200 万円を 2023 年 3 月に返済など)
- ⑦今後の返済予定(公益目的事業会計以外からの返済可能性を含む)(例:2024 年 3 月までに返済、など)
- ⑧今後、法人として求めたい支援(例えば、運転資金充当年度以降の年度に於ける借入金返済資金捻出時の収支相償対応など)

表 85 「借入を行った」の回答法人の借入金

公益社団法人	
1	①2022 年 4 月、7 月、8 月、10 月、2 月、3 月に短期借入 ②200 万円～420 万円 ③借入後 10 日前後 ④〇〇銀行 ⑤事業収益が減少したため資金繰りが困難になったため ⑦(3)の通り ⑧なし
2	①2023 年 4 月 ②600 万円 ③1 年 ④公益財団法人〇〇〇〇 ⑤事業収益の減少により、資金繰りが困難となったため ⑥なし ⑦2024 年 2 月一括返済 ⑧剰余金の財政運営資金積立資産への積立てを認めること。
3	①2023 年 3 月 ②15 百万円 ③6 カ月 ④信用金庫 ⑤特定資産の残高 ⑥現預金の残高を伴わない特定資産の計上
4	①2020 年 7 月 ②3 千万 ③3 年(無利子) ④日本政策金融公庫 ⑥本年 7 月に返済済
公益財団法人	
1	①2021 年 3 月、8 月 ②3000 万、3200 万 ③3 年 ④銀行、政策金融公庫 ⑤収入が減り、資金繰りが厳しくなったため ⑥銀行借入分は毎月返済で 500 万返済、政策金融公庫は今年の 8 月から返済開始 ⑦毎月返済銀行は 2030 年 2 月まで、政策金融公庫は、35 年 6 月まで返済 ⑧運転資金や公益事業のための設備投資のために借りた借入金返済支出を公益事業支出として認めてほしい
2	①2020 年 11 月、2021 年 4 月、2022 年 1 月 ②1 億円×3 回 = 3 億円 ③返済予定期間:10 年 ④借入先:福祉医療機構 ⑤借入理由:事業収入が大幅に減少し資金繰りが困難になったため ⑥これまでの返済状況:5 年据え置きのため、2025 年 10 月より返済

	<p>⑦今後の返済予定(公益目的事業会計以外からの返済可能性を含む):2037年1月までに返済</p> <p>⑧今後、法人として求めたい支援:運転資金充当年度以降の年度に於ける借入金返済資金捻出時の収支相償対応</p>
3	<p>①23年3月</p> <p>②5千万円</p> <p>③6か月</p> <p>④銀行</p> <p>⑤年度末決算対応</p>
4	<p>①2020年8月、9月、10月</p> <p>②2億5千万円</p> <p>③10年、15年</p> <p>④信用金庫、銀行など</p> <p>⑤収支のバランスが崩れ資金繰りが困難になった</p> <p>⑥2023年7月までに6千9百万円</p> <p>⑦2035年8月まで</p>
5	<p>①2020年6月</p> <p>②1,550百万円</p> <p>③5年</p> <p>④銀行</p> <p>⑤事業収入の減少で資金繰りが困難となったため</p> <p>⑥2022年7月と2023年7月に310百万円ずつ返済</p>
6	<p>①2022年3月</p> <p>②1億5千万円</p> <p>③6年(4)政府系金融機関</p> <p>⑤事業収入の大幅な減少により、資金繰りが困難になったため、コロナ特別融資を受けた。</p> <p>⑥2022年4月から利息支払</p> <p>⑦2024年5月から元金返済</p> <p>⑧借入金返済資金捻出に対する収支相償の配慮</p>
7	<p>①令和2年度</p> <p>②2.9億円</p> <p>③5年、7年</p> <p>④銀行、福祉医療機構</p> <p>⑤事業収入が減り資金繰りが困難になったため。</p> <p>⑥約1100万円を2023年3月に返済</p> <p>⑦銀行融資1億円は令和5年度返済予定、残りは元金返済開始から5年で償還予定</p> <p>⑧低利での迅速融資</p>
8	<p>①令和2年6月</p> <p>②2億円</p> <p>③2年</p> <p>④銀行</p> <p>⑤収入が減少し、資金繰りが困難になったため</p> <p>⑥令和5年3月に完済</p>
9	<p>①2020年8月</p> <p>②3,000万円</p> <p>③10年</p> <p>④日本政策金融公庫</p> <p>⑤2020年4月、5月の国による事業停止による2か月分の事業収入が途絶え資金繰りが困難になったため)</p> <p>⑥5年猶予で2025年より返済開始</p> <p>⑦5年猶予で2025年より返済開始</p> <p>⑧運転資金充当年度以降の年度に於ける借入金返済資金捻出時の収支相償対応など</p>
10	<p>①2020.7</p> <p>②3億円</p> <p>③10年</p> <p>④福祉医療機構</p> <p>⑤運転資金確保のため</p> <p>⑥据置5年+元金返済10年 15年返済</p>
11	<p>①2023年3月</p> <p>②3,000万円</p> <p>③140回払</p> <p>④日本政策金融公庫</p>

12	①2020年9月 ②6,000万円 ③10年 ④沖縄開発金融公庫 ⑤事業収入減少のため ⑥1,000万返済(2030年9月返済終了)
13	①2020年10月 ②20,000,000円 ③7年 ④株商工組合中央金庫盛岡支店 ⑤事業収入が激減し、資金繰りが困難になったため ⑥利息のみ(借入金の返済は据え置き期間) ⑦2030年10月25日までに返済 ⑧資金繰りが困難になった場合の融資・支援制度
14	①2020年8月 ②1億円 ③3年 ④銀行 ⑤長期休館により事業収入が減少し資金繰りが困難となったため ⑥8月以降138万円を返済 ⑦事業収入により2027年2月までに返済 ⑧特になし

(4) 法人組織として取り組みたい事項

【表 86】法人組織として自ら取り組みたい事項について訊いたところ、過半数(51.7%)が「法人運営の効率化」とする回答であった。また、人材教育並びに資金調達と回答した法人も、それぞれ 35.8%および 31.0%と比較的多くみられた。

【表 87】収入規模別にみると、「人材教育」、「法人運営の効率化」、「DXの推進」、「働き方改革の推進」とする回答割合は収入規模が大きいほど高くなる傾向にあり、取り組みたい事項は「特になし」とした回答は収入規模が小さいほど高くなる傾向にある。その他の回答については、いずれも特徴的な傾向はみられなかった。

表 86 今後法人組織として取り組みたい事項(複数回答)

取り組み事項	公益社団	公益財団	合計
他の非営利組織との連携、協業	78(15.6%)	107(16.5%)	185(16.1%)
人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)	179(35.8%)	233(35.8%)	412(35.8%)
情報開示の推進	48(9.6%)	57(8.8%)	105(9.1%)
事業の拡大、成長	148(29.6%)	169(26.0%)	317(27.6%)
資金調達基盤の強化、安定化	123(24.6%)	234(36.0%)	357(31.0%)
法人運営の効率化	268(53.6%)	326(50.2%)	594(51.7%)
再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化	19(3.8%)	41(6.3%)	60(5.2%)
DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	151(30.2%)	163(25.1%)	314(27.3%)
働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入、テレワークの導入、育児休暇の取得促進など)	70(14.0%)	110(16.9%)	180(15.7%)
特に取り組みたい事項はない	58(11.6%)	71(10.9%)	129(11.2%)
その他(記述回答)	4(0.8%)	13(2.0%)	17(1.5%)
回答法人数計	500	650	1,151

カッコ内は、回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)は、V.1.(25)参照。

表 87 収入規模別の今後法人組織として取り組みたい事項

回答項目	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
他の非営利組織との連携、協業	26	48	23	62	13	13
	21.0%	15.2%	13.9%	17.1%	14.9%	13.7%
人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)	33	76	50	153	43	57
	26.6%	24.1%	30.1%	42.1%	49.4%	60.0%
情報開示の推進	13	30	14	32	9	7
	10.5%	9.5%	8.4%	8.8%	10.3%	7.4%
事業の拡大、成長	25	63	51	127	28	23
	20.2%	20.0%	30.7%	35.0%	32.2%	24.2%
資金調達基盤の強化、安定化	38	103	49	121	21	25
	30.6%	32.7%	29.5%	33.3%	24.1%	26.3%
法人運営の効率化	42	142	80	215	47	68
	33.9%	45.1%	48.2%	59.2%	54.0%	71.6%
再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化	9	17	13	13	5	3
	7.3%	5.4%	7.8%	3.6%	5.7%	3.2%
DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	11	50	34	138	37	44
	8.9%	15.9%	20.5%	38.0%	42.5%	46.3%
働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入、テレワークの導入、育児休暇の取得促進など)	5	35	17	66	24	33
	4.0%	11.1%	10.2%	18.2%	27.6%	34.7%
特に取り組みたい事項はない	29	49	18	22	6	5
	23.4%	15.6%	10.8%	6.1%	6.9%	5.3%
その他	0	7	3	7	0	0
	0.0%	2.2%	1.8%	1.9%	0.0%	0.0%
回答法人数	124	315	166	363	87	95

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合。

【表 88】主たる事業別の今後法人組織として取り組みたい事項について、各カテゴリーで最も高い数値が示されたのは、「他の非営利組織との連携、協業」では災害地域安全 27.3%、「人材教育」では同一資格者団体 55.6%、「情報開示の推進」では同一資格者団体 27.8%、「事業の拡大、成長」では福祉関係の助成 53.3%、「資金調達基盤の強化、安定化」では美術館・博物館、動物園等 54.1%、「法人運営の効率化」ではスポーツ関係 72.3%、「再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化」ではスポーツ関係 17.0%、「DXの推進」では医療施設、病院等 50.0%、「働き方改革の推進」では医療施設、病院等 37.5%であった。

表 88 主たる事業別の今後法人組織として取り組みたい事項(複数回答)

(%)

中心的な事業 (回答法人数)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
社会福祉関係(75)	16.0	38.7	8.0	37.3	30.7	56.0	8.0	30.7	13.3	5.3	4.0
福祉関係の助成(15)	20.0	13.3	0.0	53.3	33.3	40.0	13.3	40.0	13.3	13.3	6.7
健康維持・増進団体等(50)	16.0	34.0	12.0	28.0	28.0	54.0	2.0	16.0	6.0	12.0	0.0
医療施設、病院等(24)	25.0	54.2	12.5	33.3	37.5	58.3	8.3	50.0	37.5	4.2	0.0
教育関係(69)	14.5	30.4	10.1	24.6	33.3	47.8	4.3	18.8	14.5	15.9	1.4
学会・学術団体(51)	11.8	25.5	13.7	23.5	29.4	64.7	5.9	33.3	13.7	9.8	0.0
研究・分析機関(30)	26.7	50.0	16.7	23.3	20.0	46.7	3.3	26.7	20.0	6.7	0.0
助成・表彰(114)	15.8	19.3	8.8	23.7	30.7	50.9	4.4	20.2	8.8	15.8	1.8
奨学(62)	3.2	17.7	12.9	19.4	24.2	41.9	1.6	14.5	12.9	27.4	1.6
児童・青少年の健全育成(33)	21.2	39.4	9.1	30.3	42.4	60.6	3.0	27.3	27.3	0.0	0.0
美術館・博物館・動物園等(37)	21.6	51.4	5.4	43.2	54.1	62.2	10.8	18.9	13.5	0.0	2.7
芸術・文化関係(86)	26.7	52.3	7.0	38.4	44.2	48.8	4.7	29.1	15.1	5.8	2.3
スポーツ関係(47)	12.8	42.6	10.6	31.9	53.2	72.3	17.0	23.4	29.8	6.4	2.1

中心的な事業 (回答法人数)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
地域社会貢献活動・団体(119)	12.6	36.1	6.7	31.9	19.3	40.3	3.4	36.1	7.6	13.4	0.8
環境保護(45)	22.2	24.4	11.1	26.7	35.6	46.7	11.1	22.2	24.4	4.4	2.2
災害・地域安全(11)	27.3	18.2	9.1	27.3	36.4	27.3	0.0	27.3	0.0	27.3	0.0
国際協力(35)	20.0	45.7	8.6	22.9	34.3	54.3	14.3	31.4	20.0	8.6	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(21)	14.3	33.3	4.8	23.8	19.0	52.4	4.8	47.6	28.6	9.5	4.8
業界団体(53)	17.0	43.4	9.4	18.9	32.1	43.4	0.0	26.4	15.1	15.1	0.0
同一資格者団体(18)	0.0	55.6	27.8	22.2	11.1	61.1	0.0	27.8	33.3	11.1	0.0
免許・資格付与・検査・検定(11)	9.1	45.5	18.2	18.2	9.1	36.4	9.1	27.3	18.2	9.1	9.1
会館運営(10)	10.0	50.0	0.0	30.0	40.0	60.0	10.0	20.0	20.0	0.0	0.0
行政関連(91)	9.9	33.0	5.5	17.6	24.2	57.1	0.0	33.0	19.8	16.5	0.0
非営利活動支援団体(14)	21.4	50.0	7.1	25.6	7.1	50.0	0.0	21.4	0.0	7.1	0.0
10件未満事業群(29)	24.1	44.8	3.4	17.2	31.0	58.6	6.9	31.0	17.2	6.9	3.4
全体(1,150)	16.1	35.8	9.1	27.6	31.0	51.7	5.2	27.3	15.7	11.2	1.5

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

- 1.他の非営利組織との連携、協業
- 2.人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)
- 3.情報開示の推進
- 4.事業の拡大、成長
- 5.資金調達基盤の強化、安定化
- 6.法人運営の効率化
- 7.再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化
- 8.DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進
- 9.働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入、テレワークの導入、育児休暇の取得促進など)
- 10.特に取り組みたい事項はない
- 11.その他

(5) 情報公開

【表 89】ホームページで公開している情報について訊いたところ、多くの法人が定款、役員名簿、事業計画書、収支予算書、事業報告書、財務諸表をホームページで公開していることが分かる。ホームページを作成していない法人は、2.5%みられた。

【表 90】ホームページで公開している情報について主たる事業別にみると、「災害・地域安全」はほぼすべてのカテゴリーにおいて 90%を超えている。「スポーツ関係」、「産業創造・企業経営、起業支援」および「免許・資格付与・検査・検定」についても全体的に高い数値が示されている。一方で、「健康維持・増進団体等」、「医療施設、病院等」、「美術館・博物館・動物園等」などは相対的には低い割合となっている。

表 89 ホームページで公開している情報(複数回答)

公開情報	公益社団	公益財団	合計
定款	426(85.2%)	539(82.9%)	965(83.9%)
役員名簿	410(82.0%)	561(86.3%)	971(84.4%)
事業計画書	392(78.4%)	514(79.1%)	906(78.8%)
収支予算書	372(74.4%)	486(74.8%)	858(74.6%)
事業報告書	400(80.0%)	538(82.8%)	938(81.6%)
財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)	408(81.6%)	569(87.5%)	977(85.0%)
アニュアルレポート	18(3.6%)	34(5.2%)	52(4.5%)
ホームページは作成していない	13(2.6%)	16(2.5%)	29(2.5%)
その他(記述回答)	25(5.0%)	59(9.1%)	84(7.3%)
回答法人数計	500	650	1,150

上段は回答数。下段は回答法人数 1,150 件(社団 500 件、財団 650 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)は、V.1.(26)参照。

表 90 主たる事業別のホームページで公開している情報(複数回答)

(%)

中心的な事業 (回答法人数)	定 款	役員 名簿	事業 計画書	収支 予算書	事業 報告書	財務 諸表	ア ニ ュ ア ル レ ポ ー ト	HP は 作 成 し て い な い	その他
社会福祉関係(75)	73.3	65.3	76.0	70.7	81.3	78.7	2.7	4.0	4.0
福祉関係の助成(15)	80.0	86.7	80.0	80.0	93.3	86.7	0.0	0.0	0.0
健康維持・増進団体等(50)	76.0	72.0	60.0	54.0	64.0	74.0	4.0	2.0	12.0
医療施設、病院等(24)	58.3	70.8	58.3	54.2	58.3	70.8	4.2	8.3	16.7
教育関係(69)	87.0	85.5	79.7	68.1	81.2	85.5	10.1	1.4	1.4
学会・学術団体(51)	96.1	96.1	86.3	82.4	90.2	84.3	7.8	0.0	3.9
研究・分析機関(30)	93.3	90.0	86.7	80.0	86.7	86.7	13.3	0.0	10.0
助成・表彰(114)	92.1	95.6	87.7	79.8	92.1	92.1	8.8	1.8	10.5
奨 学(62)	75.8	82.3	72.6	66.1	77.4	83.9	0.0	3.2	17.7
児童・青少年の健全育成(33)	69.7	81.8	60.6	63.6	66.7	81.8	3.0	6.1	9.1
美術館・博物館・動物園等(37)	64.9	70.3	62.2	54.1	62.2	70.3	0.0	2.7	18.9
芸術・文化関係(86)	80.2	81.4	76.7	69.8	77.9	87.2	3.5	3.5	8.1
スポーツ関係(47)	91.5	89.4	91.5	91.5	89.4	95.7	2.1	0.0	8.5
地域社会貢献活動・団体(119)	84.0	79.0	79.0	78.2	84.0	85.7	0.8	4.2	5.9
環境保護(45)	82.2	84.4	73.3	68.9	80.0	84.4	8.9	4.4	6.7
災害・地域安全(11)	90.9	100.0	90.9	90.9	90.9	90.9	0.0	0.0	0.0
国際協力(35)	91.4	91.4	88.6	91.4	88.6	94.3	8.6	0.0	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(21)	95.2	100.0	90.5	90.5	90.5	85.7	0.0	0.0	9.5
業界団体(53)	81.1	94.3	79.2	75.5	84.9	73.6	5.7	1.9	5.7
同一資格者団体(18)	83.3	66.7	61.1	61.1	55.6	77.8	0.0	0.0	5.6
免許・資格付与・検査・検定(11)	100.0	100.0	90.9	81.8	90.9	90.9	9.1	0.0	0.0
会館運営(10)	70.0	70.0	50.0	70.0	70.0	100.0	0.0	0.0	0.0
行政関連(91)	91.2	89.0	87.9	84.6	86.8	91.2	2.2	3.3	4.4
非営利活動支援団体(14)	78.6	85.7	85.7	78.6	85.7	78.6	0.0	7.1	0.0
10 件未満事業群(29)	100.0	93.1	82.8	82.8	79.3	86.2	10.3	0.0	3.4
全 体(1,150)	83.9	84.4	78.8	74.6	81.6	85.0	4.5	2.5	7.3

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

6. 公益法人協会に対する要望事項

【表 91】公益法人協会に対する要望は、102 法人から寄せられ、このうち 21 件が提言活動に関する要望であり、相談・セミナー・研修関係は 39 件、情報提供関係は 18 件であった。記述回答全文については、V.1.(27)を参照されたい。

表 91 公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数

項 目	公益社団	公益財団	合 計
提言関係	6	15	21
相談・セミナー・研修関連	13	26	39
情報提供関係	4	14	18
その他	10	14	24
回答法人数計	33	69	102

III. アンケート結果〔一般法人編〕

1. 回答法人の基本的事項

【表 92】本章では、一般法人を対象としたアンケートの結果を報告する。回答いただいた法人は 658 法であり、その内訳は社団 451 件(68.5%)、財団 207 件(31.5%)である。

表 92 回答法人の法人格

法人格	回答法人数	割合
一般社団法人	451	68.5%
一般財団法人	207	31.5%
合計	658	-

【表 93】回答法人の設立経緯については、半数以上が特例民法法人から移行した法人であり、その数は 395 件(60.0%)に上る。新制度施行からの新設法人は 38 件(5.8%)であり、上記以外の一般法人は 225 件(34.2%)であった。一般法人に関する当該アンケート回答数値を読む際にご留意されたい。

表 93 法人の形態

回答項目	一般社団	一般財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
特例民法法人からの移行	155(74.9%)	240(53.3%)	395(60.0%)	2.9(57.1%)
新設(2008年12月以降に一般法人設立)	9(4.3%)	29(6.4%)	38(5.8%)	-0.5(6.3%)
任意団体から一般法人に転換	9(4.3%)	77(17.1%)	86(13.1%)	-0.6(13.7%)
特定非営利活動法人から一般法人に転換	8(3.9%)	20(4.4%)	28(4.3%)	-1.0(5.3%)
営利法人(株式会社等)から一般法人に転換	2(1.0%)	0(0.0%)	2(0.3%)	0.3(0.0%)
その他法人から一般法人に転換	25(12.1%)	84(18.7%)	109(16.6%)	-1.0(17.6%)
回答法人数計	529	221	658	750

カッコ内は、回答法人数 658 件(社団 529 件、財団 221 件)に占める割合。

【表 94】回答法人を所在地別にみると、東京都を拠点とする法人は全体の 29.5%(194 件)に上るが、これは公益法人と同様に、全国組織や国際系の団体などは、その事務所を都内に置く傾向にあるからと推察される。次に多かったのは北海道 33 件(5.0%)、宮城県 22 件(3.3%)、神奈川県および長野県 18 件(2.7%)であった。

【表 95】次に、回答法人が実施する事業の傾向を表 95 に示した。「業界団体」157 件で全体の 24.0%を占め、次に高かったのは、「学会・学術団体」52 件の 7.9%であった。一方で、「男女共同参画社会」、「精神修養団体」からの回答は該当がなかった。

本報告では、主たる事業および他の回答とのクロス分析を行うにあたり、公益法人と同様に母数が 10 件未満のカテゴリーについては「10 件未満事業群」に集約することとする。母数が 9 件を下回るカテゴリーは、「福祉関係の助成」1 件、「奨学」8 件、「児童・青少年の健全育成」8 件、「趣味・愛好会・同好会」5 件、「動物愛護」2 件、「生活・権利保護支援」1 件、「人権・平和」1 件、「国際協力」7 件、「情報化社会」5 件、「産業創造・企業経営、起業支援」7 件、「祭祀・慰霊」2 件、「新聞その他メディア」2 件、「非営利活動支援団体」6 件の事業分野であり、これらの合計は 55 件である。

表 94 所在地別回答数

所在地	該当数	%	所在地	該当数	%	所在地	該当数	%
北海道	33	5.0	石川県	8	1.2	岡山県	7	1.1
青森県	9	1.4	福井県	4	0.6	広島県	16	2.4
岩手県	8	1.2	山梨県	3	0.5	山口県	17	2.6
宮城県	22	3.3	長野県	18	2.7	徳島県	1	0.2
秋田県	7	1.1	岐阜県	16	2.4	香川県	5	0.8
山形県	6	0.9	静岡県	17	2.6	愛媛県	8	1.2
福島県	3	0.5	愛知県	17	2.6	高知県	2	0.3
茨城県	10	1.5	三重県	1	0.2	福岡県	14	2.1
栃木県	9	1.4	滋賀県	12	1.8	佐賀県	5	0.8
群馬県	14	2.1	京都府	16	2.4	長崎県	14	2.1
埼玉県	19	2.9	大阪府	17	2.6	熊本県	12	1.8
千葉県	8	1.2	兵庫県	9	1.4	大分県	2	0.3
東京都	194	29.5	奈良県	3	0.5	宮崎県	6	0.9
神奈川県	18	2.7	和歌山県	4	0.6	鹿児島県	7	1.1
新潟県	10	1.5	鳥取県	5	0.8	沖縄県	8	1.2
富山県	9	1.4	島根県	5	0.8	合計	658	-

%は回答法人数 658 件(社団 529 件、財団 221 件)に占める割合。

表 95 回答法人の主たる事業の分野

主たる事業	社団	財団	合計	主たる事業	社団	財団	合計
社会福祉関係	11	7	18	動物愛護	1	1	2
福祉関係の助成	0	1	1	生活・権利保護支援	0	1	1
健康維持・増進団体等	18	7	25	人権・平和	0	1	1
医療施設、病院等	20	4	24	国際協力	4	3	7
教育関係	24	13	37	男女共同参画社会	0	0	0
学会・学術団体	50	2	52	情報化社会	4	1	5
研究・分析機関	16	18	34	産業創造・企業経営、起業支援	6	1	7
助成・表彰	1	17	18	業界団体	151	6	157
奨学	1	7	8	同一資格者団体	22	0	22
児童・青少年の健全育成	4	4	8	免許・資格付与・検査・検定	7	11	18
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	0	15	15	互助・共済、親睦団体	7	17	24
芸術・文化関係	11	12	23	精神修養団体	0	0	0
スポーツ関係	11	5	16	祭祀・慰霊	0	2	2
趣味・愛好会・同好会	5	0	5	会館運営	6	17	23
地域社会貢献活動・団体	28	6	34	新聞その他メディア	1	1	2
環境保護	7	4	11	行政関連	20	19	39
災害・地域安全	10	3	13	非営利活動支援団体	5	1	6
				合計	451	207	658

本報告のクロス分析で「10 件未満事業群」として扱う回答母数が 10 件未満の主たる事業。

【表96】回答法人の主な収益をみると、「会費収入」を主な収益とする法人の割合が最も高く、7割を超えた。特に社団においては、9割近い数値が示されている。「収益事業の実施による収益」についても比較的高い数値が示されており40.1%であった。その他では、「委託費・指定管理料」が20.5%、「公益目的事業からの収益」および「行政機関からの補助金」が17.6%であった。

表 96 2022 年度の主な収益 (複数回答)

主な収益	一般社団	一般財団	合計
会費収入	395(87.6%)	69(33.3%)	464(70.5%)
個人による寄附金	12(2.7%)	16(7.7%)	28(4.3%)
親会社等による資金拠出	2(0.4%)	10(4.8%)	12(1.8%)
公益目的事業からの収益	78(17.3%)	38(18.4%)	116(17.6%)
収益事業の実施による収益	161(35.7%)	103(49.8%)	264(40.1%)
民間機関からの助成金	22(4.9%)	10(4.8%)	32(4.9%)
行政機関からの補助金	87(19.3%)	29(14.0%)	116(17.6%)
委託費・指定管理料	90(20.0%)	45(21.7%)	135(20.5%)
金融機関からの借入れ	3(0.7%)	4(1.9%)	7(1.1%)
資金運用益	7(1.6%)	39(18.8%)	46(7.0%)
その他(記述回答)	22(4.9%)	9(4.3%)	31(4.7%)
回答法人数	451	207	658

カッコ内は、各回答法人数 658 件(社団 451 件、財団 207 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(1)参照。

表 97 主たる事業別の主な収益の割合 (複数回答)

(%)

主たる事業 (回答法人数)	会費 収入 ²	個人 寄附	資金 拠出	公益 事業	収益 事業	民間 助成	行政 補助	委託 費等	借り 入れ	資金 運用	その 他
社会福祉関係(18)	66.7	22.2	0.0	27.8	33.3	22.2	27.8	33.3	0.0	11.1	5.6
健康維持・増進団体等(25)	68.0	0.0	0.0	28.0	44.0	4.0	24.0	32.0	0.0	0.0	0.0
医療施設、病院等(24)	70.8	4.2	0.0	20.8	45.8	0.0	54.2	29.2	4.2	0.0	0.0
教育関係(37)	73.0	2.7	0.0	16.2	43.2	2.7	18.9	13.5	0.0	8.1	2.7
学会・学術団体(52)	94.2	1.9	1.9	11.5	30.8	5.8	0.0	9.6	0.0	1.9	5.8
研究・分析機関(34)	47.1	5.9	2.9	8.8	61.8	5.9	5.9	14.7	2.9	14.7	0.0
助成・表彰(18)	22.2	0.0	27.8	11.1	5.6	0.0	5.6	0.0	0.0	38.9	11.1
美術館・博物館・動物園等(15) ¹	6.7	0.0	6.7	33.3	66.7	6.7	13.3	33.3	0.0	33.3	6.7
芸術・文化関係(23)	60.9	13.0	4.3	30.4	52.2	0.0	17.4	26.1	0.0	8.7	8.7
スポーツ関係(16)	75.0	12.5	0.0	37.5	50.0	6.3	37.5	37.5	6.3	0.0	12.5
地域社会貢献活動・団体(34)	85.3	5.9	0.0	17.6	26.5	11.8	23.5	29.4	0.0	2.9	8.8
環境保護(11)	72.7	0.0	0.0	27.3	45.5	0.0	27.3	27.3	0.0	0.0	9.1
災害・地域安全(13)	61.5	15.4	0.0	15.4	46.2	23.1	30.8	38.5	7.7	0.0	0.0
業界団体(157)	94.9	0.0	0.6	10.8	33.8	3.8	14.6	12.1	0.6	2.5	5.7
同一資格者団体(22)	100.0	0.0	0.0	31.8	31.8	0.0	13.6	31.8	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(18)	27.8	5.6	0.0	38.9	55.6	0.0	11.1	16.7	0.0	0.0	5.6
互助・共済・親睦団体(24)	83.3	4.2	0.0	0.0	33.3	4.2	25.0	12.5	0.0	25.0	0.0
会館運営(23)	13.0	4.3	4.3	34.8	60.9	0.0	13.0	30.4	8.7	8.7	8.7
行政関連(38)	39.5	2.6	0.0	15.8	57.9	5.3	34.2	34.2	0.0	5.3	5.3
10 件未満事業群(55)	65.5	10.9	1.8	14.5	34.5	5.5	10.9	21.8	0.0	10.9	1.8
全体(658)	70.5	4.3	1.8	17.6	40.3	4.9	17.8	20.5	1.1	7.0	4.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

¹ 美術館・博物館・動物園等:美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

² 会費収入:会費収入 個人寄附:個人による寄附金 資金拠出:親会社等による資金拠出 公益事業:公益目的事業からの収益 収益事業:収益事業の実施による収益 民間助成:民間機関からの助成金 行政補助:行政機関からの補助金 委託費等:委託費・指定管理料 借入れ:金融機関からの借入れ 資金運用:資金運用益

【表 97】同表は、回答法人の主な収益の割合を事業分野別に示したものである。「会費収入」の割合が最も多い事業は、「同一資格者団体」100%、「業界団体」94.9%、「学会・学術団体」94.2%など 14 事業、「収益事業」については「美術館・博物館・動物園等」66.7%、「研究・分析機関」61.8%など 5 事業、「資金運用益」は「助成・表彰」38.9%が該当した。

【表 98】回答法人の収入規模をみると、「1 千万円～5 千万円」の割合が最も高く 32.2%であり、次に

高かったのは「1億円～5億円」22.3%であった。法人格別にみると、1億円未満は社団の占める割合が高いが、1億円以上は財団の占める割合が高くなる。

表 98 2022 年度の収入規模別法人数

収入規模	一般社団	一般財団	合計
1千万円未満	76(16.9%)	29(14.0%)	104(15.8%)
1千万円以上 5千万円未満	169(37.5%)	43(20.8%)	212(32.2%)
5千万円以上 1億円未満	73(16.2%)	27(13.0%)	100(15.2%)
1億円以上 5億円未満	87(19.3%)	60(29.0%)	147(22.3%)
5億円以上 10億円未満	19(4.2%)	19(9.2%)	38(5.8%)
10億円以上	27(6.0%)	29(14.0%)	56(8.5%)
回答法人数計	451	207	658

カッコ内は、各回答法人数 658 件(社団 451 件、財団 207 件)に占める割合。

表 99 主たる事業別の収入規模

(%)

主たる事業 (回答法人数)	1千万円 未満	1～5 千万円	5千万 ～1億円	1～5 億円	5～10 億円	10億円 以上
社会福祉関係(18)	38.9	16.7	16.7	16.7	0.0	11.1
健康維持・増進団体等(25)	12.0	16.0	20.0	36.0	0.0	16.0
医療施設、病院等(24)	16.7	25.0	12.5	12.5	4.2	29.2
教育関係(37)	16.2	35.1	18.9	18.9	5.4	5.4
学会・学術団体(52)	17.3	36.5	5.8	23.1	7.7	9.6
研究・分析機関(34)	14.7	14.7	8.8	26.5	11.8	23.5
助成・表彰(18)	38.9	27.8	5.6	22.2	0.0	5.6
美術館・博物館・動物園等(15)	0.0	20.0	20.0	46.7	0.0	13.3
芸術・文化関係(23)	13.0	34.8	17.4	26.1	4.3	4.3
スポーツ関係(16)	0.0	37.5	12.5	43.8	0.0	6.3
地域社会貢献活動・団体(34)	23.5	32.4	17.6	17.6	5.9	2.9
環境保護(11)	9.1	45.5	9.1	27.3	0.0	9.1
災害・地域安全(13)	38.5	15.4	15.4	23.1	7.7	0.0
業界団体(157)	12.1	43.9	19.1	19.7	3.2	1.9
同一資格者団体(22)	31.8	22.7	22.7	9.1	13.6	0.0
免許・資格付与・検査・検定(18)	11.1	16.7	27.8	22.2	5.6	16.7
互助・共済・親睦団体(24)	16.7	12.5	16.7	16.7	25.0	12.5
会館運営(23)	13.0	39.1	13.0	30.4	0.0	4.3
行政関連(39)	2.6	30.8	10.3	25.6	7.7	23.1
10件未満事業群(55)	20.0	38.2	10.9	18.2	9.1	3.6
全体(658)	16.0	32.2	15.2	22.3	5.8	8.5

数値は各事業の回答法人数に占める割合。

【表99】回答法人の収入規模について事業分野別にみると、収入規模「1千万円未満」の法人が最も多く占める事業は「社会福祉関係」38.9%、「助成・表彰」38.9%など4事業、「1～5千万円」は「環境保護」45.5%、「業界団体」43.9%など9事業が、「5千万～1億円」は「免許・資格付与・検査・検定」27.8%、「1～5億円」は「美術館・博物館・動物園等」46.7%、「スポーツ関係」43.8%など4事業が該当した。「5～10億円」は「互助・共済・親睦団体」25.0%、「10億円以上」は「医療施設、病院等」29.2%が最も高い割合を示した。

2. 法人選択の動向

(1) 法人選択に関する意識

a) 一般法人になって良かった点

【表 100】一般法人を選択して良かった理由で最も高い割合を示したのは、「行政による監督がなく実施事業に専念できる」40.6%であり、次に高かったのは「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」31.9%であった。法人類型別にみると、財務三基準関係はいずれも財団の方が高く、「行政による監督がなく実施事業に専念できる」および「法人税は収益事業のみ課税」については社団の方が高かった。

表 100 一般法人を選択して良かった理由(複数回答)

良かった点	一般社団	一般財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
行政による監督がなく実施事業に専念できる	188(41.7%)	80(38.6%)	267(40.6%)	6.3(34.3%)
収支相償の制限がない	79(17.5%)	65(31.4%)	144(21.9%)	2.7(19.2%)
公益目的事業比率の制限がない	90(20.0%)	53(25.6%)	143(21.7%)	-0.4(22.1%)
遊休財産の規制がない	23(5.1%)	21(10.1%)	44(6.7%)	0.7(6.0%)
毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単	144(31.9%)	67(32.4%)	210(31.9%)	-2.9(34.8%)
法人税は収益事業のみ課税 ¹	109(24.2%)	39(18.8%)	148(22.5%)	1.3(21.2%)
特になし	118(26.2%)	56(27.1%)	174(26.4%)	-2.0(28.4%)
その他(記述回答)	22(4.9%)	1(0.5%)	23(3.5%)	-0.4(3.9%)
回答法人数計	451	207	658	750

カッコ内は、回答法人数 658 件(社団 451 件、財団 207 件)に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(2)参照。

¹法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・公益法人のみ対象)

【表 101】一般法人になって良かった点について事業分野別にみると、「行政による監督がなく実施事業に専念できる」の回答割合が最も高い事業は「助成・表彰」61.1%、「収支相償の制限がない」は「免許・資格付与・検査・検定」55.6%、「公益目的事業比率の制限がない」は「同一資格者団体」40.9%、「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」は「スポーツ関係」62.5%、「良かった点は特になし」は「会館運営」47.8%であった。

表 101 主たる事業別の一般法人になって良かった点(複数回答)の割合

(%)

主たる事業 (回答法人数)	行政の 監督が 少 ²	収支相 償の制 限が無	公益目 的の事 業比 率無	遊休財 産の規 制が無	定期提 出書類 が簡単	収益事 業のみ 課税	良かつ た点は 特に無	その他
社会福祉関係(18)	50.0	16.7	16.7	11.1	33.3	11.1	33.3	5.6
健康維持・増進団体等(25)	52.0	36.0	20.0	4.0	32.0	28.0	12.0	0.0
医療施設、病院等(24)	20.8	20.8	12.5	4.2	8.3	16.7	37.5	0.0
教育関係(37)	37.8	27.0	18.9	5.4	27.0	13.5	29.7	5.4
学会・学術団体(52)	51.9	9.6	19.2	9.6	34.6	23.1	17.3	3.8
研究・分析機関(34)	47.1	14.7	14.7	11.8	32.4	11.8	26.5	0.0
助成・表彰(18)	61.1	16.7	11.1	5.6	33.3	16.7	22.2	5.6
美術館・博物館・動物園等(15) ¹	53.3	53.3	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	0.0
芸術・文化関係(23)	34.8	43.5	34.8	17.4	43.5	34.8	4.3	13.0
スポーツ関係(16)	56.3	12.5	18.8	0.0	62.5	25.0	12.5	0.0
地域社会貢献活動・団体(34)	7.1	20.6	29.4	8.8	41.2	32.4	23.5	0.0
環境保護(11)	9.1	36.4	18.2	18.2	36.4	18.2	45.5	9.1

主たる事業 (回答法人数)	行政の 監督が 少 ²	収支相 償の制 限が無	公益目 的事業 比率無	遊休財 産の規 制が無	定期提 出書類 が簡単	収益事 業のみ 課税	良かった点 は特に無	その他
災害・地域安全(13)	30.8	30.8	7.7	23.1	46.2	30.8	15.4	7.7
業界団体(157)	42.0	15.9	20.4	1.9	26.1	21.0	29.3	5.1
同一資格者団体(22)	31.8	31.8	40.9	4.5	40.9	36.4	31.8	4.5
免許・資格付与・検査・検定(18)	44.4	55.6	38.9	27.8	44.4	0.0	27.8	0.0
互助・共済・親睦団体(24)	41.7	20.8	25.0	4.2	20.8	25.0	37.5	4.2
会館運営(23)	26.1	13.0	17.4	4.3	21.7	21.7	47.8	4.3
行政関連(39)	25.6	20.5	17.9	2.6	30.8	12.8	35.9	0.0
10件未満事業群(55)	36.4	20.0	23.6	7.3	36.4	34.5	23.6	1.8
全体(658)	40.7	21.9	21.7	6.7	32.1	22.5	26.4	3.5

%は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合。

¹ 美術館・博物館・動物園等:美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

² 行政の監督が少:行政による監督がなく実施事業に専念できる 収支相償の制限が無:収支相償の制限がない 公益目的事業比率無:公益目的事業比率の制限がない 遊休財産の規制無:遊休財産の規制がない 定期提出書類が簡単:毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単 収益事業のみ課税:法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・公益法人のみ対象)

b) 一般法人になって苦労している点

【表 102】一般法人になって苦労している点で最も高かった回答割合は「苦労している点、困っている点は特になし」41.8%であり、前年比では 2.1 ポイント減となった。一方で、公益目的支出計画で苦労している法人は 31.5%であり、「税金の負担」(13.8%)についても相対的に高い数値が示された。

表 102 一般法人になって苦労している点(複数回答)

苦労している点	一般社団	一般財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる	43(9.5%)	15(7.2%)	58(8.8%)	-0.7(9.5%)
公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く	112(24.8%)	95(45.9%)	207(31.5%)	-0.1(31.6%)
申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き	31(6.9%)	27(13.0%)	58(8.8%)	-0.1(8.9%)
適正な機関運営が難しい	34(7.5%)	16(7.7%)	50(7.6%)	-0.9(8.5%)
寄附者への寄附金控除の優遇措置がない	27(6.0%)	14(6.8%)	41(6.2%)	-1.3(7.5%)
税金の負担	49(10.9%)	42(20.3%)	91(13.8%)	1.7(12.1%)
預金利子に対し源泉徴収課税がされる	13(2.9%)	22(10.6%)	35(5.3%)	1.0(4.3%)
相談する先がない	33(7.3%)	22(10.6%)	55(8.4%)	-0.3(8.7%)
補助金・助成金・指定管理が受けにくい	38(8.4%)	18(8.7%)	56(8.5%)	2.2(6.3%)
特になし	214(47.5%)	63(30.4%)	275(41.8%)	-2.1(43.9%)
その他(記述回答)	10(2.2%)	7(3.4%)	19(2.9%)	-0.3(3.2%)
回答法人数計	451	207	658	750

カッコ内は、全回答法人数 658 件(社団 451 件、財団 207 件)に占める割合。

「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(3)参照。

表 103 所在地別の一般法人を選択して苦勞している法人の割合

所在地	苦勞している法人数	所在地	苦勞している法人数
北海道(33)	21(63.6%)	滋賀県(12)	8(66.7%)
青森県(9)	5(55.6%)	京都府(16)	10(62.5%)
岩手県(8)	7(87.5%)	大阪府(17)	7(41.2%)
宮城県(22)	10(45.5%)	兵庫県(9)	6(66.7%)
秋田県(7)	6(85.7%)	奈良県(3)	1(33.3%)
山形県(6)	4(66.7%)	和歌山県(4)	2(50.0%)
福島県(3)	2(66.7%)	鳥取県(5)	3(60.0%)
茨城県(10)	6(60.0%)	島根県(5)	1(20.0%)
栃木県(9)	4(44.4%)	岡山県(7)	5(71.4%)
群馬県(14)	9(64.3%)	広島県(16)	13(81.3%)
埼玉県(19)	5(26.3%)	山口県(17)	9(52.9%)
千葉県(8)	5(62.5%)	徳島県(1)	0(0.0%)
東京都(194)	109(56.2%)	香川県(5)	4(80.0%)
神奈川県(18)	12(66.7%)	愛媛県(8)	1(12.5%)
新潟県(10)	8(80.0%)	高知県(2)	1(50.0%)
富山県(9)	7(77.8%)	福岡県(14)	6(42.9%)
石川県(8)	4(50.0%)	佐賀県(5)	3(60.0%)
福井県(4)	3(75.0%)	長崎県(14)	7(50.0%)
山梨県(3)	2(66.7%)	熊本県(12)	6(50.0%)
長野県(18)	12(66.7%)	大分県(2)	2(100.0%)
岐阜県(16)	9(56.3%)	宮崎県(6)	3(50.0%)
静岡県(17)	11(64.7%)	鹿児島県(7)	6(85.7%)
愛知県(17)	9(52.9%)	沖縄県(8)	6(75.0%)
三重県(1)	1(100.0%)	合計(658)	381(57.9%)

【表 104】一般法人を選択して苦勞している法人の割合を所在地別にみると、「苦勞している点、困っている点は特になし」とする回答割合で最も高い数値が示された地域は 22 都府県に上り、「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」については 18 道県が該当した。

表 104 所在地別の一般法人を選択して苦勞している内容の割合

(%)

所在地 (回答法人数)	社会的信用 ¹	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金負担	利子の税負担	寄附金控除	機関運営	苦勞点はなし	その他
北海道(33)	0.0	48.5	12.1	6.1	0.0	15.2	6.1	9.1	9.1	36.4	3.0
青森県(9)	11.1	22.2	11.1	11.1	11.1	22.2	0.0	11.1	11.1	44.4	0.0
岩手県(8)	12.5	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	0.0
宮城県(22)	4.5	31.8	9.1	22.7	9.1	13.6	4.5	9.1	13.6	54.5	0.0
秋田県(7)	28.6	42.9	14.3	0.0	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0

所在地 (回答法人数)	社会的信用 ¹	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金負担	利子の税負担	寄附金控除	機関運営	苦労点はなし	その他
山形県(6)	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0	33.3	0.0
福島県(3)	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
茨城県(10)	0.0	40.0	20.0	0.0	20.0	10.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
栃木県(9)	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	0.0	55.6	11.1
群馬県(14)	0.0	42.9	7.1	7.1	0.0	7.1	0.0	0.0	7.1	35.7	7.1
埼玉県(19)	10.5	10.5	0.0	5.3	5.3	10.5	0.0	10.5	0.0	73.7	10.5
千葉県(8)	12.5	37.5	12.5	12.5	0.0	0.0	12.5	25.0	0.0	37.5	0.0
東京都(194)	12.4	22.7	8.2	8.2	8.8	14.9	6.2	12.9	9.3	43.8	3.1
神奈川県(18)	11.1	27.8	5.6	5.6	0.0	11.1	5.6	22.2	5.6	33.3	0.0
新潟県(10)	30.0	60.0	30.0	30.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	20.0	0.0
富山県(9)	0.0	44.4	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	22.2	22.2	0.0
石川県(8)	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	37.5	12.5	12.5	0.0	50.0	0.0
福井県(4)	25.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
山梨県(3)	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
長野県(18)	16.7	33.3	5.6	11.1	16.7	16.7	0.0	5.6	11.1	33.3	0.0
岐阜県(16)	6.3	18.8	12.5	0.0	0.0	18.8	6.3	6.3	12.5	43.8	6.3
静岡県(17)	0.0	47.1	5.9	0.0	0.0	11.8	0.0	5.9	5.9	35.3	5.9
愛知県(17)	23.5	0.0	5.9	5.9	5.9	0.0	11.8	5.9	11.8	47.1	5.9
三重県(1)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県(12)	8.3	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	33.3	8.3
京都府(16)	6.3	37.5	18.8	0.0	6.3	18.8	6.3	0.0	12.5	37.5	0.0
大阪府(17)	5.9	23.5	5.9	5.9	0.0	23.5	0.0	5.9	5.9	58.8	0.0
兵庫県(9)	0.0	22.2	0.0	22.2	0.0	11.1	11.1	0.0	22.2	33.3	11.1
奈良県(3)	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	66.7	0.0
和歌山県(4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0
鳥取県(5)	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0
島根県(5)	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0
岡山県(7)	14.3	71.4	14.3	0.0	14.3	28.6	28.6	14.3	0.0	28.6	0.0
広島県(16)	12.5	43.8	12.5	6.3	6.3	6.3	0.0	0.0	12.5	18.8	6.3
山口県(17)	0.0	41.2	17.6	11.8	0.0	5.9	0.0	5.9	17.6	47.1	0.0
徳島県(1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
香川県(5)	0.0	80.0	40.0	0.0	20.0	40.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0
愛媛県(8)	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.5	0.0
高知県(2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
福岡県(14)	7.1	35.7	0.0	7.1	0.0	7.1	7.1	0.0	0.0	57.1	0.0
佐賀県(5)	0.0	60.0	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
長崎県(14)	0.0	35.7	0.0	0.0	7.1	14.3	7.1	7.1	7.1	50.0	0.0
熊本県(12)	8.3	25.0	8.3	8.3	8.3	8.3	16.7	0.0	8.3	50.0	0.0
大分県(2)	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
宮崎県(6)	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	50.0	0.0
鹿児島県(7)	0.0	71.4	0.0	14.3	0.0	42.9	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0
沖縄県(8)	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0	25.0	12.5	25.0	0.0
全 体(657)	8.8	31.5	8.8	7.6	6.2	13.9	5.3	8.4	8.5	42.2	2.6

数値は各所在地のカッコ内の回答法人数に占める割合。

¹ 社会的な信用:社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる 支出計画:公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く 変更認可申請:申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き 相談先:相談する先がない 補助金等:補助金・助成金・指定管理が受けにくい 税金負担:税金の負担 利子の税負担:預金利子に対し源泉徴収課税がされる 寄附金控除:寄附者への寄附金控除の優遇措置がない 機関運営:適正な機関運営

【表 105】一般法人を選択して苦勞している点について事業分野別にみると、「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」とする回答割合が最も高かった事業は、「美術館・博物館・動物園等」60.0%、「互助・共催、親睦団体」54.2%など 7 団体、「苦勞点は無し」は「免許・資格付与・検査・検定」66.7%、「同一資格者団体」63.6%など 9 団体が該当した。

表 105 主たる事業別の一般法人を選択して苦勞している点の割合 (%)

主たる事業 (回答法人数)	社会的信用 ¹	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金の負担	利子の税負担	寄附金控除無	機関運営	苦勞点は無し	その他
社会福祉関係(18)	11.1	27.8	11.1	16.7	5.6	22.2	5.6	27.8	11.1	16.7	11.1
健康維持・増進団体等(25)	4.0	40.0	4.0	0.0	4.0	12.0	0.0	4.0	12.0	40.0	0.0
医療施設、病院等(24)	0.0	50.0	12.5	8.3	4.2	8.3	4.2	0.0	0.0	50.0	0.0
教育関係(37)	8.1	45.9	8.1	5.4	2.7	2.7	5.4	5.4	5.4	32.4	5.4
学会・学術団体(52)	5.8	13.5	3.8	5.8	9.6	13.5	3.8	11.5	9.6	61.5	1.9
研究・分析機関(34)	11.8	26.5	11.8	5.9	2.9	17.6	5.9	11.8	5.9	41.2	2.9
助成・表彰(18)	0.0	38.9	11.1	11.1	0.0	5.6	0.0	0.0	5.6	50.0	0.0
美術館・博物館・動物園等(15)	0.0	60.0	6.7	0.0	6.7	46.7	40.0	13.3	6.7	13.3	6.7
芸術・文化関係(23)	17.4	39.1	8.7	4.3	17.4	17.4	0.0	21.7	13.0	30.4	0.0
スポーツ関係(16)	25.0	37.5	18.8	18.8	18.8	6.3	0.0	18.8	12.5	31.3	0.0
地域社会貢献活動・団体(34)	14.7	26.5	11.8	5.9	8.8	20.6	8.8	14.7	2.9	44.1	0.0
環境保護(11)	9.1	27.3	9.1	0.0	0.0	18.2	9.1	18.2	27.3	54.5	9.1
災害・地域安全(13)	15.4	30.8	0.0	23.1	15.4	15.4	15.4	23.1	7.7	38.5	0.0
業界団体(157)	12.7	24.8	7.0	8.9	6.4	10.2	1.3	3.2	8.9	47.1	3.8
同一資格者団体(22)	0.0	9.1	13.6	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	18.2	63.6	4.5
免許・資格付与・検査・検定(18)	5.6	16.7	11.1	22.2	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
互助・共済、親睦団体(24)	0.0	54.2	4.2	0.0	8.3	16.7	20.8	0.0	8.3	29.2	0.0
会館運営(23)	0.0	43.5	17.4	0.0	13.0	17.4	4.3	4.3	4.3	34.8	4.3
行政関連(39)	7.7	41.0	10.3	7.7	0.0	10.3	2.6	0.0	12.8	38.5	2.6
10件未満事業群(55)	9.1	30.9	9.1	10.9	5.5	23.6	10.9	16.4	7.3	27.3	0.0
全体(658)	8.8	31.5	8.8	7.6	6.2	13.8	5.3	8.4	8.5	42.1	2.6

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合。

¹ 社会的信用:社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる 支出計画:公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く 変更認可申請:申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き 相談先:相談する先がない 補助金等:補助金・助成金・指定管理が受けにくい 税金負担:税金の負担 利子の税負担:預金利子に対し源泉徴収課税がされる 寄附金控除:寄附者への寄附金控除の優遇措置がない 機関運営:適正な機関運営

c) 一般法人を選択して苦勞している点の具体的内容

【表 106】運営上苦勞している点の具体的な内容については、87 法人から記述回答が寄せられている。最も多かった記述回答は「移行法人関連」であり 27 件、次いで「税制関連」の 22 件が続く。

表 106 運営上苦勞している点、困っている点(記述回答数)

回答項目	一般社団	一般財団	合計
移行法人関連	15	12	27
税制関連	12	10	22
社員・会員・ガバナンス関連	10	1	11
資金関連	7	5	12
相談相手	7	1	8
人材関連	3	0	3
その他(記述回答)	3	1	4
回答法人数計	57	30	87

「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(4)参照。

(2) 法人種類の再選択

【表 107】再度選択する場合に選択する法人格について訊いたところ、85.4%が一般法人を選択すると回答しており、公益法人への転換を望む法人は 8.5%にとどまった。また、特定非営利活動法人や営利法人などその他法人格への転換を望む法人は 6.1%であった。法人類型別にみると、社団の方が一般法人に留まることを望む法人が多く、財団の場合は公益法人への転換を望む法人の割合が社団よりも高かった。

表107 再度選択する場合の法人類型

法人格	一般社団	一般財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
やはり一般法人	397(88.0%)	165(79.7%)	562(85.4%)	1(84.4%)
公益法人	31(6.9%)	25(12.1%)	56(8.5%)	-0.3(8.8%)
特定非営利活動法人	5(1.1%)	3(1.4%)	8(1.2%)	-1.1(2.3%)
認定特定非営利活動法人	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
社会福祉法人	2(0.4%)	1(0.5%)	3(0.5%)	0.4(0.1%)
営利法人(株式会社・合同会社など)	4(0.9%)	6(2.9%)	10(1.5%)	-0.8(2.3%)
その他の法人又は不明(記述回答)	12(2.7%)	7(3.4%)	19(2.9%)	0.8(2.1%)
回答法人数	451	207	658	750

カッコ内は、全回答法人数 658 件(社団 451 件、財団 207 件)に占める割合。

「その他の法人」の記述回答は、V.2.(5)参照。

【表108】同表は、再度選択できた場合の法人格について収入規模とクロスさせたものである。公益法人の場合、収入規模が小さいほど一般法人など他法人格への転換を望む法人の割合が高くなる傾向にあったが(表42)、一般法人の場合は特徴的な傾向はみられない。強いて言えば、15%を超える他法人格への転換を希望する収入規模は、「1～5千万円」18.1%、「10億円以上」19.6%であった。一方、一般法人で満足している法人の割合が最も高いのは「5～10億円」96.8%であった。

表 108 収入規模別の再選択できたとしたときに選択する法人格

法人格	1千万円 未満	1～5千 万円	5千万～ 1億円	1～5億 円	5～10億 円	10億円 以上	合計
やはり一般法人	182	86	89	128	33	45	563
	85.8%	81.9%	89.0%	87.1%	96.8%	80.4%	85.6%
公益法人	21	10	7	13	1	4	56
	9.9%	9.5%	7.0%	8.8%	2.6%	7.1%	8.5%
NPO 法人(含認定)	2	3	2	1	0	0	8
	0.9%	2.9%	2.0%	0.7%	0.0%	0.0%	1.2%
その他の法人	7	6	2	9	4	7	31
	3.3%	5.7%	2.0%	3.4%	10.5%	12.5%	4.7%
回答法人数計	212	105	100	147	38	56	658

上段は回答数。下段は各収入規模別の回答法人数計に占める割合。

NPO法人:特定非営利活動法人

「その他の法人」は、社会福祉法人、営利法人(株式会社、合同会社等)ほか。

【表109】同表は、一般法人を選択する割合について所在地別に示したものである。ほとんどの都道府県で7割を超えているが、7割に達していないのは、山梨県66.7%、岐阜県68.8%、大分県50.0%となっている。しかしながら、表103にみた「一般法人を選択して苦勞している法人の割合」の結果と比較してみると、苦勞している法人の割合が高いからといって、必ずしも一般法人を選択する割合が低くなるという対応にはなっていない。さらに分析を深める必要がある。

表 109 所在地別の一般法人を再度選択するとした法人の割合

所在地	一般法人選択	所在地	一般法人選択
北海道(33)	27(81.8%)	滋賀県(12)	11(91.7%)
青森県(9)	7(77.8%)	京都府(16)	13(81.3%)
岩手県(8)	7(87.5%)	大阪府(17)	12(70.6%)
宮城県(22)	20(90.9%)	兵庫県(9)	8(88.9%)
秋田県(7)	5(71.4%)	奈良県(3)	3(100.0%)
山形県(6)	5(83.3%)	和歌山県(4)	4(100.0%)
福島県(3)	3(100.0%)	鳥取県(5)	5(100.0%)
茨城県(10)	7(70.0%)	島根県(5)	4(80.0%)
栃木県(9)	7(77.8%)	岡山県(7)	6(85.7%)
群馬県(14)	12(85.7%)	広島県(16)	15(93.8%)
埼玉県(19)	16(84.2%)	山口県(17)	14(82.4%)
千葉県(8)	8(100.0%)	徳島県(1)	1(100.0%)
東京都(194)	169(87.1%)	香川県(5)	4(80.0%)
神奈川県(18)	16(88.9%)	愛媛県(8)	8(100.0%)
新潟県(10)	8(80.0%)	高知県(2)	2(100.0%)
富山県(9)	9(100.0%)	福岡県(14)	11(78.6%)
石川県(8)	7(87.5%)	佐賀県(5)	5(100.0%)
福井県(4)	4(100.0%)	長崎県(14)	13(92.9%)
山梨県(3)	2(66.7%)	熊本県(12)	10(83.3%)
長野県(18)	16(88.9%)	大分県(2)	1(50.0%)
岐阜県(16)	11(68.8%)	宮崎県(6)	5(83.3%)
静岡県(17)	13(76.5%)	鹿児島県(7)	6(85.7%)
愛知県(17)	15(88.2%)	沖縄県(8)	6(75.0%)
三重県(1)	1(100.0%)	合計(658)	535(81.3%)

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合。

【表 110】再度選択できた場合の法人格について事業別にみると、すべての事業において「やはり一般法人」の選択が最高位であり、公益認定の取得を望む法人の回答割合については、最も高かった「芸術・文化関係」でも 26.1%であった。

表 110 事業別の法人選択の割合

(%)

主たる事業 (回答法人数)	一般 法人	公益 法人	特活 法人	社福 法人	営利 法人	その他 法人	分から ない等
社会福祉関係(18)	72.2	5.6	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1
健康維持・増進団体等(25)	88.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療施設、病院等(24)	75.0	20.8	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
教育関係(37)	81.1	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	10.8
学会・学術団体(52)	90.4	5.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
研究・分析機関(34)	91.2	5.9	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0
助成・表彰(18)	94.4	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美術館・博物館・動物園等(15)	93.3	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
芸術・文化関係(23)	69.6	26.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3
スポーツ関係(16)	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域社会貢献活動・団体(34)	88.2	2.9	0.0	0.0	0.0	5.9	2.9
環境保護(11)	90.9	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0
災害・地域安全(13)	84.6	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業界団体(157)	89.8	5.1	2.5	0.0	0.0	0.6	1.9
同一資格者団体(22)	90.9	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5
免許・資格付与・検査・検定(18)	94.4	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0
互助・共済・親睦団体(24)	79.2	4.2	4.2	0.0	4.2	0.0	8.3
会館運営(23)	73.9	8.7	4.3	0.0	0.0	13.0	0.0
行政関連(39)	82.1	12.8	0.0	0.0	0.0	2.6	5.1
10件未満事業群(55)	80.0	16.4	0.0	0.0	0.0	3.6	0.0
全 体(658)	85.6	8.5	1.2	0.0	0.5	1.5	2.9

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合。

表 111 再度選択する場合は公益法人を選択するとした所在地別の法人数

所在地	公益法人選択	所在地	公益法人選択
北海道(33)	1(3.0%)	滋賀県(12)	0(0.0%)
青森県(9)	0(0.0%)	京都府(16)	2(12.5%)
岩手県(8)	0(0.0%)	大阪府(17)	5(29.4%)
宮城県(22)	2(9.1%)	兵庫県(9)	0(0.0%)
秋田県(7)	2(28.6%)	奈良県(3)	0(0.0%)
山形県(6)	1(16.7%)	和歌山県(4)	0(0.0%)
福島県(3)	0(0.0%)	鳥取県(5)	0(0.0%)
茨城県(10)	1(10.0%)	島根県(5)	1(20.0%)
栃木県(9)	2(22.2%)	岡山県(7)	0(0.0%)
群馬県(14)	1(7.1%)	広島県(16)	1(6.3%)
埼玉県(19)	3(15.8%)	山口県(17)	3(17.6%)
千葉県(8)	0(0.0%)	徳島県(1)	0(0.0%)
東京都(194)	12(6.2%)	香川県(5)	0(0.0%)
神奈川県(18)	1(5.6%)	愛媛県(8)	0(0.0%)
新潟県(10)	1(10.0%)	高知県(2)	0(0.0%)
富山県(9)	0(0.0%)	福岡県(14)	2(14.3%)
石川県(8)	0(0.0%)	佐賀県(5)	0(0.0%)
福井県(4)	0(0.0%)	長崎県(14)	1(7.1%)
山梨県(3)	0(0.0%)	熊本県(12)	1(8.3%)
長野県(18)	1(5.6%)	大分県(2)	1(50.0%)
岐阜県(16)	3(18.8%)	宮崎県(6)	1(16.7%)
静岡県(17)	3(17.6%)	鹿児島県(7)	1(14.3%)
愛知県(17)	2(11.8%)	沖縄県(8)	1(12.5%)
三重県(1)	0(0.0%)	合 計(658)	56(8.5%)

カッコ内は、各行政庁のカッコ内の回答数に占める割合。

【表112】表107で、公益法人以外を選択した法人対し、公益法人への移行を望まない理由について訊いたところ、「自由に、柔軟に公益活動を実施したいため」とする回答割合が最も高く過半数(52.3%)を超えた。また、「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいため」および「公益目的事業比率の制限により、事業活動が制限されるため」とする回答も比較的に高く、それぞれ37.0%および33.8%に上った。

表112 公益法人への移行を望まない理由(複数回答)

回答項目	一般社団	一般財団	合計
自由に、柔軟に公益活動を実施したいため	194(52.0%)	86(53.1%)	280(52.3%)
収支相償により、事業活動が制限されるため	105(28.2%)	54(33.3%)	159(29.7%)
公益目的事業比率の制限により、事業活動が制限されるため	125(33.5%)	56(34.6%)	181(33.8%)
遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができないため	33(8.8%)	18(11.1%)	51(9.5%)
立入検査など行政庁による指導監督の負担があるため	99(26.5%)	42(25.9%)	141(26.4%)
変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きいため	75(20.1%)	27(16.7%)	102(19.1%)
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいため	141(37.8%)	57(35.2%)	198(37.0%)
適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しいため	18(4.8%)	11(6.8%)	29(5.4%)
特に理由はない	59(15.8%)	24(14.8%)	83(15.5%)
その他(記述回答)	11(2.9%)	8(4.9%)	19(3.6%)
回答法人数	373	162	535

カッコ内は、回答法人数 535 件(社団 373 件、財団 162 件)に占める割合。

「その他」の記述回答は、V.2.(6)参照。

3. 寄附と税制について

(1) 寄附金に関する意識と姿勢

【表 113】法人の総収入に占める寄附金の割合については、寄附金収入がないとする回答は 79.3%で前年比で 2.2 減であり、法人類型別では社団が 81.8%、財団が 73.9%であった。公益法人の場合には、寄附金ゼロの法人割合は 48.6%であったが(表 47)、一般法人の場合は 79.3%であるので、約 30.7 ポイントの差がある。これは、一般法人の場合は寄附税制の適用がないこと、そして主な収益において会費収入(70.5%)(公益法人は 49.4%)が大きな割合を占めている(表 96)ことが原因しているものと考えられる。

表 113 寄附金の総収入に占める割合

寄付金の割合	一般社団	一般財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
0%	369(81.8%)	153(73.9%)	522(79.3%)	-2.2(81.5%)
10%未満	68(15.1%)	33(15.9%)	101(15.3%)	1.3(14.0%)
10%以上 20%未満	5(1.1%)	4(1.9%)	9(1.4%)	-0.2(1.6%)
20%以上 30%未満	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	-0.4(0.4%)
30%以上 50%未満	4(0.9%)	4(1.9%)	8(1.2%)	0.8(0.4%)
50%以上	5(1.1%)	13(6.3%)	18(2.7%)	0.6(2.1%)
回答法人数計	451	207	658	750

カッコ内は、回答法人数(社団 451 件、財団 207 件、合計 658 件)に占める割合。

【表 114】寄附金の総収入に占める割合を事業分野別にみると、総収入の 1 割以上を寄附金が占める法人の割合が高い事業は、「芸術・文化関係」21.7%、「助成・表彰」16.7%、「災害・地域安全」15.4%である。一方で、寄附金ゼロが 9 割以上の事業は、「環境保護」100%、「免許・資格付与・検査・検定」94.4%、「業界団体」93.6%、「行政関連」92.3%、「会館運営」91.3%であった。

表 114 主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合

(%)

主たる事業 (回答法人数)	0%	10% 未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50% 以上
社会福祉関係(18)	38.9	50.0	5.6	0.0	0.0	5.6
健康維持・増進団体等(25)	88.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療施設、病院等(24)	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育関係(37)	75.7	18.9	0.0	0.0	2.7	2.7
学会・学術団体(52)	67.3	30.8	0.0	0.0	0.0	1.9
研究・分析機関(34)	79.4	11.8	2.9	0.0	0.0	5.9
助成・表彰(18)	77.8	5.6	5.6	0.0	0.0	11.1
美術館・博物館・動物園等(15)	73.3	20.0	6.7	0.0	0.0	0.0
芸術・文化関係(23)	39.1	39.1	8.7	0.0	8.7	4.3
スポーツ関係(16)	68.8	31.3	0.0	0.0	0.0	0.0
地域社会貢献活動・団体(34)	82.4	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0
環境保護(11)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
災害・地域安全(13)	61.5	23.1	0.0	0.0	15.4	0.0
業界団体(157)	93.6	4.5	0.0	0.0	0.6	1.3
同一資格者団体(22)	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(18)	94.4	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6
互助・共済、親睦団体(24)	87.5	8.3	4.2	0.0	0.0	0.0
会館運営(23)	91.3	0.0	0.0	0.0	4.3	4.3
行政関連(39)	92.3	5.1	0.0	0.0	2.6	0.0
10 件未満事業群(55)	60.0	25.5	3.6	0.0	0.0	10.9
全体(658)	79.3	15.3	1.4	0.0	1.2	2.7

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合。

【表 115】寄附金を募集していない 549 法人にその理由を訊いたところ、6 割(61.6%)が事業収入や運用収入で間に合っているという回答であり、寄附募集のノウハウがないとする回答も 37.2%と一定数みられた。

表 115 寄附金を募集していない理由(複数回答)

寄附募集をしない理由	一般社団	一般財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
事業収入や運用収入で間に合っているため	228(59.2%)	110(67.1%)	338(61.6%)	0.3(61.3%)
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない	146(37.9%)	58(35.4%)	204(37.2%)	0(37.2%)
寄附金を募集した後の事務負担が大きい	46(11.9%)	15(9.1%)	61(11.1%)	-0.3(11.4%)
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない	41(10.6%)	14(8.5%)	55(10.0%)	1.8(8.2%)
その他(記述回答)	28(7.3%)	15(9.1%)	43(7.8%)	0.7(7.1%)
回答法人数計	385	164	549	631

カッコ内は、回答法人数 549 件(社団 385 件、財団 164 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(7)参照。

【表 116】寄附を募集していない理由の事業別の割合をみると、寄附を募集していない、あるいは募集に積極的でない法人全体 549 件において、「事業収入や運用収入で間に合っているため」の回答割合は 61.6%であるが、70%以上を示す事業は「環境保護」80.0%、「免許・資格付与・検査・検定」76.5%、「会館運営」73.7%、「美術館・博物館・動物園等」72.7%、「研究・分析機関」71.4%が該当した。「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」の回答割合が 50%を超えた事業は、「医療施設・病院等」55.0%、「スポーツ関係」54.5%であった。

表 116 事業内容別の寄附募集をしない理由(複数回答) (%)

中心となる事業 (回答法人数)	間に合っているため	経験・ノウハウがない	後の事務負担が大きい	報告・説明責任が大変	その他
社会福祉関係(8)	50.0	25.0	12.5	0.0	25.0
健康維持・増進団体等(24)	66.7	41.7	12.5	8.3	8.3
医療施設、病院等(20)	60.0	55.0	20.0	10.0	0.0
教育関係(34)	61.8	26.5	8.8	8.8	11.8
学会・学術団体(39)	66.7	41.0	25.6	12.8	0.0
研究・分析機関(28)	71.4	32.1	0.0	0.0	10.7
助成・表彰(15)	53.3	26.7	6.7	0.0	13.3
美術館・博物館・動物園等(11)	72.7	45.5	9.1	9.1	0.0
芸術・文化関係(14)	42.9	28.6	14.3	7.1	21.4
スポーツ関係(11)	63.6	54.5	18.2	27.3	0.0
地域社会貢献活動・団体(31)	45.2	38.7	16.1	19.4	12.9
環境保護(10)	80.0	30.0	10.0	0.0	10.0
災害・地域安全(8)	50.0	37.5	0.0	0.0	12.5
業界団体(146)	62.3	37.7	9.6	8.9	5.5
同一資格者団体(20)	50.0	35.0	15.0	20.0	5.0
免許・資格付与・検査・検定(17)	76.5	23.5	11.8	5.9	5.9
互助・共済・親睦団体(23)	60.9	47.8	4.3	8.7	17.4
会館運営(19)	73.7	31.6	10.5	10.5	10.5
行政関連(37)	62.2	37.8	2.7	5.4	5.4
10 件未満事業群(34)	55.9	38.2	14.7	23.5	8.8
全体(549)	61.6	37.2	11.1	10.0	7.8

数値は事業別回答法人数カッコ内に占める割合。

(2) 寄附の利用の促進について

【表 117】寄附を募集している 90 法人に対し、寄附利用をさらに促進する上で期待することについて伺ったところ、最も多かった回答は「企業による寄附」であり半数(57.8%)を超えた。また、「多数の個人による小口現金の寄附」および「資産家等の個人による大口の現金寄附」とする回答割合も比較的に高く、それぞれ 50.0%および 26.7%であった。

表 117 寄附利用をさらに促進する上で期待する項目(複数回答)

回答項目	一般社団	一般財団	合計	前年比ポイント (前年割合)
多数の個人による小口現金の寄附	24(50.0%)	21(50.0%)	21(50.0%)	5.4(44.6%)
資産家等の個人による大口の現金寄附	10(20.8%)	14(33.3%)	24(26.7%)	4.9(21.8%)
資産家等の個人による大口の現物資産の寄附(みなし譲渡所得税非課税の承認特例※)	3(6.3%)	5(11.9%)	8(8.9%)	3(5.9%)
企業による寄附	27(56.3%)	25(59.5%)	52(57.8%)	6.3(51.5%)
寄附よりも、助成金等	9(18.8%)	9(21.4%)	18(20.0%)	-9.7(29.7%)
その他(記述回答)	2(4.2%)	2(4.8%)	4(4.4%)	0.4(4.0%)
回答法人数	48	42	90	101

「その他」の記述回答は、V.2.(8)参照。

(3) 税制に関する要望事項

【表 118】税制に関し最も多かった要望は「法人税関連」12 件であり、その他の回答はいずれも 10 件を下回った。記述回答全文については、V.2.(9)を参照されたい。

表 118 一般法人をめぐる税制で希望する事項(記述回答数)

項目	一般社団	一般財団	合計
法人税関連	7	5	12
寄附金関連	2	0	2
地方税関連	2	0	2
利子所得税関連	0	1	1
その他	6	3	9
回答法人数計	17	9	26

4. その他組織運営について

(1) 純資産規制による財団法人の強制解散制度

【表 119】純資産規制による財団法人の強制解散制度については、回答があった財団 195 法人の 95.4% が「過去に、正味財産で 300 万円を下回ったことはない」とする回答であり、300 万円を下回ったことがあると回答した法人は 2%にとどまった。

表 119 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)(複数回答)

回答項目	回答数	割合
過去に、正味財産で 300 万円を下回ったことはない	186	95.4
過去に 2 年連続で、正味財産で 300 万円を下回った	3	1.5
過去に 1 度、正味財産で 300 万円を下回ったことがある	1	0.5
国からの給付金収入を得て、債務超過を回避できた	0	0.0
寄附金収入を得て、債務超過を回避できた	0	0.0
その他(記述回答)	5	2.6
回答法人数	195	-

%は、回答法人数 195 件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(10)参照。

【表 120】強制解散制度についての意見は、「強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである」とする回答割合が最も高く 8 割近く(78.3%)を占め、強制解散制度の撤廃を望む声は 15.5%であった。

表 120 強制解散制度についてのご意見・ご要望(財団のみ)(複数回答)

回答項目	回答数	割合
当該制度は、撤廃すべきである	20	15.5
強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである	101	78.3
その他(記述回答)	8	6.2
合計	129	-

%は、回答法人数 129 件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(11)参照。

(2) コロナ禍における状況

【表 121】コロナ禍における事業の損失状況については、「法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生」および「事業収入で大幅なマイナス影響が発生」と回答した法人の割合は、それぞれ 2.1%および 24.8%であった。一方で、大きな影響はないとする回答割合は 49.8%であった。

【表 122】事業分野別に影響度をみると、「法人存続等の大問題発生」と回答した割合が最も高い事業は「災害・地域安全」15.4%であり、「事業収入で大幅減」の回答割合で 5 割を超えた事業は「芸術・文化関係」56.5%、「美術館・博物館・動物園等」53.3%、「社会福祉関係」および「スポーツ関係」50.0%の 4 事業が該当した。支出減で収支余剰の影響が発生した法人の割合が最も高かった事業は「互助・共催、親睦団体」25.0%であった。

表 121 コロナ禍による事業の損失状況

損失状況	一般社団	一般財団	合計
法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生	12(2.7%)	2(1.0%)	14(2.1%)
事業収入で大幅なマイナス影響が発生	94(20.9%)	69(33.3%)	163(24.8%)
寄附金や助成金等で大幅なマイナス影響が発生	5(1.1%)	4(1.9%)	9(1.4%)
支出費用が減少したため、逆に、収支が余剰となる影響が発生	72(16.0%)	26(12.6%)	98(14.9%)
上記マイナス影響により運転資金不足が発生し、借り入れを行った	1(0.2%)	8(3.9%)	9(1.4%)
特に大きな影響はない	232(51.6%)	95(45.9%)	327(49.8%)
その他(記述回答)	41(9.1%)	10(4.8%)	51(7.8%)
回答法人数計	450	207	657

カッコ内は、回答法人数 657 件(社団 450 件、財団 207 件)に占める割合。
その他の記述回答は、V.2.(12)参照。

表 122 主たる事業別の事業活動への影響

(%)

主たる事業 (回答法人数)	法人存続 等の大問 題発生	事業収入 で大幅減	寄附・助 成金等で 大幅減	支出減で 収支余剰 影響	大きな影 響なし	その他
社会福祉関係(18)	5.6	50.0	0.0	5.6	0.0	33.3
健康維持・増進団体等(25)	4.0	28.0	0.0	8.0	0.0	56.0
医療施設、病院等(24)	0.0	25.0	0.0	4.2	0.0	54.2
教育関係(36)	2.8	22.2	0.0	13.9	0.0	61.1
学会・学術団体(52)	1.9	15.4	3.8	23.1	0.0	46.2
研究・分析機関(34)	0.0	11.8	0.0	5.9	2.9	73.5
助成・表彰(18)	0.0	5.6	0.0	22.2	0.0	72.2
美術館・博物館・動物園等(15)	0.0	53.3	0.0	13.3	6.7	13.3
芸術・文化関係(23)	4.3	56.5	4.3	13.0	0.0	26.1
スポーツ関係(16)	6.3	50.0	12.5	31.3	12.5	0.0
地域社会貢献活動・団体(34)	0.0	29.4	5.9	11.8	0.0	47.1
環境保護(11)	0.0	18.2	0.0	18.2	0.0	63.6
災害・地域安全(13)	15.4	30.8	0.0	15.4	0.0	46.2
業界団体(157)	0.6	19.1	0.6	20.4	0.0	50.3
同一資格者団体(22)	4.5	22.7	0.0	9.1	0.0	54.5
免許・資格付与・検査・検定(18)	0.0	33.3	0.0	5.6	0.0	61.1
互助・共済、親睦団体(24)	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	70.8
会館運営(23)	8.7	47.8	0.0	13.0	13.0	26.1
行政関連(39)	2.6	23.1	0.0	10.3	0.0	59.0
10 件未満事業群(55)	1.8	25.5	1.8	9.1	3.6	0.0
全 体(657)	2.1	24.8	1.4	14.9	1.4	46.0

数値は各事業のカッコ内回答数を母数とする割合。

【表 123】同表は、今回のコロナウイルス感染拡大の影響を受けて事業収入が滞り、借入を行った内容について示したものである。質問内容は以下のとおりであり、下表のとおり 7 団体(社団 1 団体、財団 6 団体)から回答が得られた。

- ①借入れ時期
- ②借入額
- ③返済予定期間(例:3 年など)
- ④借入先(例:銀行など)
- ⑤借入理由(例:事業収入が途絶え資金繰りが困難になったため、など)
- ⑥これまでの返済状況(例:200 万円を 2023 年 3 月に返済など)
- ⑦今後の返済予定(公益目的事業会計以外からの返済可能性を含む)(例:2024 年 3 月までに返済など)

⑧今後、法人として求めたい支援(例えば、運転資金充当年度以降の年度に於ける借入金返済資金捻出時の収支相償対応など)

表 123 「借入を行った」の回答法人の借入金

一般社団法人	
1	<ul style="list-style-type: none"> ①2023年4月 ②200万円 ③4年 ④〇〇信用金庫 ⑤事業収入が減少し資金繰りが困難になったため ⑥2023年5月より約定返済、3回済 ⑦2027年6月まで約定返済にて完済予定 ⑧当協会が利用できるスポーツやレクリエーション関係の補助金の拡大
一般財団法人	
1	<ul style="list-style-type: none"> ①2020年4月および2021年4月 ②各3000万円 ③5年および7年 ④商工中金および日本政策金融公庫 ⑤事業収入が0になり運転資金不足に陥ったため ⑥商工中金は1年据置後通常通り返済中、日本政策金融公庫は3年据置、まだ据置期間中 ⑦商工中金は2025年3月までに返済、日本政策金融公庫は2028年3月までに返済予定 ⑧全額支払免除
2	<ul style="list-style-type: none"> ①2020年11月 ②2億円 ③15年 ④商工中金
3	<ul style="list-style-type: none"> ①借入れ時期:令和2年7月 ②借入額:3,000万円 ③返済予定期間:10年 ④借入先:日本政策金融公庫 ⑤借入理由:事業収入が途絶え資金繰りが困難になったため ⑥これまでの返済状況:現在は利息返済のみ ⑦今後の返済予定:令和7年5月より元金の返済開始し令和17年2月に完済予定 ⑧今後、法人として求めたい支援:光熱費・燃料費高騰により資金状況は大変厳しいため、そうした関係の支援があればと思います
4	<ul style="list-style-type: none"> ①2021年5月、2021年8月、2023年1月 ②2億の当座貸越の設定、5000万円、2億の当座貸越 ③基本1年更新 ④銀行、金融公庫、銀行 ⑤事業収入が激減し資金繰りが困難になった。 ⑥今回の新規借入金の返済はできていない。 ⑦2021年5月の当座貸越については来年度から10年を予定他は未定 ⑧使える支援があればすべて希望。
5	<ul style="list-style-type: none"> ①R5.5月 ②2千万円 ③5年 ④銀行 ⑤収入不足を内部留保で補った結果枯渇し、資金不足となったため ⑥6月以降現在までに約100万円を返済 ⑦R10.4月までに返済 ⑧小規模事業者持続化補助金の対象範囲拡大
6	<ul style="list-style-type: none"> ①令和2.10.27 ②2000万 ③令和7.10月 ④政策金融公庫 ⑤コロナ渦での収入源 ⑥残額1050万 ⑦令和5年10月末に繰り上げ一括返済 ⑧なし

(3) 法人組織として取り組みたい事項等

【表 124】法人組織として取り組みたい事項については、4割強(42.1%)の法人が「法人運営の効率化」と回答しており、「人材教育」、「事業の拡大、成長」についても比較的高かった。

表 124 法人組織として取り組みたい事項(複数回答)

求めたい支援	一般社団	一般財団	合計
他の非営利組織との連携、協業	68(15.1%)	27(13.0%)	95(14.4%)
人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)	148(32.8%)	66(31.9%)	214(32.5%)
情報開示の推進	45(10.0%)	11(5.3%)	56(8.5%)
事業の拡大、成長	110(24.4%)	62(30.0%)	172(26.1%)
資金調達基盤の強化、安定化	81(18.0%)	56(27.1%)	137(20.8%)
法人運営の効率化	189(41.9%)	88(42.5%)	277(42.1%)
再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化	17(3.8%)	12(5.8%)	29(4.4%)
DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	113(25.1%)	48(23.2%)	161(24.5%)
働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入、テレワークの導入、育児休暇の取得促進など)	85(18.8%)	36(17.4%)	121(18.4%)
特に取り組みたい事項はない	87(19.3%)	32(15.5%)	119(18.1%)
その他(記述回答)	11(2.4%)	6(2.9%)	17(2.6%)
回答法人数計	451	207	658

上段は回答数。下段は回答法人数 658 件(社団 451 件、財団 207 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(13)参照。

(4) 情報公開

【表 125】ホームページで公開している情報については、「定款」および「役員名簿」は6割を超えており、「財務諸表」は 56.5%、「事業計画書」、「収支予算書」、「事業報告書」は4割台であった。

表 125 ホームページで公開している情報(複数回答可)

回答項目	一般社団	一般財団	合計
定款	270(59.9%)	129(62.3%)	399(60.6%)
役員名簿	311(69.0%)	125(60.4%)	436(66.3%)
事業計画書	225(49.9%)	89(43.0%)	314(47.7%)
収支予算書	187(41.5%)	78(37.7%)	265(40.3%)
事業報告書	220(48.8%)	107(51.7%)	327(49.7%)
財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)	241(53.4%)	131(63.3%)	372(56.5%)
アニュアルレポート	16(3.5%)	5(2.4%)	21(3.2%)
ホームページは作成していない	30(6.7%)	21(10.1%)	51(7.8%)
その他(記述回答)	61(13.5%)	25(12.1%)	86(13.1%)
回答法人数	451	207	658

%は、回答法人数 658 件(社団 451 件、財団 207 件)に占める割合。
その他の記述回答は、V.2.(14)参照。

5. 公益法人協会に対する要望事項

【表 126】公益法人協会に対する意見・要望は 39 法人から寄せられた。今後の当協会の活動に役立たせていただく所存です。なお、具体的な記述回答の内容は、V.2.(15)を参照されたい。

表 126 公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数

項目	一般社団	一般財団	合計
提言関係	2	1	3
相談・セミナー・研修関連	9	3	12
情報提供関係	5	3	8
その他	16	0	16
回答法人数計	32	7	39

IV.まとめ

2023年度に実施したアンケートで注目される点は以下のとおりである。

- (1) 公益法人が苦勞している点について、半数以上が「収支相償により、事業活動が制限される」(52.4%) および「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」(53.7%)と回答している一方で(表 21)、一般法人の場合は「苦勞している点はない」とする回答割合が最も高く 41.8%であり、多くが一般法人で満足している様子が伺える(表 102)。ただし「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務および行政庁の監督が続く」が 31.5%あることも留意が必要である。
- (2) 公益サービスの持続的・安定的供給、公益目的事業の拡大や不測の事態に備えるための資金の確保には収益事業の実施による収益が重要である。会計区分上の収益事業を実施している公益法人は 36%であり(表 12)、収入規模が小さい法人ほど収益事業を実施する傾向にある(表 13)。これは、弱い財政的基盤を少しでも補強し、公益サービスの持続的・安定的供給に繋げようとする目的に基づくものと思われる。
- (3) 再度選択する場合の法人類型について、公益法人の場合は「やはり公益法人」との回答が 83.7%ある一方で、16.3%が公益法人以外と回答しており、特に一般法人への転換を望む公益法人は 13.0%に上った(表 41)。また、一般法人の場合は、「やはり一般法人」との回答が 85.4%ある一方で、公益法人への移行を望む一般法人は 8.5%であり(表 107)、公益認定を取得することを躊躇する動きが依然として続いている。
- (4) 寄附金収入がない公益法人は 48.6%、一般法人は 79.3%で、10%未満を含めるとそれぞれ 79.7%および 94.6%に上り(表 47、表 113)、寄附金を調達できている法人は極めて少ない。これは、公益法人の場合、税額控除証明の取得が進んでいないことも影響していると考えられ、実際に公益法人の税額控除証明の取得割合は 24.6%にとどまっている(表 53)。それには、制度自体を知らない法人や、PST 要件を満たすことが困難と考える法人が多く存在していることが背景にあるのではないかと(表 58)。
- (5) 行政庁の対応について、立入検査に関して「特になし」とする回答割合は 48.4%で前年比-4.1 ポイント(表 65)、変更認定申請等に関しては「特になし」とする回答が 42.8%で前年比-6.6 ポイント(表 68)、行政庁による指導に関しては「問題ない」とする回答が 74.0%で前年比-0.8 ポイント(表 71)であり、いずれも「特になし」または「問題なし」とする回答割合が最も高いが、一方で、過去の数値と比べると減少傾向にあることに留意も必要である。

最後に繰り返しになるが、本調査結果は、国会においても引用される重要なデータであり、毎年実施することにより、施策の効果等を実証化することも意図しているので、ご多忙中にも関わらず本アンケートにご協力下さった法人の方々には、この誌面を借りて厚くお礼申し上げます。

V. 付属資料

1. 記述回答[公益法人編]

(1) 「表 15 収益事業実施内容」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・検定試験実施
- ・講座
- ・講習会
- ・研修会開催等による教育
- ・製造業に関する支援・助言・指導
- ・茶室の管理運営
- ・顕彰事業
- ・介護
- ・介護保険事業
- ・高齢者の就業機会確保(2件)
- ・清掃業
- ・国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給を目的とする事業
- ・畜産物価格安定業務
- ・登録業務、関連機関からの業務受託事業
- ・ニューズレター発行
- ・サービス業、運搬・清掃・包装等の職業
- ・旅行業
- ・静岡市職員に同行して屋外広告物の調査補助
- ・助成事業
- ・会員支援事業
- ・会員事業
- ・永年勤続会員を表彰している
- ・会員参加の新年懇親会
- ・懇親会会費、事務委託料、広報誌広告料
- ・保険料手数料収入
- ・慶弔見舞・表彰等

◆公益財団法人

- ・スポーツ教室等
- ・旅行、講演
- ・コンサルティング
- ・産業開発の支援促進
- ・文化財発掘調査
- ・委託調査事業
- ・施設貸与
- ・施設受付業務の受託
- ・音楽ホールの管理・運営(メイン)
- ・公共施設の指定管理・奨学事業
- ・指定管理業務に付随する貸館の徴収事務

- ・広告協賛、テナント貸付
- ・1.公益目的外の施設貸与事業 2.自動販売機設置・利用消耗品等の販売事業
- ・貸会場(展示場・会議室)
- ・貸室
- ・自動販売機売上手数料事業(2件)
- ・鳥取県立倉吉体育文化会館及び倉吉自転車競技場管理運営
- ・発表会
- ・野生生物カレンダーの制作・販売
- ・旅行業事業、観光施設事業
- ・清掃業
- ・出稼ぎ援護事業
- ・国際協力事業(草の根支援)
- ・個人会費収益

(2)「表 16 2022 年度の主な収入」の「その他」の回答

◆公益社団法人

〈寄附金、助成金、補助金、負担金等〉

- ・企業・団体からの寄附金(2件)
- ・緑の募金
- ・全法連からの助成金(2件)
- ・上部団体からの助成金(6件)
- ・中央組織からの補助金
- ・補助金
- ・県、原子力立地市町及び電気事業者からの運営費負担金等
- ・入会金

〈収益事業関連〉注. 公益認定法上の収益事業か公益目的事業の中の法人税法上の収益事業か未分明

- ・民間企業等との共同研究による収入
- ・受託研究
- ・受託事業収益
- ・請負業務
- ・事務費収入
- ・本部からの手数料
- ・学術集会の参加登録費

〈配当・利息関連〉

- ・株配当

〈その他〉

- ・金融機関からの借入金
- ・借入金
- ・掛金受入

◆公益財団法人

〈寄附金、助成金、補助金、協賛金等〉

- ・民間企業からの寄付金(5件)
- ・企業等からの寄付金や負担金からの取崩し
- ・企業・団体による寄附金(6件)
- ・出捐企業からの寄付金

- ・関連企業などからの寄付金
- ・特定事業に対して法人からの寄附金
- ・法人による寄附金(7件)
- ・自動車工業会からの寄付金
- ・労働組合からの寄付金(2件)
- ・特定の関係先からの寄付金
- ・民間寄付金
- ・寄附金
- ・休眠預金資金分配団体としての助成金受領
- ・地方公共団体から補助金等
- ・企業・個人 協賛金
- ・行政機関からの負担金
- ・交付金
- ・クラウドファンディング支援金

〈収益事業関連〉注. 公益認定法上の収益事業か公益目的事業の中の法人税法上の収益事業か未分明

- ・入館料収入
- ・土地賃貸料
- ・共同研究費
- ・トイレチップ収益
- ・指定管理施設の利用料
- ・学生寮の寮費収入

〈配当・利息関連〉

- ・親会社の株式配当(2件)
- ・株式の配当金(9件)
- ・基本財産(所有株式)の配当金(3件)
- ・商標権収入、株式による配当収入
- ・雑収入(預金利息・有価証券利息)
- ・親会社の株式の信託受益権(配当金)

〈その他〉

- ・貸与奨学金返還金
- ・資産の取崩
- ・基本金取り崩し
- ・特に収入はありません(過去の資産の切り崩し)
- ・収入無し

(3)「表 18 公益法人を選択して良かった点」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・法人届出書類に手数料不要、一部の公共機関の費用が割引される
- ・公益社団法人法人化が従前からの委託事業継続に必須だったため
- ・わからない

◆公益財団法人

- ・旧法でも特定公益増進法人で、税制では大きな差がない。
- ・公益法人になって良かった悪かったという具体的な事例がない
- ・公益法人になって良かったと思うことがない
- ・わからない
- ・公益法人化してからの入職のため前法人との比較ができません

(4)「表 21 公益法人になって苦労している点」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・収支相償
- ・繰越剰余金の解消
- ・公益目的事業しか行わない法人なので配賦作業が全く無駄である
- ・会計の処理が複雑
- ・後任の引継ぎが困難。難しくて出来ないと言われる
- ・公益法人の安定継続した事業運営のために、赤字経営を回避すると剰余金が発生し指導対象となる。今後は剰余金と発生赤字分を相殺できるようだが、そもそも無条件で一定の剰余金を認めてほしい。年度当初は国庫補助金や市町村補助金の入金前で動かせる資金が非常に少ないため、仕事をした者に対する賃金等の支払いに必要な資金が不足する。茨城県では金融機関からの借り入れ実績がある事業所のみが借入額を上限に剰余金を認められているようであるが、借り入れ実績がない事業所も「金融機関からの借り入れ」という方法を取っていないだけで抱えている問題は同様である。例えば、弊社は特定資産積立金を一時的に目的外に取崩して、賃金等の支払いに充てる資金を確保しているので、金融機関からの借り入れ実績はなく剰余金は認められていない。しかし、特定資産積立金もいずれは目的のために使用し無くなるので、弊社も結局は金融機関からの借り入れが必要となることは実績がなくとも目に見えていることである。
- ・遊休財産保有制限を超えていないにもかかわらず、法人収益が少しでもあると細かに監督されることから、事業拡大がしにくい。
- ・インボイス制度で消費税の負担が増えること
- ・新規事業並びに事業展開の制約
- ・手続き上仕方ないが会議が多くなりがちで、事務局への負担が大きい
- ・制限があり、各会議のスケジュール調整が難しい
- ・特にありません。

◆公益財団法人

- ・収支相償原則に適合させるための収支のコントロールが煩瑣
- ・収支相償により予想不可能な収支変動への対応が困難。基本財産積立のための財源獲得が困難。
- ・法人会計の財源負担に関する要件が厳しく、結果、収支相償によって法人資産が減少する。
- ・事業収益の増減が大きいため、単年度での収支相償を求められると効率的な運営が阻害される。
- ・当財団の場合、資金運用による収入により、助成事業のみを行っていますが、わざわざ、公営事業会計と法人会計に区分して経理することの不都合を日々感じています。
- ・職員人件費等を割合で案分する事務処理量が多い
- ・永年勤務者だと苦労しないが、慣れない人は難しいと思います。
- ・新事業に参入しづらい
- ・時代や社会の要請に応える新規事業を機敏に展開することが困難
- ・事業内容の変更が容易でない。(内容によって再認定が必要)
- ・事業計画・報告など提出書類の行政庁の確認がとても遅い。提出してから1年近く経過してから指摘がある。
- ・公益法人の縛りが厳しく業務量も多いためなかなか休みが取れない。
- ・中央競技団体としてボランティアを基本とした組織運営が余儀なくされているが、事業の拡大と深化、そして社会的要請の高まりとともに、そうした組織運営形態は限界となっており、財政基盤が確立していない中、そのための人材確保は年々困難となっている。
- ・指定管理者制度と公益法人の制度が相容れないことによる持続可能な運営の難しさ
- ・「役員1/3規定」について、法令に基づく委員も含まれるため、兼職状況の把握や役員の選任に苦慮している。

- ・法人運営のための財源の確保
- ・資産の切り崩しのため、数年内には解散となる。
- ・資産運用が厳しい
- ・資産運用に不便を感じる
- ・資金運用上の課題に関する相談先がない
- ・前例のない運営上の相談は、内閣府に直接聞かないといけない。
- ・わからない

(5)「表 25 収支相償原則に関する具体的要望・意見」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・借入金返済は費用にできないのか？
- ・収支相償には賛成だが、財産がなく借入をしないと運営できない法人には、特例を検討してほしい。
- ・過去の赤字補填を認めてほしい。
- ・前年度で赤字の事業は減算してほしい
- ・一定の剰余金を認めてほしい。
- ・収支相償の原則が残ることに反対ではないが基準となる額については、事業規模に応じて設定するよう見直しを強く求める。
- ・収支相償の定義や計算方法を具体的にしてもらいたい。
- ・単年度黒字を強く回避するよう指導を受けた。特定目的への積立や数年で解消すれば良いと言う指導はなかった。現在もそれがトラウマとなり単年度黒字を絶対に避けねばならないと言う空気になっている
- ・特になし(7件)
- ・わかりません

◆公益財団法人

- ・プラス収支を翌年度考慮するのであれば、マイナス収支も翌年度考慮してほしい。
- ・事業収支のマイナス年度を考慮(積立持越有効)してほしい
- ・前期剰余だけでなく、前期欠損が出た場合もマイナスを繰越の対象にしてほしい
- ・収支相償原則がある限り、公益資金を有効活用できず、ニーズがあっても公益目的事業を発展させ拡大できないので撤廃して欲しい。
- ・収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい。
- ・公益事業規模に応じて、一定程度の剰余金を認めてほしい
- ・黒字又は収支相償の結果はなかなか実現しない
- ・公益財団法人法人を運営するためには収支相償原則は今後も必要と考える
- ・現行のままで良い(2件)
- ・現状特に困ってはいないが議論の行方には興味あり
- ・特になし(6件)

(6)「表 30 遊休財産規制に関する具体的要望・意見」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・コロナ禍による行動制限により事業が実施出来ず、遊休財産額制限を超えてしまったにも関わらず、是正を指導する感覚が理解できない。
- ・保有制限内であれば、法人の自由裁量にしてほしい。特別に資産を分ける必要は理解できない。
- ・会費収入が主な収入源で、補助金をもらってない団体については、制限をなくすくらいの緩和をしていただきたい。
- ・遊休財産が無い

- ・特になし(8件)
- ・わかりません

◆公益財団法人

- ・継続して事業を実施する為の資金が確保できない。
- ・今回のコロナで収入が減少し、かといって規制により手持ち資金がなく、公益事業の継続が困難となった。公益・社会サービスの安定供給には一定の積立金の保有が必要。
- ・特に困っていない
- ・現状特に困ってはいないが議論の行方には興味あり
- ・遊休財産なし
- ・特にありません。(12件)

(7)「表 35 認定等手続きに関する具体的要望・意見」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・認定申請の予想貸借対照表作成の負担が大きい。
- ・単一事業の事業所の場合は公益事業会計と法人会計を分ける必要は無いと感じる
- ・行政がらみの業務(補助金等)は自動認定にして欲しい。
- ・重要な変更以外は届け出ですむ制度にしてほしい
- ・公益の返上・解散手続きの簡素化(理由等を含め)
- ・特になし(8件)
- ・わかりません

◆公益財団法人

- ・担当者とのコミュニケーションが難しいので、右なのか左なのか、わからないような言い方をやめて、一般に分かり易い言語で話して欲しい。
- ・担当者により解釈が違っており、明確化してほしい。
- ・行政庁の確認作業を速やかにしてほしい
- ・早くから支援できなかったことで一人の命が失われることもある。審査はスピーディーにお願いしたい。
- ・現状特に困ってはいないが、新事業の届け出や現状の届け出内容の修正について手続きの負荷が高そうだと感じている
- ・優遇措置がある以上、負担の係る手続きはすべき
- ・最初の公益認定申請後、「変更認定申請」をしていない。なお、変更届出は評議員や理事・監事の変更に関して行っているが、特段負荷が高いものではない。
- ・特になし(15件)

(8)「表 39 別表 H についての定期提出書類の手引きの改訂への対応」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・県のご指導に沿って確認した
- ・以前と同じように作成したところ、管轄より修正が入った。
- ・様式に沿って作成しただけで、改定などについてはよくわからないし考えたこともない。
- ・前回提出した資料を基に作成している。マニュアルの整備
- ・手引きの改定を参考にして別表 H を作成したが、非常にわかり難い表のように思います。
- ・例年通り別表 H を作成した
- ・時価法を適用する金融資産を有しない。
- ・改定内容を知らない(2件)
- ・内容について不明(2件)

- ・すみません、今年からの職員なのでわかりません。
- ・わかりません

◆公益財団法人

- ・行政庁である大阪府の通知に基づき、別表 H を作成した。
- ・公益法人担当の指導による作成
- ・HP にあるもので作成した
- ・手引きの改定どおり、作成したものの提出後修正を行った。手引きの説明では、正しく作成するのは難しいと感じた。
- ・入力フォームに従って作成したが間違っていた(これから修正指摘の予定)
- ・従来どおりに作成したものを提出したところ、改定のもの提出を求められたため、再提出した。
- ・従来通りで提出したが補正指示があり、改定通りに修正。
- ・内閣府から補正依頼を受けて指示通り修正した
- ・内閣府からの指摘があり、不承不承、手引きの改訂通りに作成した。
- ・従来どおりに提出したところ、監督官庁から連絡があり、訂正して提出した。
- ・税理士の先生に作成してもらっている
- ・税理士にお任せしており、わかりません。(2 件)
- ・会計事務所にお願いしました。
- ・前任者作成のため不明です(2 件)
- ・作成対象外
- ・よくわかりません

(9)「表 41 再度選択する場合の法人類型」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・会員に対する自由な特典が許されるなら公益法人
- ・団体の判断が必要なため回答しない。個人的には公益メリットは「公益という名称」以外に一切ないと思える。
- ・公益、一般どちらも一長一短があるので、何方ともいえない。(3 件)
- ・公益法人か一般法人か迷う
- ・各法人の特徴がよくわからないので、選択することは困難。
- ・それぞれの法人格の解釈が良く分からない。
- ・事務局の立場ではお答えしかねます
- ・未検討(即答がむずかしい)
- ・議論したことがないため即答いたしかねる。
- ・内容が明確化されないので判断できかねる。
- ・現時点では不明(2 件)
- ・わからない(4件)

◆公益財団法人

- ・縛りや業務量が減るなら公益法人を選択する
- ・市の外郭団体でもあるため、市の意向による
- ・何とも言えない
- ・判断できない
- ・検討を要する
- ・結論を得ません
- ・わからない(3 件)

(10)「表 46 現状の法人形態と異なる法人格を選択した理由」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・目的を完遂までは至っていないまでも一定の目的に達し財政負担(市補助金)の負担が大きい
- ・収支相償と定期提出書類の存在があるため。
- ・特定資産からの振り替え額を気にせず奨学金支給に回せる。
- ・公益性を優先するあまり、会員への特典性が示し難い
- ・会費収入のみの財源で公益事業の継続が大変である
- ・事業の発展が見込めず、公益認定を取得したことに後悔しています。
- ・社会的信用というものがどの程度違うのか実感できない。
- ・まだ慣れていないこともあり、負担に感じるためです。本会の総意ではありません。あくまで担当した際の感想です。
- ・社会的信用が高い
- ・信用面
- ・議論したことがないため即答いたしかねる。
- ・分からない

◆公益財団法人

- ・柔軟に、迅速に公益・社会サービスを提供できる。
- ・報告行為が減る
- ・特になし

(11)「表 50 寄附金を募集していない理由」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・会員の負担金で事業を行っている
- ・設立当初から寄附の必要がなく規程等の定めがない
- ・寄付を必要とする事業運営がない
- ・働くことで生きがいと収入を得ることが目的の法人で寄付は困難と思っている
- ・寄附金には会費も算入しており、随時会費募集をしている。
- ・寄附金の募集を想定していない
- ・極少数の職員で最低限の事業実施となっており、現状で精一杯の状況であるため
- ・寄付金を募集しても集まらない。(2件)
- ・運営内容に影響を与えるほどの寄付金は期待できない。
- ・寄付側に税制のメリットを出せるまで数年の実績を作らねばならず、タイミングを逸してしまう。
- ・公益法人法の立法主旨から逸脱してはいないか？

◆公益財団法人

- ・現在の基本財産(所有株式)の配当収入で間に合っている
- ・出捐会社からの寄付金で間に合っている
- ・自治体補助金や事業収入で賄っている
- ・会費収入のみ
- ・特定の関係先に寄付を要請しているため、不特定多数の寄附は募集していない。
- ・寄付金を募る仕組みになっていない
- ・寄附金の募集は想定していない。
- ・寄附金収入が定着すると、それを理由に主収入である指定管理料や補助金を減額されるおそれがある。
- ・寄附金募集は新美術館開館の際実施した。現在は実施していないが、寄附金募集については検討中。
- ・不足分を基本財産を取り崩すことで対応した。

- ・公募はしていないが、申込あれば受け付けている。
- ・公に寄付金の募集はしていないが、寄付は一部集まる
- ・事務負担に比べ多くの寄付金が見込めない
- ・企業等からの寄付要望がない。
- ・以前ウェブページで広く募集していた際に寄附金にかこつけて不審者に粘着されたため、一時停止している。
- ・特段の理由はない

(12)「表 58 税額控除証明を取得していない理由」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・一度取得したが PST 要件を満たせなくなった
- ・該当がない
- ・寄付が想定されにくいいため
- ・まだ理解していない
- ・わかりません

◆公益財団法人

- ・5 年間の実績を達成することが厳しい、税額控除するのが事の始まり。
- ・寄附を募集していない(2件)
- ・現時点では、寄附金募集を予定していないため。(3件)
- ・当面必要な事業がない。必要となれば取得したい。
- ・取得することで検討中
- ・制度自体を知らず、現状不便もない
- ・税額控除のメリット、デメリットがよく分からない
- ・制度を知らない
- ・公益法人のため
- ・母子寡婦福祉団体のため事業に対しては非課税となっている

(13)「表 60 寄附の利用をさらに促進する上で期待すること」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・当法人は学術団体、教育関連という性格上、寄付を大々的に募りにくい
- ・期待しない
- ・特になし(2件)
- ・わかりません

◆公益財団法人

- ・人件費も対象とする助成金メニューを充実してほしい
- ・日本の寄附の実態と傾向そのものにもよる
- ・特になし(2件)
- ・令和4年度の寄附をもって終了

(14)「表 63 公益法人をめぐる税制で希望する事項」の回答

◆公益社団法人

〈消費税関連〉

- ・事業実施し、支援している対象者が非課税の事業者があるため、消費税の負担が大きい。
- ・法人の消費税計算において、利用者作業料が非課税事業者のため法人の納税額が急上昇。利用者

自身個人事業主との認識が無いのに、税法では個人事業主として扱われてしまう。

- ・消費税免税事業者に係る課税売上高の拡大
- ・公益法人に限定されたことではありませんが、インボイス制度導入後も、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう特例措置の実施を求む。
- ・消費税の簡易課税における事業区分の見直しを希望。営利を目的としない(利益の発生しない)事業しかないのに、みなし仕入れ率50%は厳しい。
- ・消費税について、運用収入を主な財源とする法人の課税売上割合の計算式の見直し。
- ・行政からの委託費に対する消費税免除
- ・地方公共団体等の一般会計と同様に、公益目的事業会計が収支相償である場合は、消費税の申告を不要としてほしい(消費税も収支相償として納税0円)
- ・国、地方公共団体と同様、消費税の対象外としてほしい
- ・消費税の特例措置
- ・消費税を非課税とするか税率を低減してほしい
- ・消費税の非課税措置(2件)
- ・消費税の軽減
- ・消費税の緩和
- ・消費税、印紙税の非課税措置の拡大(3件)
- ・インボイス制度の見直し、出来れば撤廃
- ・インボイス制度の撤廃を要求
- ・インボイス制度導入による消費税増の軽減措置または、特例措置(3件)
- ・免税事業者に対するインボイス制度への対応について緩和措置を望む
- ・インボイスについて、公益事業の支出であればインボイスの発行が無くとも仕入控除を認めて欲しい。
- ・インボイス制度に関する特例措置(公益目的事業に関しては対象外とするなど)
- ・消費税の事務処理が元々煩雑にも関わらず、更にインボイスの導入もあり、本来業務に邁進できるよう事務の簡素化となることを考えて欲しい。

・消費税(3件)

〈法人税関連〉

- ・法人税の減額
- ・固定資産寄付の簡素化を図ってほしい。

〈印紙税関連〉

- ・契約に係る印紙税の非課税措置の拡大
- ・印紙税の非課税措置の拡大(2件)
- ・業務委託などの契約書に係る印紙税の非課税措置の拡大

〈固定資産税関連〉

- ・固定資産税、消費税に係る非課税措置
- ・固定資産税の非課税措置(2件)
- ・固定資産税に係る非課税措置の拡大
- ・固定資産税の免除
- ・固定資産税の減免
- ・固定資産税

〈その他〉

- ・特にありません。(18件)
- ・わかりません

◆公益財団法人

〈消費税関連〉

- ・公益法人に関するものではないかもしれないが、人件費を含めて指定管理料を受け取っており、人件費に掛かる消費税をそのまま納税している。指定管理業務の積算には、消費税額は考慮されて居らず、本来事業に使うべき費用を納税せざるを得ない。
- ・消費税控除措置の拡大
- ・消費税の減免(2件)
- ・消費税の特例計算の廃止
- ・消費税の特定収入割合の撤廃
- ・消費税は免税して欲しい。
- ・消費税の軽減税率制度やこのたび導入されるインボイス制度など、事務的な負担が大きい。簡便化してほしい。
- ・消費税、奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置の拡大
- ・消費税の非課税
- ・消費税の免除または免税上限のアップ
- ・公益事業の消費税減税措置
- ・消費税の非課税措置の拡大
- ・非課税・減免範囲の拡大。
- ・消費税に何らかの優遇措置があると有難い。
- ・委託料等に含まれる人件費にかかる消費税の減免措置
- ・参加費など消費税の対象から除外してほしい。
- ・事業の性格上、支払先の大半が免税事業者となることから、消費税に係るインボイス制度導入に伴い、多額の納税負担が生じるため、公益法人においては、一定要件のもと、仕入れ税額控除を認める特例措置をお願いしたい。
- ・インボイス制度を簡略化していただきたい。
- ・インボイス制度の導入による謝金対応者への消費税の二重課税
- ・インボイス制度導入に伴い、消費税負担増に伴い消費税の非課税措置の導入等の検討
- ・消費税(3件)

〈法人税関連〉

- ・企業等からの寄付を促進するために公益法人に対する企業からの寄付の優遇措置を拡大してほしい。
公益事業にかかわる施設については固定資産税の減免をしてほしい
- ・収益事業の収益に係る課税について、これも結局は公益目的事業で使用するのだから非課税にする。

〈印紙税関連〉

- ・委受託契約書に係る印紙税の非課税措置の拡大
- ・公益目的事業の契約に係る印紙税の非課税措置
- ・契約書等の印紙税を非課税にしてほしい
- ・契約書に係る印紙税の非課税措置の拡大
- ・印紙税の非課税化
- ・奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大(2件)

〈固定資産税関連〉

- ・公益目的保有財産の固定資産税・償却資産税の免除
- ・公益事業で使用している資産の固定資産税・償却資産税の免除(一部自治体有)
- ・一時的な建物の所有における固定資産税及び取得税の免除
- ・固定資産税 法人税
- ・固定資産税の減免の対象を研究助成事業まで拡充してほしい。
- ・固定資産税の非課税措置の拡大(3件)

- ・固定資産税の減免・優遇(4件)
- ・固定資産税、消費税の非課税措置の拡大
- ・固定資産税、消費税免除(3件)
- ・固定資産税(2件)

〈住民税関連〉

- ・寄付金にかかる各都道府県の優遇措置をわかりやすく一覧化してほしい
- ・寄付金の優遇措置についてわかりやすい説明が欲しいところです。

〈その他〉

- ・公益認定と同時に税額控除証明を発行してほしいです。
- ・e-taxについて。当法人では、代表者以外の者が紙による申告事務を行っています。そのため電子申告を選択する場合には、電子証明書発行等が必要となり、その費用が嵩むことから、電子申告を断念しているところです。もし、法人の電子申告において、代表者以外の者が自分のマイナンバーカードを用いて電子申告することも認められ、かつ、従来の紙による申告から電子申告への追加費用としてカードリーダーの購入のみで電子申告できるようになれば、電子申請を利用したいと思っていますので、ぜひ、そのような取り扱いを認めて欲しいと思います。
- ・特に希望する事項等はない。
- ・特にありません。(19件)
- ・よくわかっていません

(15)「表 64 会計制度(平成 20 年度公益法人会計基準)についての意見」の回答

◆公益社団法人

〈財務 3 基準関連〉

- ・黒字解消のため無駄なお金を使用する傾向がある
- ・遊休財産額保有上限の緩和
- ・公益目的事業の比率の設定により事業が制限される

〈区分経理関連〉

- ・内部取引消去、他会計振替額について、平成 20 年公益法人会計基準から出てきたものと思われるが、使用するケースや仕訳法について、会計基準や会計指針に具体的に例を出して解説してほしい。「日本公認会計士協会からの資料を参照」では、無責任すぎる。
- ・平成 16 年改正基準が分かりやすかったです。新・新基準になっても結局のところ一般・特別会計毎の計算書等を求められており、負担増のままです。
- ・単一事業の事業所の場合は公益事業会計と法人会計を分ける必要は無いと感じる
- ・公益と法人に分けての計算が複雑であり、廃止して頂きたい。
- ・公益目的事業しか行わない法人なのに、配賦しなければならないのは全くの無駄な作業。
- ・費用の配賦に意味はあるのか
- ・共通経費の配賦が煩雑である。
- ・事業が多いため、簡略化できる部分があればありがたい。

〈企業会計との対比関連〉

- ・会計制度自体、なぜ、その会計基準でやるのか、行政庁自らも知らない様子である。一般の方から見ても、意味不明である。税理士さんも制度がわからないとのこと。会計制度が理解されているのは公認会計士の方だけです。よって公認会計士さんのための会計基準でしかないかなと思いますが。。
- ・現在の制度は企業会計と同程度のもを求められていますが、依然として公益法人の運営は資金ベースで行われているところも多くあり、資金ベースでの管理が煩雑となっています。法人規模や重要性に応じて、例えば賞与引当金の計上は不要とするなど、緩和措置が必要なのではないかと考えます。
- ・一般的な会計とは異なる煩雑さが、外部から転籍者等に非常に理解しにくい

〈複雑性等〉

- ・公益法人の会計に関する研究会で改正案がまとめられ具体的な検討に入ったようであるが、規模の小さい団体で従事する担当者の事務負担等、現場の混乱回避に最大限の考慮を願い、学術的見解のみで議論を進めて欲しくないとする。
- ・平成16年基準の財務諸表体系は維持されながらも財産目録は法人法では計算書類に含まれないとの事で財務諸表から外れたが、公益法人の場合は、公益目的保有財産を表す重要な役割を果たすとして引き続き様式の提出を求められている点。
- ・正味財産増減計算書を変えないでほしい
- ・慣れてしまえば良いが、担当者が交代する際は引継ぎが複雑で大変。
- ・難しい
- ・分かりにくく、複雑だと思う
- ・わかりにくい
- ・わかりやすい仕組みにしてほしい。
- ・もっと簡単にして欲しいの一言
- ・特にありません。(22件)
- ・わかりません

◆公益財団法人

〈財務3基準関連〉

- ・会計区分と会計の三つの縛りに疑問を持つ、ましてや当方の様な規模の小さい法人に於いては、なお更の事である。
- ・計算書類で収支相償や有休財産保有制限の判定が容易に認識できるようにできるようにしてほしい
- ・中長期的な法人運営のため、景気の変動による収入の増減を吸収するため、特定資産の対象を広げてほしい

〈区分経理関連〉

- ・助成の単一事業の法人に対し、公益と法人の会計を設けることは、現状に即さず、単に経理を複雑にするだけで、メリットがない。
- ・公益会計から法人会計への振替が簡単に出来るようになると良い
- ・配賦が会計担当者の負担。決算書以外(1伝票ずつの配賦でなくても)でもいいのでは
- ・配賦等煩雑、複雑である。もう少しシンプルにして欲しい。
- ・費用配賦を基本として損益計算書を作成するため、役員会への説明がしづらい。
- ・公益法人会計においては、管理費が各事業に按分されるため、予算を積み上げたものと決算の見え方が違い、理事会や評議員会、或いは対外的に何に幾ら使ったかを説明するのが難しい。
- ・赤字運営の場合の減税措置

〈企業会計との対比関連〉

- ・複雑であることと、一般企業に比べ考え方が独特であることに難しさを感じます。慣れれば問題ないですが、慣れるまでとっつきにくく苦労しました。
- ・企業会計に近い、誰にでも理解できる会計を目指すという話を聞いたことがあるが、相変わらず複雑で難しい。
- ・公益法人の会計基準は特殊すぎて、対応できる人材を探すのが難しい。単純明快な形にして欲しい。
- ・収支予算書の名称変更

〈複雑性等〉

- ・税の優遇措置を受けていることから、一定の規制があるのはやむを得ないと思いますが、自団体のような小規模な団体では、定期提出書類の作成が負担になっています。
- ・決算書と定期提出書類の会計計算関係書類の統一化
- ・小規模企業に対し、簡素化した手続きにしてほしい

- ・会計関係書類の作成に係る負担が大きい。
- ・用語が難しい。
- ・簡略にしてほしい
- ・特に希望する事項等はない。
- ・特にありません(30件)
- ・よくわかっていません

(16)「表 65 立入検査等の状況」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・検査、という観点ではなく困っていることを個別に相談できたり、現状で間違っていることを修正する機会として受け止めています。
- ・行政庁の方も理解されていないのに質問・指導は従前と同じですよ。質問指導を変更したら、法人会計担当者に切替されるのではないのでしょうか。
- ・総会の出欠票の保存期間について、法律上は3か月でよいはずだが次回の立ち入り検査までと指摘された
- ・前回の立ち入り調査で指摘がなかったことを指摘され困惑した。
- ・法人の規模に応じ弾力的な対処を望む。
- ・予算、決算が2千万円ほどの法人へ3年に1回立ち入り検査を実施する意味がわからない。そもそも、予算、決算については、毎年送っているのだから法人の規模により立ち入り検査を実施して欲しい。
- ・公益事業が拡大する事を良く思っていないかのような指導で、本来の立法主旨、民による公益事業の推進から逸脱しているように思えてならない
- ・担当官の対応・態度が非常に高圧的
- ・立入検査日程は、繁忙期(予算・決算)を避けてほしい
- ・面倒である
- ・立入検査はこれから、過去の事はわからない。
- ・監督に対応した前任者が退職したため、詳細は不明
- ・過去5年は、立入検査の実績なし。
- ・R4の報告から担当しているため、未経験であり、困っている点は特にない
- ・担当者となりまだ立入検査を受けていない
- ・立入検査の経験がないため回答できない
- ・特にありません
- ・わかりません

◆公益財団法人

- ・指摘がないよう努めているが、指摘はありがたい。立入検査は改善のためにもすべき。
- ・収支相償の計算で第一段階の事業ごとの収支相償が厳格過ぎて第二段階での公益目的事業全体の収支相償を計算する必要性がない。
- ・各財団の特徴を理解してほしい
- ・過去の指導内容と現状の指導内容が相反する場合がある
- ・担当者により不親切な対応があり、質問しづらい
- ・過去に威圧的な検査官がいた。役員に関する指摘を一般職員にしてもどうしようもない。管理職へ指摘してほしい。
- ・監査法人の職員に横柄な態度、威圧的な口調の人がいる。
- ・同行の公認会計士による主観による指摘は不要(会計科目名を変更する提案など)
- ・収支相償原則の運用など最新の状況を熟知していない面があった。
- ・会計処理は行政庁に準ずるよう指導がありながら、条例・規則等の改正通知の情報提供が一切ない。

- ・提出書類の確認が本当に遅い。提出側には提出期限を厳守させる一方で甘くないか。
- ・役員から提出された書類の細かなミスを指摘されたが、こちらで勝手に訂正してよいものなのか？
- ・立入検査準備の負担が大きい
- ・立入監査前の準備に時間を要する
- ・立入検査員が多い(資産規模に併せた員数で)
- ・資料作成が負担
- ・事業報告、決算報告を提出後「審査中」の時間が長い。
- ・システム対応面での細かい手続き・処理が意外と面倒な点が多いように思える
- ・重箱の隅を突くような指摘はやめて欲しい
- ・実施日程について多少は相談させてほしい
- ・2019年12月以降無し。もうじきと考えている。予告は早い方が良い。
- ・検査に来る予定が延期になり、その後連絡なし。
- ・事務担当が代替わりし、初めて受けるのでまだわからない
- ・まだ検査を経験していないのでわかりません
- ・コロナ禍で近年は実施されておらず、検査を受けた職員も異動してしまったため分からない。
- ・何を準備したらいいのかわからない
- ・現体制では未経験の為、回答すべき内容がありません。
- ・立入検査の経験がないので不明
- ・担当経験が浅く、立入検査が未経験
- ・検査対応のノウハウの引き継ぎ
- ・対応者退職のため不明
- ・認定後、年数が浅いので無し。

(17)「表 68 変更認定申請・変更届出で困っている点」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・変更届と認定申請、どちらか判断基準がよくわからない
- ・「認定変更が必要なのか」を問い合わせただけなのに、変更届を完全に作成させられて、時間をかけて検討して挙句不要ですと言われた。それぞれ団体で事業が違うにしても、このような対応では、よほど大きな部分が変わらない限り申請する気がなくなる。
- ・認定申請の予想貸借対照表作成の負担が大きい。
- ・手続の方法が良く分からない。システムの解釈が面倒
- ・変更のない点までの記載を求められ行の挿入や削除の際の制約が多い
- ・届出から認定されるまで、大変時間がかかっている。
- ・致し方ないとあきらめている
- ・新任なので知識がない
- ・在籍職員が未経験のため回答できない
- ・外部事務所に事務を依頼
- ・特にありません。
- ・わかりません

◆公益財団法人

- ・新しい事業を始めたい場合に、安定性や拡大可能性があるかどうか単発で少し試してみるということが出来ない点で機動力を持ちにくい。新たな収入源として将来的に不動産賃貸借等も検討したいが、変更認定申請が必要なためご寄付を速やかに受け付けられない、物件購入の時機を逃す等の可能性がある。
- ・時代や社会の要請に応える新規事業を機敏に展開することが困難

- ・事業の廃止に細かな認定審査が行われ、その必要に疑問
- ・案件が認定申請と変更届出のどちらに該当するのが事前にわからず、手続きに不安を感じている。
- ・上記のような点はよく聞くので申請・届け出は面倒なように思っている
- ・変更申請・届出が必要な範囲が明確でない
- ・変更の申請が必要か否かの基準がわかりにくい
- ・担当者によって相違がある
- ・たいした変更でもないのに、審議会への出席など負担が大きかった
- ・奨学金支給の幅を広げるのにそんなに手続きは必要ないと思う。
- ・変更認定申請までに時間を要すること
- ・審査に時間がかかりすぎ
- ・最近に変更届だけなので、時間はかからない。
- ・今のところ変更届出だけの手続きしかしていないので困っていることはない
- ・EXCEL 様式で行追加時にセル結合が解除される不具合の早期解消
- ・web 上での手続きが土日祝でもできるとよい
- ・外部へ委託している
- ・これから申請するので、まだ分からない
- ・経験がない。遠い過去にあったようだが細かい引継ぎがされてない。
- ・数年来行っていない
- ・変更認定申請等を行ったことが無いためわからない(8件)
- ・わからない
- ・変更認定申請検討していないので不明

(18)「表 71 行政庁の指導について」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・定時書類のケアレスミスや基本的な確認については、特に問題なく丁寧に対応してもらっている。また、ここ数年監査を受けていないので、判断が難しい。
- ・的確な指導・助言・対応を求めたい
- ・顧問弁護士と相談して運営を行っている
- ・公益法人法から公益法人になったため、旧制度が分からない
- ・新公益法人制度を理解していない。
- ・あまり理解できていない
- ・良く分からない(4件)
- ・特にありません。
- ・指導された経験がないため回答できない

◆公益財団法人

- ・現在の担当官の法人に対する理解が大きく、私どもに合ったご助言を頂けており有り難いです。ただ、人によるのだと思います。また、法人側に高い対人スキルが求められているように思います。
- ・都道府県ごとに指導内容が相違していないか疑問である
- ・都道府県で公益・収益の事業振り分けが異なるのは不公平(市設置の駐輪場など)
- ・制度施行当初は、自治尊重の姿勢が見られたが、次第に監督するという姿勢が強くなってきたように思う。担当官に自治の尊重の理念が伝わっていないことを危惧する。
- ・旧制度よりも介入が強いと感じる
- ・旧主務官庁時代より内部自治への介入や細かすぎる運営上の指導が強いと感じている
- ・法人自治の自由度が低い
- ・制度変更時には別の仕事をしていた。

- ・新旧の制度内容を把握しきれていない
- ・旧制度時代を経験していないため、分からない。(4件)
- ・一定の見識のある社会人で、しかも行政関係者なら理解できそうなことを、根ほり葉ほり追及して重箱の隅をつつくように、文言の説明を求めらえるので、それは負担です。
- ・もっと簡素化してほしい
- ・そもそもの「公益事業」と認定される枠が融通の利かない括りになっているような気がします。事業拡大(発展変更など)法人の自治をもっと広く認めて欲しいと思います。
- ・将来の事業実施の為の資金の確保ができない。
- ・来年、検査があるので対応が変わったか判断できない。
- ・経験不足のため、意見できません
- ・対応者退職後、行政の指導がないため不明
- ・特になし
- ・よくわかっていません(3件)

(19)「表 73 行政庁への要望について」の回答

◆公益社団法人

〈指導水準等関連〉

- ・担当官によって、対応や見解が異なることがある。「検査のための検査」といった誤解を招かぬよう、統一性や一貫性をもたせてほしい。
- ・担当者によって指導内容に差がありすぎる。全く知識のない担当者にこちらが教えなければいけないこともあった。指導をする立場なのだから一定レベルの教育をしてほしい。
- ・内閣府と都道府県で見解が異なることがあり、内閣府の見解に統一していただきたい。

〈支援姿勢等関連〉

- ・現状のままで良いと考えている
- ・今後も、親切且つ分かり易い内容を。
- ・比較的、実情を考慮した指導がなされており、ありがたい。
- ・非常に的確な指導をしていただいている。頼りにしています。
- ・丁寧でわかりやすい指導を望みます。
- ・法律があるのは理解はしているが、その会社の現実に則した指導・助言を行って欲しい。
- ・ある程度柔軟な対応をお願いしたい
- ・なんで行政庁の指導が必要なのですか。指導とは法人が何か違反等した場合に介入するのではないのでしょうか？それとも予防ですかね。行政は法人と仲良くやっていきたいのですよ。指導のためのチェック機能など不要です。それよりも行政も法人も喜ぶ組織拡大の指導を考えてはどうですかね。
- ・威圧的な態度は謹んでほしい
- ・監査する際のチェック表は事前に公表なり事前に知らせて欲しい
- ・後になって変更認定が必要でしたということがあったので、行政庁が公益法人と事業を進める場合には、監督部署に事前にその事業が公益制度上問題無いか確認するようなシステムを構築してほしい。
- ・公益法人をランク付けしていただき、ランク上位団体に関しては、変更認定申請や定期提出書類の簡略化をお願いしたい。本来の公益事業に時間とマンパワーを割くべきと思料。
- ・質問しても〇〇が望ましいとの一点張りで、こうなさいとの明言を避ける。指導する立場ならこの場合はこうしてください。とかこの書類はこう書いてくださいとはっきり言ってほしい。こちらが、これで合っていますか？と確認しても絶対に明言をしない。〇〇が望ましいのでそれに合うように～とかの回答しかこない。
- ・小規模な法人なので職員も少なく、毎年定期提出書類の作成事務負担が大きいと感じる。
- ・制度上のことだけでなく、法人のもつ根本的な性質改善等についての指導などにも介入してほしい(長く続いてきている文化的な面などにより、抜本的な改革に至ることに難しさを感じるため)。
- ・正しく申請できない法人側が悪いのですが、細かな間違いを修正指摘するだけでなく、法人運営のサ

ポートをする気持ちで対応してもらえるとありがたいです

- ・正直、未だにこれで「良いのか(合っているのか)」「悪いのか(間違っているのか)」分からない面も多々あります。不安なまま年度実績報告を提出し「完了」となった時点で安心する。そのような中で「立入検査」の際はすごく緊張しますが、親切にご指摘、ご指導頂くことは大変有難く感じております。
- ・貸借対照表内訳表を提出義務の団体ではないのに提出を求められるので、疑問を感じる。
- ・立ち入り検査の日程を早く決めてほしい
- ・立入検査を特に問題がなければ次回以降は5年毎など年数の延長をお願いしたい
- ・立入検査時の指摘は、口頭ではなく公文書にしてほしい。(アリバイ的な指摘の排除)
- ・必要性が理解できない。
- ・全体的に協会活動の行動を制限されている感があります。一方で優遇面はあまり感じません。

〈担当官の人事異動等関連〉

- ・担当者が変更になる際は、新旧担当からメール連絡を必須にして欲しい

〈その他〉

- ・コロナ禍により、ここ数年監査を受けていないので、回答が困難である。

◆公益財団法人

〈指導水準等関連〉

- ・勉強をされていて心強い
- ・公益法人制度を理解したうえで指導していただきたい。間違った指導を貫くことがあったが、最終的には会計士等の助言もあり、正しい処理で落ち着いた。指導する側の熟知度が問われる。
- ・担当官によって、解釈が異なることがある。
- ・担当官による、指導や、見解の相違をなくしてほしい
- ・担当者が3年毎に代わり、指摘や指導が異なる。また担当者の知識や情報が不足していて、こちらが説明することを理解してもらえず、短期間で不要な作業を強いられる。回答などのスケジュールが担当者の都合次第であることに不満を感じる(金曜の夕方に質問メールがきた、回答期限が月曜の午前など、民間の職員の休日などへの配慮がない)
- ・担当者により対応が異なること
- ・担当者の質のばらつきが大きく、平準化してほしい。
- ・担当者次第、というバラツキをなくしてほしい。
- ・指導対象範囲に関する研修の機会を設けてほしい。
- ・都道府県ごとの指導内容の相違をなくすために、法人に対し指導した事例・内容は法人名を伏せたうえで、都道府県担当者が参照できる情報サイトを設け、閲覧できるようにしてほしい。収支相償に係る指導に対し、再三間違った指導に対する情報提供を求めているが、指導内容が他の都道府県担当者とは共有されることになれば間違った考えに基づく指導は減少するのではないかと。
- ・別表Hについての入力方法等が内閣府と違っているが、分かりづらい。

〈支援姿勢等関連〉

- ・概ね親切な対応で感謝している
- ・問い合わせに際しては丁寧な回答をいただけるので助かっている
- ・言い方に厳しさを感じる時があり、時々心が折れそうになる。
- ・細かい指摘事項が多い。
- ・財団規模に応じた対応をお願いしたい
- ・資料の紙での保存自体少なくなっているが、立入検査の際には、確認のために大量に印刷をさせられる。負担が大きいため、検査自体の一層の電子化を望む。
- ・収益事業をしていない団体や役員報酬のいない団体の規制は、別基準を建ててもらいたい
- ・上から目線の指導はやめて欲しい。
- ・補正や問い合わせなどへの回答期限について、待たないで回答を求められることがある。担当者が不

在である場合などの時は融通を利かせて欲しい。

- ・報告書を提出して、半年から一年後に質問や是正が入る。早い段階で質問是正をしてほしい。
- ・法的根拠など明確な理由・根拠を示していただきたい。
- ・本来、公益活動に利用できる資源を規制遵守の為に費消させるのは好ましくありません。認定法にあるような、民による公益活動の増進を促す方針に改められないでしょうか。
- ・良くも悪くもお役所的。新しいやり方(高度な電子化、先進的な運営システム等)に対して柔軟性が欲しい。
- ・公益法人の公益活動増進を進めたいのか、法に基づく管理をしたいのかにおいて、後者の視点での指摘や指導が強い面があり、公益活動の増進にあたって手間暇を考えて消極的になってしまうので、本来の趣旨の法人自治の尊重・自己責任経営を促す対応をしていただきたい。

〈担当官の人事異動等関連〉

- ・行き過ぎた介入などは全くなく、法人自治が尊重されていると感じるが、質問や相談に行政庁の担当者がすぐになってしまうので、知識も浅く、深い相談ができない。
- ・担当官の交代は異動前に知らせてほしい

(20)「表 77 ガバナンス・コードを採用した目的」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・会員への啓蒙

◆公益財団法人

- ・研究活動に際し科学研究費の応募に必要
- ・スポーツの価値を一層高めていくため

(21)「表 79 ガバナンス・コードを採用していない理由」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・一部整備しているが完全ではないため、「22」では将来的に整備したいを選びました
- ・現在検討中である。
- ・法律に基づき、国土交通大臣の指定を受けた団体であり、特別法を遵守することで組織の健全な運営を実現している。
- ・採用しても遵守されない
- ・本当に必要かどうかわからない
- ・理解不足
- ・法人の解散を現在検討している
- ・無し

◆公益財団法人

- ・人が少なく相互の信頼度が高いため現状では見送っているが、将来的に法人運営に関与する人が増えれば重要になると考えている。
- ・有識者会議が求めるガバナンスについては、公益法人として当然のこととして運営にあたっており、「採用している」とも言えるが、特に規定等の整備はしていない。今のところ喫緊の対応の必要性を感じないが、将来に備えて何らかの対応が要るかもしれない。
- ・現状、特定の「コード」にこそ依拠してはいないが、財団内の理事会・評議員会・監事の各機関がその役割をしっかりと果たせるよう環境整備してきており、自律的で効果的なガバナンスを効かせて公益事業を一層着実に推進できるよう、透明性ある財団運営に日々取り組んでいる。
- ・既に上場企業で数年間教育を受けてきた人材を採用している
- ・親会社からの出向職員で運営しているため、親会社の規定を準用。

- ・小規模組織のため、採用時期を検討中
- ・一般社団法人法第90条④項5号に定める「内部統制体制」(同法施行規則第14条、いわゆるガバナンスコードを内包)の採用は、同条⑤項及び第197条による準用により、大規模財団法人にのみ義務化されていると承知。
- ・所管官庁の指導に基づき対応したい。
- ・コンプライアンス規程で運営している
- ・ガバナンス・コードに対する知識を有していないから
- ・把握できていない
- ・検討に当たり情報収集が進んでいないため
- ・数年後に解散を予定しているため

(22)「表 81 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)」の「その他」の回答

◆公益財団法人

- ・コロナによって3期下回る予想であったが、行政補助金によって回避できた
- ・300万円を下回ったことは無し
- ・昨年度の公益認定の為、まだ経験がない

(23)「表 82 純資産規制による強制解散制度についての意見・要望等(財団のみ)」の「その他」の回答

◆公益財団法人

- ・今般のような感染症まん延による社会的問題により避けられない純資産減少も発生するので、一律な資産額減少のみによる解散制度ではなく、活動履歴・内容を勘案しての制度発動とすべき
- ・当法人は資産に土地があるので万が一のときは時価評価で乗り切るつもりだが、一般論として行政庁は事情を勘案してほしい。
- ・当該制度を撤廃すべきとは思わないが、収支相償を考えるとときに矛盾を感じる。
- ・本制度は継続されてよいと考える
- ・資金不足などで形骸化(ゾンビ化)している法人は淘汰すべき
- ・正味財産が300万円を下回ると言うことは活動自体が不可能となっているので強制解散は妥当だと考える
- ・特に問題ないと思う。
- ・このままでよい
- ・議論について興味はあります
- ・当会に関係が無いので意見なし
- ・特にありません。(12件)
- ・分からない

(24)「表 83 コロナ禍による事業の損失状況」の「その他」の回答

◆公益社団法人

〈事業への影響〉

- ・計画をしていても、事業実施が難しくなったことがあった。
- ・収入が多いにもかかわらず、コロナで実施できる事業が限られたり、途中で事業の実施を断念しなければならなかった。
- ・事業が実施出来なかった
- ・事業が一時できず、その後も縮小が続いた。財政的には影響なし。
- ・研修会等を中止せざるを得なかった。
- ・事業の中止、延期、縮小
- ・研修会等、公益事業の実施が困難となり代替措置に苦労した

- ・事業実施環境自体に影響
- ・医療関連の団体の為問い合わせや嫌がらせが激増した。
- ・活動自粛の影響により、むしろ今後の会員数減少に繋がることを危惧している
- ・会員の減少(就労減少や外出自粛により会員登録を控えた等)(3件)
- ・会員交流、セミナー開催、理事会運営に苦勞した
- ・オンラインでの活動ばかりになり人と人の繋がりが薄くなりました。
- ・会議開催の形態・回数の変更、会員の医療品不足に対する対応等
- ・研修会等の事業の中止、変更、WEBの活用等
- ・令和3～4年度にコロナ関連の委託業務が増加した。
- ・コロナ関係で行政からの委託が増え、業務量が増えた
- ・法人の性格から事業がかなり増加したが、何とか乗り切れている。
- ・専門分野であったため、社会貢献につながる事業を展開した。

〈財政・収支への影響〉

- ・委託事業により収支が余剰となった
- ・事業規模の縮小に伴い公益比率の低下(組織維持のための固定費は変わらずだったので)
- ・集会事業など人が集まることができずに事業費が減少 遊休財産保有制限を守るのに四苦八苦した。
- ・事業費が減少したため、減少傾向だった残高が増加して一時的にバランスがよくなった。
- ・寄附金収入、助成金支出に影響があった。
- ・事業収入でマイナス影響が発生
- ・会費収入の大幅な減少
- ・コロナ禍対策費の費用の増
- ・学術集会の開催方法変更で大きく支出が発生した。一方、委員会をZOOMなどオンライン開催としたため、旅費の支出は減少。

〈法人運営への影響〉

- ・マンパワー不足で病気になった時のセーフティーネットがない
- ・一部マイナス影響が発生
- ・「決議の省略」による会議を複数回余儀なくされた。
- ・職員の勤務体制などを大きく変えた
- ・事務手続きが一変した
- ・運営のDX化が進み(オンライン会議等)、効率化が進む。
- ・内閣府公益認定等委員会の担当者が在宅ワークとなり、一方的に連絡してくるがこちらからの質問に答えてくれない、折り返しTELもない事態があった

◆公益財団法人

〈事業への影響〉

- ・事業の1部ができなかった
- ・来館者の減少
- ・支援している団体、研究者の活動が滞り、終了まで猶予した。
- ・事業の実施方法の見直しを迫られた
- ・実施できる事業が減少した。オンラインによる代替事業とした。
- ・普及活動等のイベントをオンラインで開催するなど事業の幅が広がった。
- ・寮生の応募が落ち込んだ
- ・従来行っていた事業の実施に制約を受けた。
- ・受託事業が停まり、一部委託費の返還を行った
- ・業務負荷の増加(資源物や廃棄物を取り扱っており、その取扱量の増加のため)
- ・助成事業における助成先へのフォロー他、対面形式の自主事業等の実施困難、コロナ対策関係費用

増

- ・対人イベントを中心にオンラインへの変更を余儀なくされた。
- ・奨学交流行事が約3年間実施できなかった。
- ・国際研究集会や海外派遣等の応募が減少した。
- ・中止にせざるを得ない事業が多くあった。
- ・イベントや講習会等、対面での活動機会が減った。
- ・対面活動ができず、活発な会議運営、助成者とのコミュニケーションに難
- ・一部事業の中止
- ・一部事業の中止、対面での会議等の中止
- ・従前の事業内容からの大幅な見直しを迫られた。
- ・研究事業で所定の時期での実施が延期になり、決められた年度内での実施が大変だった。
- ・事業の推進に障害があったが経理面での障害は無かった。
- ・主要事業である贈賞事業を一時停止せざるを得なかった
- ・国による宿泊支援制度等によりマイナス影響を回避できた。
- ・会員の活動が停滞し、脱会者があった。
- ・行動制限のために十分な事業活動ができなかった。
- ・奨学生と対面で接する機会が失われた。一方、良い点として理事会及び評議員会をハイブリッド形式で運営するきっかけとなった。
- ・啓発事業の一部が実施できなかった。
- ・セミナーやコンサートの開催ができなかったことによる収益減少と理事会等の書面決議の事務手続きの負担の大幅増
- ・予定していた講演会等の行事が実施できなかった。
- ・助成先が、助成金の費消に苦労した。
- ・リモートが増えた
- ・対面規制により公益事業の講演会等が実施しにくかった。消毒薬等余分な支出が増えた。
- ・事業の中止、縮小や事業方法の変更の必要が生じた。
- ・講演会が対面ではなくリモート他になったため費用が増加した。
- ・事業活動が制限された
- ・事業活動が大きく制約された。
- ・利用者側の要望が未だにくる。(公演中止補償、閉館への理解不足)
- ・展覧会の実施が困難になり、1回実施できなかった。
- ・昨年は巣ごもり需要でむしろプラスでしたが、今年は物価高の影響で嗜好品である弊社商品には向かい風となっている。
- ・予定していた事業の中止や延期を余儀なくされた
- ・海外現地での事業活動に影響を及ぼした。
- ・事業が実施できなかった
- ・参加者に感染させない、職員が感染しないために労力が大きい
- ・財団奨学生の多くがアルバイト収入の減少により経済的困窮度が増した
- ・派遣事業など実施できない事業があった。継続性を欠くこととなり今後の発展が心配である。
- ・事業縮小した

〈財政・収支への影響〉

- ・コロナ関連事業により収入が増加したため、収支が大幅に余剰となる影響が発生
- ・事業収入は減少したもののコロナ関連の補助金により収支が余剰となった
- ・行政庁よりコロナ支援の事業受託により、例年よりも余剰が発生した
- ・有価証券の評価が下がったため、決算額がマイナスとなった
- ・寄付金や助成金等でのマイナス影響

- ・基本財産を取り崩し、運営費に振り替えた。
- ・コロナ対策のためこまごまとした費用が発生した。
- ・収入には大きな影響(減)があったが、行政からの補助等により大事に至らなかった。
- ・補助金により収入補填されたことで大きな問題とはならなかった
- ・事業収入、寄付金が減少し、赤字予算、赤字決算となった。どの程度をもって大幅減少、と言えるのか、また、コロナ禍のみが理由なのか、判断が難しいと考えます。
- ・配当収入減
- ・影響はあったが前年度の余剰金などで影響を最小限にとどめた

〈法人運営への影響〉

- ・理事会、評議員会等の運営開催に大きな困難、負担の発生
- ・対面での会議が困難。リモート環境にない人もいる。
- ・少人数のため、事務所不在が続いた
- ・理事会 評議員会 公益事業イベントの開催が延期、未開催
- ・当初、役員会のウェブ会議体制を整えるのが困難だった。
- ・理事会などがリモートになってしまった。
- ・運営面で会議や行事の対面での開催が難しくなったこと
- ・パート従業員のコロナ罹患による休業等の対応に非常に苦慮した
- ・事務体制・リモートワークなどの整備
- ・高度なオンライン化が進み今後も維持する予定。理事会、評議員会、懇親会等、対面の機会が大きく低減した。
- ・職員の負担が減った
- ・事業運営にオンライン(ZOOM)を取り入れた
- ・雇用調整助成金を活用できたことで雇用の維持ができた

(25)「表 86 今後法人組織として取り組みたい事項」の「その他」の回答

◆公益社団法人

- ・会員の増強
- ・優秀な人材の確保
- ・現状で手一杯
- ・わかりません

◆公益財団法人

- ・表彰制度などへの応募により事業の社会的な評価および認知度の向上
- ・助成援助資金の効果的な援助についての調査
- ・奨学生との SNS 等を活用したネットワーク構築
- ・財団の社会貢献の中長期的なインパクトの定量化、変化監視
- ・地域貢献
- ・当団体を構成する県内各地域団体の会員確保対策
- ・国・地方行政機関との連携
- ・職員の給与待遇の改善
- ・施設の老朽化への対応
- ・事業の縮小または財団の解散
- ・現状維持で手一杯である
- ・特に自ら取り組みたい項目等はない。
- ・特になし

(26)「表 89 ホームページで公開している情報」の「その他」の回答

◆公益社団法人

〈事業関連〉

- ・学術事業開催案内、法改正のお知らせ等
- ・事業内容や行事予定など
- ・支援事業等の情報並びに賛助会員企業の紹介
- ・事業に関する情報提供。定款、役員名簿、事業計画書、財務諸表の掲載について、現在検討中
- ・事業概要と利用の仕方
- ・セミナー、講座案内
- ・調査事業結果の掲載
- ・基礎情報、活動概要
- ・活動報告

〈法人運営関連〉

- ・組織図、会員名簿
- ・入会申込書(ダウンロード可)
- ・会員(接・整骨院)検索／行事予定／ボランティア活動報告／広報誌
- ・会員名簿、伊勢志摩観光振興プラン、旅行者アンケート
- ・会員募集等
- ・会員名簿、主な事業の紹介
- ・個人情報保護指針、役員の報酬等及び費用に関する規程
- ・個人情報取扱方針
- ・役員報酬規定
- ・定款、財務諸表等は公開する予定。
- ・ガバナンスコード他
- ・情報提供
- ・公益社団法人法人共同サイト
- ・該当するものはない。
- ・ホームページには UP していない
- ・ホームページはあるが、上記の情報は公開していない

◆公益財団法人

〈事業関連〉

- ・助成事業の助成先、金額など具体的内容
- ・助成事業のご案内等、同事業に係る事項
- ・助成公募の選考結果(助成者一覧)、選考委員名簿、設立経緯・設立趣意、密接公務員
- ・研究助成の募集
- ・公益事業(研究助成)の具体的な内容(助成先、金額など)
- ・研究助成受賞者
- ・助成対象の氏名、研究内容、助成理由
- ・助成・表彰の実績(リスト等)
- ・募集要項類
- ・奨学金制度について
- ・新庄市役所内に事務局を置かせて頂いているので、新庄市の HP に奨学生募集の案内を載せて頂いている
- ・過去の贈賞実績
- ・表彰者等の公表

- ・美術館の基本情報、展覧会内容
- ・美術館情報
- ・事業活動(奨学交流行事)のレポート
- ・移植医療の現状等
- ・事業内容や財団の沿革、所有する文化財など
- ・機関誌(年1回発行)により事業実績及び事業計画等を公表(HPにも掲載)
- ・広報誌
- ・公益事業の予告等
- ・お知らせ等(2件)
- ・事業内容の公開、募集要項等の公開、重要な規程等の公開他
- ・事業内容(7件)
- ・各種事業の紹介
- ・活動内容(2件)

〈法人運営関連〉

- ・法人の概要・方針、事業計画の一部、事業実績の一部、資料のダウンロード
- ・施設案内、イベント案内等
- ・ボランティア活動の様子や内部の写真等
- ・財産目録(2件)
- ・実績報告書
- ・組織形態、目的等
- ・役員及び評議員の報酬等に関する規程、評議員会・理事会議事録
- ・役員の報酬等の支給基準
- ・役員報酬規程(2件)
- ・情報公開規程、個人情報の保護に関する法律施行規定
- ・経営計画
- ・理事会、評議員会 議事要旨
- ・公益法人協会共同サイトで公開
- ・HP あるが上記の資料は掲載していない。会館内に提示。
- ・HP は作成しているが上記の公開はしていない(5件)
- ・自治体のホームページには何も情報は掲載していない。
- ・現在、ホームページ制作中
- ・今後公開検討
- ・特にありません。

(27)「表 91 公益法人協会に対する要望事項」の回答

◆公益社団法人

〈提言関連〉

- ・この種の調査を重ねて、随時、取りまとめた結果を当局に提出するなど、よりよい社会づくりに関わる公益法人の更なる発展に向けて、法人運営に資する法律や制度の創設やその改善につなげてほしい。
- ・関係個所へ、公益法人としての事務、税務処理等の簡素化を意見して欲しい。
- ・公益財団法人法人の在り方、当局の政策など広い視点から常に検討、フォロー頂いており、非常に有難いと思っております。
- ・実際に法人を運営する立場を代弁しながら、法人のあるべき姿を追求して欲しい。
- ・地方の小さな法人も公益制度の同じ縛りの中で、非常に大きな負担を感じているので、緩和されるよう頑張っていたきたい。”
- ・内部留保ができるような制度改定

〈相談・セミナー・研修関連〉

- ・DX セミナーの開催
- ・いつもセミナーなどでお世話になっています。今後ともよろしくお願ひします。
- ・いつも会計研修会等でお世話になっております。他の研修に関しても受講したい内容のものが有るのですが、当方、非会員で参加負担金がお高いので、いつも見合わせております。
- ・セミナーの参加費が高すぎる
- ・わかりにくい事が多いので無料相談は大変助かります。相談員に一部横柄な勘違いの方がいらっしゃいますが、無料だからと言ってその様な態度では、せつかくの評判を落とす事になるのでは？
- ・公益活動として、会員でなくても無料でさまざまな質問に回答いただきたい
- ・研修等の受講料が高すぎです。また、会計制度等のことより各法人の組織拡大についての取組をもっと伝えてください。会員組織の法人なので、その仕組みとかを伝えてもらわないと興味がおきません。以前から何ら進化してないように見えます。
- ・ホームページ作成やメール相談でお世話になっております。今後ともよろしくお願ひいたします。
- ・各種セミナーや相談会等における事例などを紹介していただきたい。
- ・小規模団体のため研修会の機会を設けていただいていることに感謝します
- ・いつもお世話になっております。ありがとうございます。
- ・今後ともご指導よろしくお願ひいたします。
- ・適宜ご指導を賜りたい。

〈情報提供関連〉

- ・理事会開催時や定期報告時期などの業務がある時期を除き、目の前の業務に忙殺され、なかなか公益制度に意識が向かないので、色々な情報提供を続けて頂ければと思います。
- ・いつも参考になる様々な情報をありがとうございます。
- ・今後とも有用な情報をお願ひいたします。
- ・今後も新しい情報を解り易く各拠点に届けて欲しい。

〈その他〉

- ・いつも大変助かっております。ありがとうございます。
- ・応援しています。
- ・いつもありがとうございます。
- ・公益法人協会は、必要な機関とは思わない。運営に税金が使われているのであれば即、解散すべきである。日本国内にこのような機関が多すぎる。
- ・このアンケートの回答内容を保存出来るようにしてほしい。
- ・制度改善のためのアンケート調査ご苦勞様です。
- ・アンケート設問が多すぎる。法人の形態の設問については、「選択肢なし」です。
- ・このアンケート自体が負担になっています。必須項目を減らすなど、5分程度で回答できるよう見直しを望みます。
- ・小規模団体で法人運営、事務だけで手いっぱいです。本アンケート調査のようなものが負担です。
- ・特にありません。

◆公益財団法人

〈提言関連〉

- ・欧米制度の調査報告書を拝見させていただき、改めて日本の行き過ぎた規制要件の実態を実感しました。日本の制度、規制要件は極端に厳しく、複雑怪奇で、少しでも単純明快な欧米制度に近づけるよう政策提言をお願いします。
- ・今度の法改正では、公益事業のみを実施している先についても貸借対照表の「事業会計」と「法人会計」の内訳分離が義務化されると承知している。少人数で運営されている実態と、「柔軟・迅速で効果的な公益的活動を促進する」との今次改正の趣旨を踏まえ、貸借対照表の内訳分離にあたっては、以下の

ような簡便策の導入を強く期待しており、貴協会におかれても行政庁との交渉等でご配慮願いたい。

i. 公益事業に用いられている資産は原則「公益事業」側の貸借対照表に計上することとし、そこから無理に「法人会計分」を分離算出するような技術的計算は要求しない。

ii. 「法人会計」側の貸借対照表に計上する資産・負債は、例えば役員退職給付引当金など、既往の貸借対照表から容易に抜き出すことが可能であり、かつ「法人会計」に属することが明らかなものにとどめる。

iii. 官庁への定期報告書面(別表 C(2)など)もこれと平仄をあわせて簡便化する。特に、解散時の残余財産計算(別表 H)は、上記のような簡便な算出に基づく貸借対照表の「公益事業」側の残余財産見合いとし、現在のような複雑な計算は廃止する。

- ・マニュアル、及び事業報告用エクセル入力用のファイル名また、多くのシート名に混乱し、直感的に分からない作りになっていて難解すぎる。書類内の構造も難解である。分かりやすい内容であれば双方の事務作業の大幅軽減につながると思います。
- ・現在も十分行っているが個々の公益法人の声を基に行政庁への提言・進言をおねがいしたい。
- ・有識者会議等で、公益法人の実態に即していない提案がされることがあれば、阻止してください。
- ・制度改善に向けた政策提言、ご苦勞様です。
- ・制度関連の情報提供や関係機関への要望
- ・制度的なところでいろいろとご対応いただきありがとうございます。引き続きよろしくお願ひ致します。
- ・今回の様に意見をまとめて政府に陳情していただけるのは非常に心強いです。頑張ってください。
- ・公益法人の改善要望等を取りまとめ、内閣府へ引き続き働きかけいただきたい。
- ・公益法人の活動についての情報提供、改革に向けての政策提言などにご尽力いただきありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。
- ・公益法人の声を集約し、行政への働きかけの強化を願ひます。
- ・行政庁への各財団の意見・要望の取りまとめによる提言を今後も一層お願ひしたい
- ・いつも公益法人のために政策提言を行って下さり感謝申し上げます。
- ・いつも公益法人運営環境の改善にご尽力いただきありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

〈相談・セミナー・研修関連〉

- ・個別相談会開催
- ・公益法人制度について電話で相談できるので大変ありがたい。
- ・電話相談で何回かお世話になりありがとうございます。
- ・電話相談など活用させていただいています。今後ともよろしくお願ひします。
- ・今まで通り、各財団の特徴を理解していただいた相談対応をお願ひ致します。
- ・問合せの際の対応を丁寧にしていただけると有難く存じます。
- ・名前は出さないが、担当者によっては、大変横柄な口の利き方をする。こちらは会費を払っている顧客、丁寧に親切な対応をするよう至急改善されたい。
- ・質問をしても行政と同じ回答しか得られないのでは入会の価値がない。もっと、法人ごとの状況を把握し、具体的な対策をアドバイスしてもらいたい。
- ・自宅からの対応時は時間がかかっている、早急に対応してほしい。コロナが収まりかけているのに、まだ、リモート対応するのでしょうか？
- ・相談受付時間が短い。少なくとも会員の業務時間内は対応されたい。”
- ・質問事項に真摯に回答願ひたい。そんなことも知らないで事務をやっているのかと馬鹿にされる、分からないから質問しているのです。
- ・色々相談的的確な回答アドバイスを頂き支援していただいている。
- ・これからも懇篤なご指導をいただけますと幸いです。
- ・日ごろから財団運営上の様々な疑問に的確なアドバイスを頂戴し、ありがとうございます。

- ・日頃のご指導を賜り有難うございます。今後ともよろしく願いいたします。
- ・いつも丁寧にアドバイスをいただきありがとうございます。
- ・セミナーは役に立っているものも多いが、やや表層的なものもある。また、セミナーの聴講料は公益性の観点からもっと少し引き下げてほしい。相談機能をもっと充実してほしい。
- ・いつもありがとうございます。定期的に、どんな講座を開いて欲しいか、要望を取るようにして、随時時宜に適した講座を開いていただけたらと思います。
- ・セミナーのオンライン開催を増やしてほしい。
- ・公益法人セミナーの無料開催を増やしてほしい
- ・無料で利用できるサービスの充実をお願いします。
- ・ガバナンスや上記 28 に該当する事項の講習会等の実施を希望します
- ・運営にかかわる法・制度、会計基準を理解するためのセミナー等や、変更・改変に対するタイムリーな情報提供を今後より一層お願いしたい。
- ・資金運用に関する具体的な相談サービス(常置)の提供(できれば無料)
- ・「内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書」についての解説セミナーを開いてほしい
- ・公益法人会計は難しいので、会計セミナーをたくさん開催して欲しい

〈情報提供関連〉

- ・公益法人協会様の海外調査などの報告書を拝見させていただき、とても勉強になりました。
- ・ホームページ上に「実務に関する QA&A」を掲載してほしい。
- ・公益財団法人法人の中でも、指定管理料が主な財源となる公益法人の情報を得る機会を創出してほしい。
- ・今後とも公益法人の運営に関する情報等の提供をお願いしたいです。他の会員の方々と情報交換できる機会があれば良いと思います。
- ・今後とも、多方面の視点による、公益事業活動への情報提供を続けていただきますようお願いいたします。
- ・的確な情報の提供をありがとうございます。状況、情勢の把握に大変助かっております。
- ・これからも、事業運営に係る有益な情報提供を期待しております。
- ・引き続き、公益法人関係の情報を提供ください。
- ・これまで通り情報の定期的発信をお願いいたします
- ・様々な情報提供ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。(5件)

〈その他〉

- ・アンケート調査の報告書は大変参考になります。引き続きよろしくお願いいたします。
- ・このアンケートはかなり難しく感じました。もう少し説明があると助かります。法人の形態、別表 H 等。
- ・当財団は常勤職員不在で、アルバイト職員が週数度出勤するだけです。従ってアンケート質問内容も十分理解できず、回答も不十分となっていますので、申し訳ありませんがお願いします。
- ・他のアンケート報告書をホームページで探したのですが、その報告書にたどり着くまでに苦労しました。わかりにくかったです。
- ・過去のアンケート報告書はホームページで公開されているようですが、見当たりません。
- ・今後ともよろしくお願いいたします。(2 件)
- ・大変お世話になっており、有難い存在です。(4件)
- ・年会費の減額を検討して欲しい
- ・会費の減額
- ・機関紙での、Q&A の記事をより一層充実していただければと思います。

2. 記述回答[一般法人編]

(1)「表 96 2022 年度の主な収益」の「その他」の回答

◆一般社団法人

〈寄付金、助成金、補助金、給付金、協賛金関連〉

- ・寄付金収入
- ・上部団体からの助成金(2件)
- ・福利厚生制度に係る助成金
- ・上部団体より受領する補助金
- ・(公財)〇〇協会からの補助金
- ・会員からの負担金
- ・企業からの協賛金

〈収益事業関連〉

- ・資格制度等
- ・資格関連収入, 集会参加費収入
- ・段級位審査料
- ・官公庁受託事業
- ・実費弁償事業部門からの収益
- ・保有不動産からの賃貸収入
- ・事務所賃貸料
- ・賃貸収益
- ・研修受講料
- ・セミナー開催
- ・教育事業の実施による収益
- ・図書の販売、斡旋収入
- ・論文掲載料金収入、講演会開催収支

〈その他〉

- ・団体併合時からの財産取り崩し

◆一般財団法人

〈寄付金、助成金、補助金、負担金等〉

- ・団体からの負担金

〈収益事業関連〉

- ・入場料 施設使用料
- ・補助金の執行事務
- ・貸会場、宿泊、貸事務所
- ・研修受講負担金

〈配当・利息関連〉

- ・基本財産である株式の配当金
- ・特定資産の受取利息

〈その他〉

- ・流動性自己資金

(2)「表 100 一般法人を選択して良かった理由」の「その他」の回答

◆一般社団法人

〈社会的信用〉

- ・法人として各種契約、申請ができるようになったこと。
- ・法人名義で口座開設が可能
- ・国庫補助が可能になった
- ・事業が継続できる
- ・官民の連携を支援できる
- ・日本財団の助成が受けられた点
- ・運営上の変化はないが社会的信用の確保、適正・公正な法人運営に係る役職員の意識醸成・高揚及び適正・公正な法人運営による法人基盤の強化。
- ・個人に比べて信用される
- ・社会的信用が任意団体の時より増す
- ・法人としての認識とともに信用を得られる
- ・一定の社会的な信用がある
- ・社会的な信用が得られる

〈その他〉

- ・移行法人として指導を受けている段階のためわからない
- ・23年前の団体併合以降、市場縮小の影響もあり新公益法人改革では解散せず一般社団法人にしか選択肢はなく良くも悪くもない。
- ・移行後期間経過しており不明
- ・平成3年に社団法人になったため良かった点を回答できない
- ・コメントは無し
- ・わかりません

◆一般財団法人

〈その他〉

- ・一般法人に移行した時の担当者がもういないのでよくわからない

(3)「表 102 一般法人になって苦労している点」の「その他」の回答

◆一般社団法人

〈制度面の課題〉

- ・みなし寄付制度が認められていない点
- ・出資金の評価額が基本財産額となっていること
- ・法人の当期経常収支が赤字であっても、一部の出版事業が黒字となった場合収益事業とみなされ課税対象となる

〈運営面の課題〉

- ・経常赤字を解消するべく理事会で協議中(隔たりは埋まらず)
- ・事務担当社員が高齢化、パソコン操作が苦手⇒事務作業が滞る。
- ・公的な減免措置が継続して受けられるか不安定

〈その他〉

- ・移行法人として指導を受けている段階のためわからない
- ・着任後の日が浅いため特段のコメントは無し
- ・わかりません

◆一般財団法人

〈制度面の課題〉

- ・固定資産課税
- ・公益目的支出が続くと、遠くない将来法人運営が行き詰まる
- ・公益法人会計基準による厳格な運用
- ・「補助金・助成金・指定管理が受けにくい」にも通じますが、多くの非営利法人向けのサービス(NPOに無料で有料サービスが提供されるもの)は、一般財団法人が対象となっていないため、NPO法人同様のサポートを受けることができると思う事があります。

〈運用面の課題〉

- ・収益事業に頼らざるを得ないこと
- ・一部の影響ある者の恣意的な運営になることを懸念している。
- ・慢性的な赤字が続いている

(4)「表 106 運営上苦勞している点、困っている点」の回答

◆一般社団法人

〈移行法人関連〉

- ・公益目的財産額の大半が土地建物であり、事業遂行のための流動資産とのバランスが悪い。これは、公益的事業の元手としている基金運用益等に課税されるため手取り額が減少していることにも起因する。また他からの寄付金が受けにくい。支出計画(継続事業)の管理が煩雑であることや、公益目的財産額の実施計画が事業遂行上、負担(社会情勢に影響されやすく計画どおりの費消が困難)である。非営利徹底法人に限定されても構わないが、税金の負担軽減や寄付金控除の措置をお願いしたい。
- ・公益目的支出計画と実績に差異が生じてしまう。
- ・当初の公益目的支出計画どおりに進むはずもなく、変更等の手続きが非常に面倒
- ・継続事業の毎年の償還額が少なく、公益目的支出計画書の提出期間が長い。
- ・公益目的支出計画の延長を検討している
- ・公益目的支出計画どおりにいかず、完了年が伸びそうであること。
- ・公益目的支出計画が完了するまで年数がある。単年度で複数年分の計画実施を行ってみたい。
- ・定期提出書類(事業報告書)について相談する相手がない。自分で調べ乍ら作成している。内容について作成の仕方が良いのかさえも確たる自信がないまま提出している。すべてにおいて行政の提出書類は煩雑なうえ、不親切な内容であると思う
- ・今後、財産処分等の必要性が生じた場合の計画変更及び認可手続きについて知りたい。
- ・変更認可申請を検討、今後準備を進める予定で、申請書類作成の方法を勉強中です。
- ・公益事業は赤字、収益事業は黒字。収益事業の黒字で公益事業の赤字を補填しているため、全課税の方が法人税が抑えられる状況となっている。
- ・収支を均衡させるための事業獲得が難しい事及び会員のボランティアによる活動のため事業基盤固めが難しい点
- ・公益事業を補填するための収益事業のため、課税でなくても良い。
- ・提出先が内閣府であるが、一定程度の内容を維持しているため、特に厳しい指摘はない。
- ・監督官庁への報告

〈税制関連〉

- ・非営利型法人だが財務事情により公益目的事業費率の達成が難しく、公益移行を断念した当法人としては、寄付金控除の優遇措置がないことが公益的事業の収益悪化に間接的な影響を及ぼしていると感じている。
- ・非営利事業だが、収益事業の課税負担と寄付金控除の優遇処置かないこと。
- ・寄付金控除の適用が欲しいところ。
- ・寄付金募集に対し、寄付者のメリットの訴求点が不足

- ・運営を安定させるためにはある程度の繰越金も必要となり、人件費なども十分ではない中で、なんとか繰越金をねん出しているが、委託事業が収益事業となるので、繰り越すためには税金も払うというのが何とも悩ましい。寄附を呼び掛けるときに、寄付金控除について案内できないのがもどかしい。
- ・株式会社と全く同じで、収益事業への税制優遇が無いため、税金の負担が非常に大きい。
- ・同業の退職金資金給付事業をされている中退共は非課税なのに対し、当会は交付資金の為の運用利息にも所得税が課せられる。
- ・退職年金資産を売却した際、実現益に所得税が課税される。その分、資産が減少する。
- ・法人の当期経常収支が赤字であっても、一部の出版事業が黒字となった場合収益事業とみなされ課税対象となる
- ・法人税申告および経理処理
- ・固定資産税の減免
- ・収益事業を行っていない非営利徹底法人です。設立以来、毎年7万円の住民税を収めています。今年10周年目を迎えましたが、コロナ期は一時休業しましたが合計70万円に近い数字です。納税のメリットもなく、解散を考えることもあります。せめて住民税均等割の非課税が実現されると、今後も安心して活動ができます。何とぞ、ご尽力をお願い申し上げます。

〈社員・会員・ガバナンス関連〉

- ・正会員が個人会員のため、過半数の出席(委任状)を求めるのに労力がかかる
- ・適正な機関運営として選挙権など公平性を求めるが、学会の特化性を考慮してほしい。
- ・会員数の増加に伴い、総会会場や開催費用の確保
- ・同一資格法人だが職能意識の低下により組織の維持が困難となってきた。
- ・会員の減少で組織の維持が難しくなっている
- ・会員加入のメリット減少
- ・所管官庁がある公益法人と比較して加盟のメリットが薄く会員数が減少傾向にあり、運営が厳しい。人件費を節約せざるを得ず、盛年・壮年層を雇用することが難しい。
- ・理事を受けてくれる会員がいない
- ・理事会での理事本人の過半数出席要件
- ・一般社団でも公益でも運営にルールが定められており、それが細かすぎると感じる

〈資金関連〉

- ・国からの受託事業の受注額に変動が大きく予算が組みにくい
- ・国際会議の開催資金が調達できず開催を断念した
- ・資金調達が難しい。
- ・ある程度公的な事業もあり、補助金、助成金がスムーズに申請したいが適正な該当事業が少ない。もつと認知できないか。
- ・コロナ支援関連の事業復活支援金の申請の際、一般法人向けの申請選択肢がない、減免が認められた収益事業がない法人のために確定申告がない、ことを理由に申請が受け付けられなかった。
- ・協会の規模は小さいが会員には大企業が多く、補助金・助成金を受ける要件に合わない。
- ・存続を協議しているが、大手と中小間の乖離は激しく容易には埋まらず最悪の事態も視野にある。この10年できる限りの効率化・費用削減をしてきたが、事務局給与削減まで出るようでは将来は？

〈相談相手〉

- ・新たな事業を展開する時の相談相手を探すのが難しい。
- ・少人数で運営しているため、わからないことの相談ができない。常に例年通りの運営になってしまう。
- ・法人の自治に任されている事項が多いため、細かい点で運営方法に迷うことが多々ある。問題が発生した際には貴協会や法的な点については顧問弁護士に相談して都度解決しているが、運営マニュアルのようなものが用意されると大変助かる。
- ・少ないリソースで事務局業務を行っているが、任意団体の時と比べて、法律に則った運用が求められる点に対し、リソース不足もあり、対応に追われる面が増えた。中には専門家でないといけないようなこと

もあり、都度悩みながら対応している。

- ・通常時の会計処理担当が専門職でないことから、常に会計事務所との確認が必要
- ・会計、税務関連等の専門知識が必要な場合、判断が難しいことがある。
- ・会計士・税理士・社労士を設置できていない

〈人材関連〉

- ・事務担当者が高齢なので若い人材が欲しい。
- ・マンパワー不足で対応に苦慮
- ・現在の運営方法が適正かどうかの判断が出来るものがない

〈その他〉

- ・特に無し(3件)

◆一般財団法人

〈移行法人関連〉

- ・公益目的財産額が当初予定に達せず、減少がゆっくりであり延長申請を予定してる
- ・環境の変化(人材不足)などで事業を変更したいが移行時の事業を変更が認められにくい。
- ・公益事業に専念できるだけの財政基盤がない。
- ・コロナ感染拡大等により数年間にわたり、事業が中止縮小しており、公益目的支出計画通りに遂行できていない。
- ・近年コロナウイルスで事業が進まず、元の状態に事業運営することが厳しい状況
- ・公益目的支出で赤字を作り出して行くと、建物、設備投資などに必要なまとまった資金が資金が残らず、衰退して行くのみでやがて法人の解散しか選択肢が無くなる。
- ・公益目的支出計画が長期間にわたるため。
- ・公益目的支出計画の変更認可申請を行う場合、監督する行政庁の審査、委員会における審議に時間がかかる。
- ・公益事業に係る費用を損金算入できない。
- ・公益目的事業が社会情勢等において遂行が難しい時の運営のあり方や、遊休財産ができてしまった時の税務署対応が非常に難しい。寄付により新たに金融資産が増えた場合、遊休財産が認められず運営が厳しい。
- ・公益目的支出計画の実施に伴い、計画が完了するまでは黒字にできないため収入を増やしたくても制限されてしまう。
- ・実施報告書を内閣府にオンライン提出した後に、担当官から継続事業とは無関係の収益事業の詳細についての問合せ及び回答要請が多く、非常に煩雑である。

〈税制関連〉

- ・一般財団でも公益に資する活動をしている。寄付金控除の優遇措置を検討してほしい。
- ・寄付者への税に関する優遇措置がないため、寄付を受けることが難しい。
- ・寄付者への寄付金控除の優遇措置を考え、公益認定申請中です。
- ・非営利徹底法人であるにも関わらず、一律の金融所得課税の不合理性
- ・低金利の上に源泉されるのは厳しい。
- ・現在免税事業者だがインボイス制度の登録事業者になるべきか判断で難しい。
- ・固定資産税の負担
- ・特例民法法人と比べての負担増であり、経営上、深刻な苦勞、困っている状況ではない。
- ・公益法人と比較して税負担が大きい
- ・税務負担が大きい

〈ガバナンス関連〉

- ・評議員会の2/3以上の決議を要する規定から「定款の変更」は除外してほしい。比較的軽微な事項の変更も大変である。

〈資金関連〉

- ・各種補助金等の対象欄に一財の記載がないことが多く都度確認を要する点。
- ・コロナや改修による減価償却費の積み増し計上により、正味財産が2年連続して300万を割り込むこととなり、元々収益事業のみであり一財のメリットがないため解散した。
- ・委託料が少ない
- ・事業に関係する省庁(かつて監督官庁)の中心的施策が時代とともに移ろったことによって、監督官庁からの指示で始めた赤字事業の始末に困っている。
- ・金利低下の中、事業運営資産の維持確保が非常に厳しい。

〈相談相手〉

- ・就業規程等において県の基準に準拠している規定等も多く、県の改正情報などが把握しにくい。

〈その他〉

- ・公益法人を目指したいが、体力がない我々にとってはハードルが高い。体力がない我々でも公益法人として運営できるような制度に改めていただけると嬉しいです。

(5)「表 107 再度選択する場合の法人類型」の「その他」の回答

◆一般社団法人

- ・現時点で知る限り一般社団法人となる
- ・やはり一般法人と思うが、上記の法人の違いが分からないので選べない
- ・任意団体
- ・新たな法人形態(新しい資本主義の「社会的企業」等)(2件)
- ・株式会社
- ・現状では選べない。世の中の動きにより、その時に決めたい。
- ・未確定(決めていない)
- ・全国との連合を構築しているため、単体会単独で判断できない
- ・個人で回答できる内容でないため
- ・わかりません
- ・不明

◆一般財団法人

- ・一般法人が事業運営はやりやすいものの、規律の維持の観点からは公益法人が望ましいとも感じる。
- ・新たな法人形態(新しい資本主義の「社会的企業」等)(2件)
- ・協議会等の任意団体
- ・法人格を得られるような活動困難
- ・検討しなければわからない
- ・わからない

(6)「表 112 公益法人への移行を望まない理由」の「その他」の回答

◆一般社団法人

- ・会員相互の親睦・交流を目的の団体であり公益法人のメリットはない
- ・課税以外は一般社団法人で支障を感じない。
- ・現状のままで運営できているため
- ・特に必要でないため
- ・運営に必要な作業に対応できる事務局スタッフが不足しているため。
- ・大変そう
- ・規模が小さくそぐわない。
- ・会員に対し、会費の徴収をしなければいけない

- ・公益法人の制度を熟知していないため回答不可
- ・年金資産への課税から逃れられる。

◆一般財団法人

- ・公益法人を維持できるだけの財政基盤がないため
- ・公益法人でいる理由がない。
- ・公益法人になる必要性(寄付)を感じない。
- ・おもな収入が収益事業のため
- ・会員の福祉事業が大きいため
- ・公益目的事業が事業全体のごく一部であるため
- ・今後、法人の維持存続が危惧されるため。
- ・現時点でどの法人を選択するかわからないため答えられない

(7)「表 115 寄附金を募集していない理由」の「その他」の回答

◆一般社団法人

- ・寄附金控除が適用されないため(6件)
- ・およそ寄付が期待できる事業を行っていない
- ・業界団体としての運営のため
- ・団体の方針に沿わない
- ・産業振興の観点から特定寄付者に偏る運営方針を取らないため
- ・寄附金を募集する理由がない(2件)
- ・募集をしてもなかなか集まらなかった経緯がある。
- ・寄付金が集まるとは思えないため。(4件)
- ・正式には寄付金ではなく、各会員による会費が収入
- ・賛助会員収入や特別会員収入を増やす努力を行っている
- ・会費で運営(2件)
- ・会のなかでさえ将来性を云々されており対象外かと。
- ・事務作業を担当できるスタッフがいない
- ・寄付金を募集する明文がない。
- ・特に理由はない(2件)
- ・特になし
- ・不明

◆一般財団法人

- ・寄付者への寄付金控除の優遇措置がないこと。
- ・設立時は寄付で法人ができているが、運営は事業収入で行っていく
- ・弊財団が助成金や寄附金をだしている財団なので
- ・寄付を募集する性質を持つ団体ではない
- ・寄付に頼れるだけの背景がない。
- ・収益事業のみのため、募る理由がなかった。
- ・寄付いただいた先に負担がかかるので、募集をやめている。
- ・会費収入の範囲内で運営できている
- ・会費、補助金収入で間に合っているため
- ・賛助会員として会費収入を得ているため
- ・会員に寄附募ったが、否定的であった。
- ・理事や評議員の中に寄附という概念に抵抗を持つ人がいた。

- ・積極的に広報していないため
- ・今後必要に応じて募集する可能性あり

(8)「表 117 寄附利用をさらに促進する上で期待する項目」の「その他」の回答

◆一般社団法人

- ・相続財産の話が合っても、寄附控除がないため取り止めになることが多い。
- ・学術集会時

◆一般財団法人

- ・控除対象にならないのが寄付者に対して申し訳ない
- ・特になし

(9)「表 118 一般法人をめぐる税制で希望する事項」の回答

◆一般社団法人

〈法人税関連〉

- ・非営利徹底法人や公益法人に寄付税制を適用していただくと寄付を募集しやすくなる
- ・法人税などの免税及び寄附金控除の優遇
- ・非営利徹底法人であるので、寄附税制の適用が欲しいところです。
- ・寄付税制
- ・税法で定める収益事業を行っていないので、特になし
- ・非営利目的の基金などに積み立てる場合には非課税措置とするなど
- ・法人税の課税方法を、収益事業のみか全事業課税かを選択できる選択制にしていきたい。

〈消費税関連〉

- ・インボイス制度の見直し。
- ・会費が不課税のため仕入税額控除の制限があり、消費税額の負担が重い。経団連のように会費に消費税を適用できるようになると有難い

〈地方税関連〉

- ・非営利徹底法人の住民税非課税の実現を希望します。
- ・市民税を無税扱いにしてほしい。

〈その他〉

- ・特になし(6件)

◆一般財団法人

〈法人税関連関連〉

- ・収益事業から公益事業への繰り入れは「みなし寄付金」として扱うこと。
- ・用途を明確に限定した公益事業への寄付金は優遇措置を認めること。
- ・寄附金税制
- ・非営利徹底法人の収益事業に係る法人税の軽減税率
- ・取り急ぎ、特例民法法人時の税率を希望します。

〈利子所得税関連〉

- ・預金利子の非課税

〈その他〉

- ・特になし(3件)

(10)「表 119 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)」の「その他」の回答

◆一般財団法人

- ・公益目的支出計画終了に伴い 300 万円を下回る見込み
- ・近い将来、下回る見込み
- ・2 年連続で下回ってしまうところだったので土地の評価替えをした。
- ・国からの給付金収入を得て、債務超過を回避できた
- ・該当なし

(11)「表 120 強制解散制度についてのご意見、ご要望」の「その他」の回答

◆一般財団法人

- ・考えたこともありません。
- ・特になし(8件)

(12)「表 121 コロナ禍による影響の損失状況」の「その他」の回答

◆一般社団法人

〈事業への影響〉

- ・事業の増大、コロナ対策事業の実施(2件)
- ・事業の中止・延期、規模縮小により事業活動に支障が生じた
- ・イベント開催に支障が生じたが、一方ではネット活用が前進した。
- ・開催できない事業が多々あった(2件)
- ・対面による事業運営が中心だったので、感染症対策が取りづらかった
- ・行事の縮小または中止
- ・学術集会、会議等の開催に影響があった。
- ・一部マイナス影響が発生
- ・外国との人的交流に関わる活動のため、活動そのものが大きく制約された。
- ・オンライン設備の導入、推進
- ・事業活動を自粛。本来実施すべき事業が展開できなかった
- ・予定事業の大幅な変更が発生
- ・活動が減った
- ・会員同士の交流の希望を叶えるのが難しかった
- ・会員による事業活動が大幅に制限された。(大会や各種行事、サークル活動等)
- ・会員数の減
- ・会員の退会(2件)
- ・会員の減少
- ・活動が滞ったため会員から不満の声が多かった。

〈財政・収支への影響〉

- ・会費の徴収を1年中止した
- ・会費を収入源としているため、活動が減った分会費を減額するようにとの意見が多かった。結局値下げはしなかった。
- ・大幅な収入減
- ・当法人は困窮者支援を行っているのでコロナ禍での困窮が大きな問題となることで、一般の方からの寄付、助成財団等からの助成、行政からの委託が増えた。
- ・コロナ対策で収入減、支出増となった。
- ・収支の面では影響はない
- ・コロナ禍以前・以後で損益に大きな差は生じなかったが、事業が停滞した。
- ・出張経費抑制、コロナ対策費用増 経費収支としては影響なし。

- ・支出費用(主に旅費)が減少
- ・リモート会議の増加により旅費交通費が抑えられ、そのぶん事業費を増やすことができた
- ・従業員への支払いもままならない状況が発生した。
- ・デジタル化の費用やランニングコストが増大した。
- ・費用増加により収支が悪化
- ・コロナ禍でイベントが実施できなかったため、予算未消化の状態。
- ・赤字が少しだけ削減された。
- ・使用人の在宅勤務対応のためノートPC等の投資が必要となった。Web会議により会議回数が増加し、使用人の労働時間が増加した。

〈法人運営への影響〉

- ・ワクチン接種の体制整備など業務が大幅に拡大した
- ・法人存続の将来
- ・コロナに係わる業務が増え、多忙となった
- ・業務の煩雑

◆一般財団法人

〈事業への影響〉

- ・図書館事業において開館できず利用者を迎えられない時期があった。
- ・博物館の入館者数が激減し、事業活動が縮小した
- ・コロナ感染拡大を防止するため、セミナーの募集をやめた。
- ・来館者等の減少に伴う影響
- ・感染防止対策として実施予定事業の中止、変更
- ・事業の中止・規模縮小・内容変更等を余儀なくされ事業活動は停滞。一方、感染防止対策等の実施に手間や経費を要した。

〈財政・収支への影響〉

- ・コロナ禍で別の委託事業が発生し、マイナスにはならなかった
- ・コロナ対策費の支出が増えた
- ・支出が減少したことから、財産の取崩しが減少した。

〈法人運営への影響〉

- ・人員確保のため事業所間応援等で対応した。

(13)「表 124 法人組織として取り組みたい事項」の「その他」の回答

◆一般社団法人

- ・新規会員の勧誘(2件)
- ・業界への入職の働きかけ
- ・工業会、及び光学団体との併合など
- ・課税団体から逃れる取組み
- ・活動が停滞している部門の活性化
- ・担い手の確保
- ・担い手の世代交代に向けた取組
- ・既に実施している項目もあるが、それ以外は予定がない。
- ・現状維持
- ・設立後間もなく、全般的な経営基盤の構築に取り組み中

◆一般財団法人

- ・他の法人組織(営利・非営利にかかわらず)、多くの研究者との連携、ガバナンスの強化

- ・過年度採択者の研究支援(企業や異分野との接点機会の創出)
- ・事業の質的向上
- ・効率的な資産運用
- ・ SNS の活用
- ・現時点ではない

(14)「表 125 ホームページで公開している情報」の「その他」の回答

◆一般社団法人

〈事業関連〉

- ・保護者教職員対象の行事等
- ・受託事業、会員の主要事業等
- ・イベント情報、資格情報、研修講座及び検定試験情報
- ・セミナー等、イベント開催情報
- ・学術的なこと、事業の案内
- ・地域の方へ医療機関の情報等を公開している
- ・会員向け医療情報、一般向け感染対策等の情報発信
- ・医療機関情報(2件)
- ・安全運転管理者に関する情報の発信
- ・業界や取扱品の PR
- ・活動に関するニュース
- ・当団体が行っている各種事業
- ・各種事業案内、情報提供等
- ・団体の行う行事、講習会、試験等の情報
- ・貸会議利用案内
- ・事業活動情報(2件)
- ・事業内容
- ・写真等での施設や事業紹介にとどまる
- ・住宅建築時の県産材利用支援事業等の概要
- ・会報・IT 企業実態調査報告書
- ・法改正等に関する情報・各種講習会
- ・観光案内
- ・行事予定・報告、研修会開催案内
- ・具体的事業の紹介、会員の教育
- ・医療機関検索等
- ・事業内容、研究所概要
- ・事業内容
- ・会報(年2回)
- ・協会概要というコンテンツにて、概略を掲載している
- ・事業内容などの最低限のものしか掲載できていない
- ・所在地等 部署別(内容は異なる)
- ・対応可能な会員企業名簿、新着トピックス、協会概要等
- ・法人会員一覧、パンフレットなど
- ・会員名簿
- ・会員医療機関情報(2件)
- ・会員の診療所等
- ・会員情報等

- ・会員向け手続き書類等のダウンロード
- ・主な事業、会員数の動き、入会案内、情報処理技術者試験の情報、会員一覧
- ・会員名

〈法人運営関連〉

- ・施設案内、広報等
- ・財務諸表等については、会員向けレターで報告。
- ・事業活動報告
- ・活動報告(2件)
- ・役員・活動・事業等の紹介
- ・各支部の事業活動
- ・①本部支部及び会員一覧②工法のご紹介③刊行物案内

〈その他〉

- ・ホームページはあるが公開情報なし(3件)
- ・特に情報は掲載していない(3件)
- ・独自のホームページはないが、公益法人協会共同サイトを活用している。
- ・作成しているが上記項目は公開していない
- ・上部団体のホームページの中に公開
- ・不正アクセスがあり、現在一時的にホームページを非公開にしています。

◆一般財団法人

〈事業関連〉

- ・研究報告書・論文、啓発関連資料(セミナー、シンポジウム等)
- ・過年度に採択した研究報告書
- ・展示室の情報
- ・貸し館情報のみ
- ・公益事業、収益事業運営に関する情報
- ・財団組織及び事務局体制
- ・図書館事業の利用案内や所蔵リスト等
- ・財団概要、年間行事等についてのみ掲載している
- ・文化事業の報告
- ・教習事業内容、料金について
- ・企画展、常設展示の公開
- ・概要と年間展観予定
- ・各継続事業の情報、職員採用
- ・個別の事業予定やその実績報告を随時掲載
- ・事業紹介
- ・会館利用・イベント開催に関する情報
- ・事業内容・会員情報(希望者のみ)

〈法人運営関連〉

- ・館内の情報

〈その他〉

- ・公益法人情報公開サイト
- ・全国公益法人協会の情報公開サイトを利用している
- ・特になし
- ・公開情報なし
- ・上記の情報は公開していない

- ・ホームページは作成しているが、上記の内容は公開していない。
- ・現在リニューアル中で今後掲載のよていです。

(15)「表 126 公益法人協会への要望事項」の回答

◆一般社団法人

〈提言関連〉

- ・公益法人協会様の政策提言に期待しています。
- ・移行時において、公益目的財産の種別に関係なく大半が固定資産であっても、公益目的計画の実施期間は20年を基準として計画せよとの行政庁の指導があった(実際、行政庁により対応は様々)。出来る限り指導に沿い計画したことで、事業実施に負担を感じている。また、移行法人であっても公益目的計画すらない法人もあり、移行後の運営に不公平感を強く感じている。国に対し、一般法人の公益目的計画の撤廃を要望する(出来ないのであれば、公益目的計画の実施期間中における税負担を移行前と同じにすべきである)。また、インボイス制度による税負担が重くなることが予想されており、一般法人に対する軽減措置など支援を求められたい。

〈相談・セミナー・研修関連〉

- ・問い合わせなどでお世話になっております。引き続きよろしく申し上げます。
- ・困った時に電話相談を利用させていただいております。非会員ですが貴法人の存在は頼りになり心強いです。
- ・具体的事例に即した相談が気軽にできる環境構築を要望したい。
- ・いろいろな運営に関して相談にのってほしい。なんでこんなに入力項目が広がるのでしょうか？
- ・有益なセミナーや相談会の開催を更に増やして欲しい。
- ・非会員の講習会参加費を半減して欲しい。
- ・無償で受講できるセミナーも企画いただけると、気軽に参加を検討できます。厚かましい要望ですが、ニーズが高いトピックの中から対応いただけると有難く存じます。
- ・非営利徹底法人の共同サイト利用を無料に、また各種セミナーへの参加費を数千円程度に考慮していただきたく要望いたします。
- ・公法協様の政策提言の状況を随時情報をいただけると幸いです。応援しています。

〈情報提供関連〉

- ・DXの推進に関するセミナーを開催して欲しい。
- ・調査報告書の海外事例はとても参考になります。欧米諸国は制度的な考え方が進んでいる印象です。
- ・一般社団法人におけるインボイス制度や電帳法への対応レベルについて、いつもご指導・アドバイスありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。
- ・いつも有益な情報を提供していただきありがとうございます。
- ・いつも大変貴重な情報をありがとうございます。

〈その他 16件〉

- ・アンケートで報告した要望等がどう話し合われて、どのような結果となったかを報告してほしい。
- ・作成内容の例文とかが欲しい。内容を簡素化してほしい。
- ・事務局は1人であり負担のかかるアンケートはこれで終わりにしてほしい。
- ・いつもお世話になっております。(2件)
- ・特にありません。いつもありがとうございます。(2件)
- ・特にありません。(9件)

◆一般財団法人

〈提言関連〉

- ・公益法人改革によって民間法人の安定的な運営が脅かされている状況を改善するための国への法律改正の働きかけ

〈相談・セミナー・研修関連〉

- 会計や運営の相談窓口を充実させてほしい。
- 解散を検討した際、協会で電話相談を受けたが、相談担当の方から「期日を決めて解散してください」とのお話をいただいた。お世話になりました。
- ご相談に乗ってくださり有難うございます。今後とも宜しく願い致します。

〈情報提供関連〉

- いつも参考になる情報をありがとうございます。
- いつも情報をありがとうございます。現在は特に要望はございません。
- これまでと同様、適切な情報提供をお願いいたします。

V. アンケート質問全文

1. 公益法人

2023 年度公益法人の運営等に関するアンケート

*必須

I 法人基本情報

- i. 回答者のメールアドレス* (不明箇所の確認を目的としたお問合せ、重複回答を防ぐためにご協力ください)
- ii. 法人の別*
- 公益社団法人
 - 公益財団法人
- iii. 法人の形態*
- 特例民法法人からの移行
 - 特例民法法人から一般法人に移行後公益法人へ
 - 新設(2008年12月以降に一般法人設立後公益法人へ)
 - 任意団体から一般法人に転換後公益法人へ
 - 特定非営利活動法人から一般法人に転換後公益法人へ
 - 営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ
 - その他法人から一般法人に転換後公益法人へ
- iv. 行政庁の別*
- 内閣府
 - 都道府県()
- v. 貴法人の中心的な事業に最も近い事業内容を次の区分より一つだけお答えください*
- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 社会福祉関係 | <input type="checkbox"/> 生活・権利保護支援 |
| <input type="checkbox"/> 福祉関係の助成 | <input type="checkbox"/> 人権・平和 |
| <input type="checkbox"/> 健康維持・増進団体等 | <input type="checkbox"/> 国際協力 |
| <input type="checkbox"/> 医療施設、病院等 | <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会 |
| <input type="checkbox"/> 教育関係 | <input type="checkbox"/> 情報化社会 |
| <input type="checkbox"/> 学会・学術団体 | <input type="checkbox"/> 産業創造・企業経営、起業支援 |
| <input type="checkbox"/> 研究・分析機関 | <input type="checkbox"/> 業界団体 |
| <input type="checkbox"/> 助成・表彰 | <input type="checkbox"/> 同一資格者団体 |
| <input type="checkbox"/> 奨学 | <input type="checkbox"/> 免許・資格付与・検査・検定 |
| <input type="checkbox"/> 児童・青少年の健全育成 | <input type="checkbox"/> 互助・共済、親睦団体 |
| <input type="checkbox"/> 美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 | |
| <input type="checkbox"/> 芸術・文化関係 | <input type="checkbox"/> 精神修養団体 |
| <input type="checkbox"/> スポーツ関係 | <input type="checkbox"/> 祭祀・慰霊 |
| <input type="checkbox"/> 趣味・愛好会・同好会 | <input type="checkbox"/> 会館運営 |
| <input type="checkbox"/> 地域社会貢献活動・団体 | <input type="checkbox"/> 新聞その他メディア |
| <input type="checkbox"/> 環境保護 | <input type="checkbox"/> 行政関連 |
| <input type="checkbox"/> 災害・地域安全 | <input type="checkbox"/> 非営利活動支援団体 |
| <input type="checkbox"/> 動物愛護 | |
- vi. 収益事業の有無*
- 会計区分の上の収益事業を実施している

- 法人税法上の収益事業 34 業種に該当するが、公益目的事業として認定され実施している
- 会計区分上の収益事業および公益目的事業として認定された法人税法上の収益事業の両方を実施している
- 実施していない

- vii. 上記viの質問に関連して、会計区分上の収益事業等から生じた利益の 50%超を公益目的事業財産に繰り入れていますか。
- 繰り入れている
 - 繰り入っていない

- viii. 公益目的事業として認定された法人税法上の収益事業を実施している場合のその事業の内容を教えてください。(複数回答可)

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 物品販売業 | <input type="checkbox"/> 代理業 |
| <input type="checkbox"/> 不動産販売業 | <input type="checkbox"/> 仲立業 |
| <input type="checkbox"/> 金銭貸付業 | <input type="checkbox"/> 問屋業 |
| <input type="checkbox"/> 物品貸付業 | <input type="checkbox"/> 鉱業 |
| <input type="checkbox"/> 不動産貸付業 | <input type="checkbox"/> 土石採取業 |
| <input type="checkbox"/> 製造業 | <input type="checkbox"/> 浴場業 |
| <input type="checkbox"/> 通信業 | <input type="checkbox"/> 理容業 |
| <input type="checkbox"/> 運送業 | <input type="checkbox"/> 美容業 |
| <input type="checkbox"/> 倉庫業 | <input type="checkbox"/> 興行業 |
| <input type="checkbox"/> 請負業 | <input type="checkbox"/> 遊技所業 |
| <input type="checkbox"/> 印刷業 | <input type="checkbox"/> 遊覧所業 |
| <input type="checkbox"/> 出版業 | <input type="checkbox"/> 医療保健業 |
| <input type="checkbox"/> 写真業 | <input type="checkbox"/> 技芸教授業 |
| <input type="checkbox"/> 席貸業 | <input type="checkbox"/> 駐車場業 |
| <input type="checkbox"/> 旅館業 | <input type="checkbox"/> 信用保証業 |
| <input type="checkbox"/> 料理店業その他の飲食店業 | <input type="checkbox"/> 無体財産権の提供等業 |
| <input type="checkbox"/> 周旋業 | <input type="checkbox"/> 労働者派遣業 |

公益目的事業として認定申請したが、それが認められず課税になった場合は、その経緯について以下の記入欄にご記入ください。

(記入欄: _____)

- ix. 2022年度の収入のうち主なもの*(複数回答可)

- 会費収入
- 個人による寄附金
- 親会社等による資金拠出
- 公益目的事業からの収益
- 収益事業の実施による収益
- 民間機関からの助成金
- 行政機関からの補助金
- 委託費・指定管理料
- 資金運用益
- その他 (記入欄: _____)

- x. 2022年度の収入の規模*

- 1千万円未満
- 1千万円以上5千万円未満
- 5千万円以上1億円未満
- 1億円以上5億円未満

- 5億円以上10億円未満
- 10億円以上

II 法人について

- (1) 公益法人になって良かった点を教えてください。*(複数回答可)
- 社会的な信用が一般法人よりも高い
 - 補助金・助成金・指定管理が受けやすい
 - 公益目的事業が非課税
 - 利子等源泉所得税非課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している
 - 寄附金控除の優遇措置
 - 公益法人になって良かった点は特になし
 - その他（記入欄： _____）
- (2) 公益法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。*(複数回答可)
- 収支相償により、事業活動が制限される。
 - 公益目的事業比率の制限により事業活動が制限される
 - 遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができない
 - 立入検査など行政庁による指導監督の負担がある
 - 毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい
 - 変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい
 - 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい
 - 適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい
 - 苦労している点、困っている点は特になし
 - その他（記入欄： _____）
- (3) 収支相償原則について具体的な要望やご意見等があれば教えて下さい。(複数回答可)
- 収支相償原則は、根本から見直し、撤廃することを検討してほしい
 - 中長期の収支均衡原則の考え方には賛成するが、毎年度判定の是非や収支余剰の解消策を求めることの是非を見直してほしい
 - 寄附金等を収支相償の対象外とすることを検討してほしい
 - 現行の二段階判定の撤廃等、制度運営を見直してほしい
 - 資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい
 - 一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表 A の提出を簡略化してほしい
 - その他（記入欄： _____）
- (4) 遊休財産額規制について具体的な要望やご意見等があれば教えて下さい。(複数回答可)
- 遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい
 - 現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい
 - 法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む
 - 資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい
 - 一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表 C の提出を簡略化して欲しい
 - その他（記入欄： _____）
- (5) 認定等手続きについて具体的な要望やご意見等を教えてください。(複数回答可)
- 変更認定が必要な「公益性に大きな影響をあたえない変更」を明確化してほしい
 - 認定と届出の基準を、解釈の相違がないよう、明確にしてほしい
 - 認定と届出に係る事務手続き負担を軽減してほしい
 - 認定申請等に要する時間を短縮し、迅速に対応してほしい
 - その他（記入欄： _____）

- (6) 毎年の定期提出書類のうちの別表 H について伺います。貴法人では、「定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂(2021年6月)について(別表Hに関する記載方法)」に対して、どのような対応をとられましたか。また、ご意見等があれば、その他にご記入ください。*
- 手引きの改定どおり、別表 H を作成した
- 手引きの改定とは異なり、従来通りに、別表 H を作成した
- その他 (記入欄: _____)
- (7) 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。*
- やはり公益法人
- 一般法人
- 特定非営利活動法人
- 認定特定非営利活動法人
- 社会福祉法人
- 営利法人(株式会社・合同会社など)
- 労働者協同組合、特定労働者協同組合
- その他 (記入欄: _____)
- (8) 上記設問(7)で現状の法人形態と異なる場合を選択した場合は、その理由についてお聞かせください。また現行の法人形態について、改善要望があれば、その他記入欄にご記入ください。
- 法人運営での自由度が高い
- 行政による監督がなく、実施事業に専念できる
- より地域に根ざした活動がしやすい
- 資金調達が容易である
- その他 (記入欄: _____)

III 寄附と税制等について

- (9) 寄附金の総収入(経常収益)に占める割合を教えてください。*
- 0%
- 10%未満
- 10%以上 20%未満
- 20%以上 30%未満
- 30%以上 50%未満
- 50%以上
- (10)寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。(複数回答可)
- 事業収入や運用収入で間に合っている
- 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
- 寄附金を募集した後の事務負担が大きい
- 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
- その他 (記入欄: _____)
- (11)税額控除証明はすでに取得していますか。*
- 取得済み(申請書提出済み・準備中を含む)
- 制度は知っているが、取得していない
- 制度自体を知らない
- ※税額控除証明とは、PST(Public Support Test)要件を満たしている公益法人等に対して行政庁や所轄庁から交付される証明書。
- ※PST 要件とは、法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標であり、公益法人が税額控除対象法人となるための要件。

- (12)税額控除制度を知っているものの、税額控除証明を取得していない法人に質問です。税額控除証明を取得していない理由を教えてください。
- PST 要件を満たすことが困難である
 - 当法人にとってはあまりメリットがない
 - 手続きが複雑で面倒である
 - 個人からの寄附は考えていない
 - 所得控除だけで十分である
 - その他（記入欄： _____）
- (13)寄附金を募集している法人に質問です。寄附の利用をさらに促進する上で期待する項目はありますか。
- 多数の個人による小口現金の寄附
 - 資産家等の個人による大口の現金寄附
 - 資産家等の個人による大口の現物資産の寄附(みなし譲渡所得税非課税の承認特例※)
 - 企業による寄附
 - 寄附よりも、助成金等
 - その他（記入欄： _____）
- ※個人が、土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この譲渡所得に係る所得税について非課税とする制度(租税特別措置法第 40 条)のことをいう。
- (14)公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。(例:固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大、など)
- (記入欄： _____)
- (15)現在の会計制度(平成 20 年公益法人会計基準)についてご意見があればご記入下さい。
- (記入欄： _____)

IV 行政庁の対応

- (16)立入検査など行政庁による監督で困っている点を教えてください。*(複数回答可)
- 指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい
 - 担当官によって趣旨一貫していない面がある
 - 立入検査のインターバルが短い
 - 困っている点は特にない
 - その他（記入欄： _____）
- (17)変更認定申請・変更届出で困っている点を教えてください。*(複数回答可)
- 事業拡大のための変更認定申請等で、時間がかかる
 - 担当官によって、届出および変更認定の見解が異なる
 - 記載事項が多く、事務手続きにかなりの負荷を伴う
 - 書類で細かなチェックが多い
 - 困っている点は特にない
 - その他（記入欄： _____）
- (18)新公益法人制度の基本は法人自治の尊重・自己責任経営を促すものです。この基本に照らして行政庁の指導や対応全般について、どのように思いますか。*
- おおむねこの理念にそくして監督しているので問題はない
 - やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし
 - 旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い
 - その他（記入欄： _____）
- ※「その他」には、内部自治への介入の内容などを含めご記入ください。

(19) 行政庁の指導等に関して、要望があればご記入ください。

(記入欄:)

V 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団法人のみ)

(20) 財団法人は純資産額(正味財産)が2期連続で300万円を下回った時は強制解散となります。貴法人の状況について教えてください。

- 過去に、正味財産で300万円を下回ったことはない
- 過去に2年連続で、正味財産で300万円を下回った
- 過去に1度、正味財産で300万円を下回ったことがある
- 国からの給付金収入を得て、債務超過を回避できた
- 寄附金収入を得て、債務超過を回避できた
- その他 (記入欄:)

(21) 純資産規制による財団法人の強制解散制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。

- 当該制度は、撤廃すべきである
- 強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである
- その他 (記入欄:)

VI ガバナンス・コード

(2023年7月に公表された「内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書に、「法人の自律的なガバナンスの充実」の一節が追加され、今後は自主的、自律的なガバナンスの取り組みがより一層求められることになることから、現在の公益法人の取り組み状況を把握する目的で伺うものである。)

(22) ガバナンス・コード(倫理規定、行動基準含む)採用の有無*

- 採用している。
- 現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中である。
- 現在採用していないが、将来的に採用したいと考えている。
- 現在採用していないが、将来とも採用する計画はない。

(23) ガバナンス・コードを採用した目的を教えてください。(複数回答可)

- 組織の健全な運営の実現
- 組織の不祥事の防止
- 長期的な組織価値の向上
- 支援者、利害関係者との信頼性の確保
- その他 (記入欄:)

(24) ガバナンス・コードを採用していない理由を教えてください。(複数回答可)

- 対応するための十分な体制が組織内に整っていない。
- 組織体制構築と運営にコストがかかる。(組織の負担増に繋がる)
- コード作成や運営のための専門知識や経験がない。
- 小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である。
- 事業成果や組織価値の向上に繋がるという期待や実感が持てない。
- 特に現状の運営に問題や課題意識は感じていない。
- 公益法人は定款や諸規程・ガイドラインを遵守していれば十分と考えるから。
- その他 (記入欄:)

VII その他

(25) 貴法人では、コロナ禍でどのような影響がありましたか。*(複数回答可)

- 法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生
- 事業収入で大幅なマイナス影響が発生

- 寄附金や助成金等で大幅なマイナス影響が発生
- 上記マイナス影響により運転資金不足が発生し、借入を行った
- 支出費用が減少したため、逆に、収支が余剰となる影響が発生
- 特に大きな影響はない。
- その他（記入欄： _____)

(26) 質問 25 に「借入を行った」と回答された法人にお尋ねします。下記に就き、借入金の状況を以下の記述欄に該当番号とともに可能な限りご記入ください。

- ①借入れ時期(例:2021年4月など): _____
- ②借入額(例:500百万円など): _____
- ③返済予定期間(例:3年など): _____
- ④借入先(例:銀行など): _____
- ⑤借入理由(例:事業収入が途絶え資金繰りが困難になったため、など): _____ ⑥これまでの返済状況(例:200万円を2023年3月に返済など): _____
- ⑦今後の返済予定(公益目的事業会計以外からの返済可能性を含む)(例:2024年3月までに返済、など): _____
- ⑧今後、法人として求めたい支援(例えば、運転資金充当年度以降の年度に於ける借入金返済資金捻出時の収支相償対応など): _____

(27) 自団体のホームページで広く一般に公開している情報を教えて下さい。*(複数回答可)

- 定款
- 役員名簿
- 事業計画書
- 収支予算書
- 事業報告書
- 財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)
- アニュアルレポート
- ホームページは作成していない
- その他（記入欄： _____)

(28) 今後、法人組織として自ら取り組みたい項目があれば、教えてください。*(複数回答可)

- 他の非営利組織との連携、協業
- 人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)
- 情報開示の推進
- 事業の拡大、成長
- 資金調達基盤の強化、安定化
- 法人運営の効率化
- 再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化
- DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進
- 働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入、テレワークの導入、育児休暇の取得促進など)
- その他（記入欄： _____)

VIII 公益法人協会への要望

(29) 公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄： _____)

2. 一般法人

2023 年度一般法人の運営等に関するアンケート

*必須

I 法人基本情報

- i. 回答者のメールアドレス* (不明箇所の確認を目的としたお問合せ、重複回答を防ぐためにご協力ください)
- ii. 法人の別*
- 一般社団法人
 - 一般財団法人
- iii. 法人の形態*
- 特例民法法人からの移行
 - 新設(2008年12月以降に一般法人設立)
 - 任意団体から一般法人に転換
 - 特定非営利活動法人から一般法人に転換
 - 営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ
 - その他法人から一般法人に転換
- iv. 所在地*
- 都道府県()
- v. 税法区分*
- 非営利徹底法人
 - 共益法人
 - 特定普通法人
- vi. 貴法人の中心的事業に最も近い事業内容を次の区分より一つだけお答えください*
- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 社会福祉関係 | <input type="checkbox"/> 生活・権利保護支援 |
| <input type="checkbox"/> 福祉関係の助成 | <input type="checkbox"/> 人権・平和 |
| <input type="checkbox"/> 健康維持・増進団体等 | <input type="checkbox"/> 国際協力 |
| <input type="checkbox"/> 医療施設、病院等 | <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会 |
| <input type="checkbox"/> 教育関係 | <input type="checkbox"/> 情報化社会 |
| <input type="checkbox"/> 学会・学術団体 | <input type="checkbox"/> 産業創造・企業経営、起業支援 |
| <input type="checkbox"/> 研究・分析機関 | <input type="checkbox"/> 業界団体 |
| <input type="checkbox"/> 助成・表彰 | <input type="checkbox"/> 同一資格者団体 |
| <input type="checkbox"/> 奨学 | <input type="checkbox"/> 免許・資格付与・検査・検定 |
| <input type="checkbox"/> 児童・青少年の健全育成 | <input type="checkbox"/> 互助・共済、親睦団体 |
| <input type="checkbox"/> 美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 | |
| <input type="checkbox"/> 芸術・文化関係 | <input type="checkbox"/> 精神修養団体 |
| <input type="checkbox"/> スポーツ関係 | <input type="checkbox"/> 祭祀・慰霊 |
| <input type="checkbox"/> 趣味・愛好会・同好会 | <input type="checkbox"/> 会館運営 |
| <input type="checkbox"/> 地域社会貢献活動・団体 | <input type="checkbox"/> 新聞その他メディア |
| <input type="checkbox"/> 環境保護 | <input type="checkbox"/> 行政関連 |
| <input type="checkbox"/> 災害・地域安全 | <input type="checkbox"/> 非営利活動支援団体 |
| <input type="checkbox"/> 動物愛護 | |

vii. 2022 年度の収入のうち主なもの* (複数回答可)

- 会費収入
- 個人による寄附金
- 親会社等による資金拠出
- 公益目的事業からの収益
- 収益事業の実施による収益
- 民間機関からの助成金
- 行政機関からの補助金
- 委託費・指定管理料
- 金融機関からの借り入れ
- 資金運用益
- その他 (記入欄: _____)

viii. 2022 年度の収入の規模*

- 1千万円未満
- 1千万円以上5千万円未満
- 5千万円以上1億円未満
- 1億円以上5億円未満
- 5億円以上10億円未満
- 10億円以上

II 法人について

(1)一般法人になって良かった点を教えてください。*(複数回答可)

- 行政による監督がなく実施事業に専念できる
- 収支相償の制限がない
- 公益目的事業比率の制限がない
- 遊休財産の規制がない
- 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単
- 法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)
- 一般法人になって良かった点は特になし
- その他 (記入欄: _____)

(2)一般法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。*(複数回答可)

- 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる
- 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く(公益目的支出計画を実施の法人様)
- 申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き(公益目的支出計画を実施の法人様)
- 相談する先がない
- 補助金・助成金・指定管理が受けにくい
- 税金の負担(非営利徹底法人および共益法人の場合は収益事業が課税となり、普通法人の場合は全所得課税となる)
- 預金利子に対し源泉徴収課税がされる
- 寄附者への寄附金控除の優遇措置がない
- 適正な機関運営(社員総会/評議員会・理事会など)が難しい
- 苦労している点、困っている点は特になし

- その他（記入欄： _____）
- (3) (2)で回答した苦労している点、困っている点の内容について具体的に教えてください。（さらに改善策等のご意見があれば併せてお願い致します）
（記入欄： _____）
- (4) 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。*
- やはり一般法人
 公益法人
 特定非営利活動法人
 認定特定非営利活動法人
 社会福祉法人
 営利法人(株式会社・合同会社など)
 労働者協同組合、特定労働者協同組合
 新たな法人形態(新しい資本主義の「社会的企業」等)
 その他（記入欄： _____）
- (5) (4)で公益法人以外を選択した法人に質問です。公益法人への移行を望まない理由を教えてください。（複数回答可）
- 自由に、柔軟に公益活動を実施したいため
 収支相償により、事業活動が制限されるため
 公益目的事業比率の制限により事業活動が制限されるため
 遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができないため
 立入検査など行政庁による指導監督の負担があるため
 変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい
 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい
 適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい
 特に理由はない
 その他（記入欄： _____）

III 寄附と税制について

- (6) 寄附金の総収入(経常収益)に占める割合を教えてください。*
- 0%
 10%未満
 10%以上 20%未満
 20%以上 30%未満
 30%以上 50%未満
 50%以上
- (7) 寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。（複数回答可）
- 事業収入や運用収入で間に合っているため
 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
 寄附金を募集した後の事務負担が大きい
 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
 その他（記入欄： _____）

(8) 寄附金を募集している法人に質問です。寄附の利用をさらに促進する上で期待する項目はありますか。(複数回答可)

- 多数の個人による小口現金の寄附
- 資産家等の個人による大口の現金寄附
- 資産家等の個人による大口の現物資産の寄附(みなし譲渡所得税非課税の承認特例※)
- 企業による寄附
- 寄附よりも、助成金等
- その他 (記入欄: _____)

※個人が、土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この譲渡所得に係る所得税について非課税とする制度(租税特別措置法第40条)のことをいう。

(9) 一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

(記入欄: _____)

IV 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団法人のみ)

(10) 財団法人は純資産額(正味財産)が2期連続で300万円を下回った時は強制解散となります。貴法人の状況について教えてください。

- 過去に、正味財産で300万円を下回ったことはない
- 過去に2年連続で、正味財産で300万円を下回った
- 過去に1度、正味財産で300万円を下回ったことがある
- 国からの給付金収入を得て、債務超過を回避できた
- 寄附金収入を得て、債務超過を回避できた
- その他 (記入欄: _____)

(11) 純資産規制による財団法人の強制解散制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。

- 当該制度は、撤廃すべきである
- 強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである
- その他 (記入欄: _____)

V その他

(12) 貴法人では、コロナ禍でどのような影響がありましたか。*(複数回答可)

- 法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生
- 事業収入で大幅なマイナス影響が発生
- 寄附金や助成金等で大幅なマイナス影響が発生
- 上記マイナス影響により運転資金不足が発生し、借り入れを行った
- 支出費用が減少したため、逆に、収支が余剰となる影響が発生
- 特に大きな影響はない。
- その他 (記入欄: _____)

(13) 質問12に「借入を行った」と回答された法人にお尋ねします。下記に就き、借入金の状況を以下の記述欄に該当番号とともに可能な限りご記入ください。

- ①借入れ時期(例:2021年4月など): _____
- ②借入額(例:500百万円など): _____
- ③返済予定期間(例:3年など): _____
- ④借入先(例:銀行など): _____

⑤借入理由(例:事業収入が途絶え資金繰りが困難になったため、など): _____ ⑥こ

れまでの返済状況(例:200万円を2023年3月に返済など): _____

⑦今後の返済予定(例:2024年3月までに返済、など): _____

⑧今後、法人として求めたい支援(例:小規模事業者持続化補助金の対象範囲拡大等など): _____

(14) 自団体のホームページで広く一般に公開している情報を教えて下さい。* (複数回答可)

- 定款
- 役員名簿
- 事業計画書
- 収支予算書
- 事業報告書
- 財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)
- アニュアルレポート
- ホームページは作成していない
- その他 (記入欄: _____)

(15) 今後、法人組織として自ら取り組みたい項目があれば、教えてください。* (複数回答可)

- 他の非営利組織との連携、協業
- 人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)
- 情報開示の推進
- 事業の拡大、成長
- 資金調達基盤の強化、安定化
- 法人運営の効率化
- 再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化
- DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進
- 働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入、テレワークの導入、育児休暇の取得促進など)
- その他 (記入欄: _____)

VI 公益法人協会への要望

(16) 公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄: _____)

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する アンケート結果報告書

2024年6月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

©2024

印刷 株式会社美巧社
